



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2002年06月05日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)国立衛生研究所(NIH)機能向上プロジェクト (英)Project for Strengthening of National Institute of Health Capabilities for Research and Development on AIDS and Emerging Infectious Diseases
対象国名	タイ
分野課題1	保健医療-その他保健・医療(旧)
分野課題2	
分野課題3	
プロジェクトサイト	ノンタブリ県(タイ・バンコク近郊) ランパン病院(ランパン)
署名日(実施合意)	1998年12月24日
協力期間	1999年03月01日 ~ 2004年02月28日
相手国機関名	(和)保健省(Ministry of Public Health) 国立衛生研究所 (NIH)
相手国機関名 (外)	
日本側協力機関名	国立感染症研究所、東京大学、大阪大学、北海道大学他

プロジェクト概要

背景

1-1 協力の背景と概要
タイ王国国立衛生研究所(National Institute of Health:NIH)は、1984年から日本政府が無償資金協力によって建物建設、機材供与を実施し(1984年度24億5,000万円、1985年 14億5,600万円)、1986年に完工された研究所である。タイ王国保健省医科学局に所属し、保健省内における総合的研究施設を備えた唯一の研究機関として、タイ王国(以下、「タイ」と記す)におけるAIDS・感染症対策の中心的研究機関としての機能を担っている。
同研究所に対し、我が国は、NIHの感染症分野の研究能力の向上を目的とした「国立衛生研究所プロジェクト」(1985~1994年)を実施した。また、1990年代初頭からのAIDSの爆発的な流行を受け(AIDSの感染者は約100万人・総人口の1.7%、死者は22万人以上と推定)、NIHを拠点とした「AIDS予防対策プロジェクト」(1993~1996年)を実施し、AIDSに関する研究機能及び公衆衛生活動の強化のための支援を実施した。同プロジェクトの終了に際し、タイ政府はAIDSに関する試験分析研究体制の更なる強化に加え、新興・再興感染症の調査研究体制と地方研究所間の連携体制の強化が必要と判断し、NIHの機能向上を目的としたプロジェクト方式技術協力を引き続き我が国に要請した。

1-2 協力内容
上記タイからの要請に基づき、我が国は、国立感染症研究所、東京大学、大阪大学などの協力を得て、NIHにおけるAIDS及び新興・再興感染症についての研究能力を向上させることを目的として、感染症の診断・検査技術の強化、病原体情報の解析、及びAIDSコホートの設定などの支援を行った。

上位目標

NIHにおける医生物学的研究が、タイの感染症対策に一層貢献するようになる。

プロジェクト目標 NIHにおけるAIDSと新興・再興感染症の研究機能が向上する。

成果 1) HIV感染とAIDSに関する研究環境が整備される。
2)高度安全実験室での動物を用いたワクチン評価システムが整う。
3)HIVワクチン治験及び血清銀行のための国内検体保管システムの施設が整う。
4)病原体同定のための機能が向上する。
5)新興・再興感染症動向調査のための研究所間の連携が強化される。

活動

投入

日本側投入

相手国側投入

外部条件

実施体制

(1)現地実施体制
(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の
 援助活動
(2)他ドナー等の
 援助活動



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2010年07月01日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)皮膚病学プロジェクト (英)Project on the Diploma Course in Dermatology
対象国名	タイ
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	南南協力プログラム
プロジェクトサイト	バンコク
署名日(実施合意)	2003年12月31日
協力期間	2004年05月03日 ~ 2009年03月31日
相手国機関名	(和)保健省皮膚病学研究所 (英)Institute of Dermatology, Ministry of Public Health

プロジェクト概要

背景	アジア地域、特に東南アジアでは皮膚病は、内科・外科に次いで多く、患者の20%は皮膚病と言われている。しかしながら、皮膚病科専門医の数は少なく、人口10万人あたりの皮膚病科専門医数が1人を超える国はほとんどない。タイ皮膚病学研究所は、1972年に国連・世界保健機関の援助のもとに、アジア・太平洋地域の皮膚科分野の中核的研究、教育、診療機関たることを目的に設立された。1976～1983年には、タイ政府主催の3ヶ月間の皮膚病科専門医育成コースが実施されたが、同コースの発展に伴い質的・量的拡大を目的として、タイ政府から我が国に対し、第三国集団研修としてのコース支援の要請があった。1984年3月に第三国集団研修として10ヶ月間の皮膚科専門医資格取得コースが開始され、以降協力をを行い、1989年度(第5回)、1993年度(第10回)、1998年度(第15回)、2003年度(第20回)に各々評価調査を実施し、その都度継続協力の必要性が提言されており、現在は2004年から5年間の技術協力プロジェクトとして実施している。
上位目標	皮膚病研究所が、アジア地域の学術機関の指導的役割を果たし、タイ国内で指導者となる。
プロジェクト目標	・アジア・太平洋地域の研修参加者の皮膚病学分野における技術と知識が向上する。 ・皮膚病研究所が適切で最新の研修を提供する能力を強化する。
成果	1)研修参加者が皮膚病分野での高等知識・技術を得る。 2)皮膚病学研究所の講師の能力が改善される。 3)コース運営能力が改善される。 3)皮膚病研究所が研修修了者に経験と情報を共有する機会を提供する。
活動	1)研修コースカリキュラムの作成、教材・実験室・施設の準備、コース講師としてのスタッフの十分な配置、研修実施 2)本邦研修のためのタイ側カウンターパート／講師の選任、コース実施のための必要な機材の設置、日タイ両国の協力強化のため日本人専門家に対応する皮膚病学研究所講師の指名、日本人専門家から皮膚病学研究所講師への技術指導 3)研修参加者の達成度・コースの内容・カリキュラム等の評価、評価結果に基づくカリキュラムの改善、近隣国のニーズの情報収集とコースの競争性の調査、タイ以外の参加者の増加の可能性の追求、コースの財務諸表の合同調整委員会での報告

投入	4)会議・ワークショップ・セミナーなどの学術活動の実施、研修修了者への同窓会ニュースレターの配布、ウェブサイトへの学術論文の掲載
日本側投入	1)専門家派遣:短期専門家(生化学、免疫皮膚病学、分子皮膚病学、光線皮膚病学等) 2)本邦での研修員受入れ:生命工学、免疫皮膚病学、レーザー外科等 3)機材供与:皮膚粘弹性測定機、衝撃波測定装置、蛍光顕微鏡等 4)第三国集団研修:アジア太平洋地域の16カ国対象、10ヶ月のコース
相手国側投入	1)人員配置(事務職員、研修コース講師の確保) 2)研修施設の提供 3)必要な機材の設置 4)研修経費の一部負担
外部条件	研修参加者の学習能力と意欲が研修コース実施期間中高く維持されること、研修参加者が研修終了後も皮膚病学の専門を継続すること、など

実施体制

(1)現地実施体制	保健省皮膚病学研究所が中心となり事業を実施。
(2)国内支援体制	順天堂大学を中心とした支援体制。

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動	20年間第三国集団研修として行ってきた実績あり。
-------------	--------------------------



個別案件(国別研修)

2010年07月27日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)修士課程コース「プライマリヘルスケア」(第三国研修)

対象国名 タイ

分野課題1 保健医療-保健医療システム

分野課題2

分野課題3

協力期間 2003年06月 ~ 2008年03月

相手国機関名 (和)

相手国機関名 (英)

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景

1982年、鈴木善幸総理(当時)が提唱した「アセアン人づくりプロジェクト」の一環として、マヒドン大学内に我が国無償資金協力で建設された「プライマリヘルスケア訓練センター」を拠点に、プロジェクト方式技術協力によりプライマリヘルスケア(以下、PHC)プロジェクトが開始された。同プロジェクトは、タイ国内のPHC訓練員や普及員に対する研修を実施するものであり、1989年に終了した(同センターはその後「アセアン保健開発研究所(以下、AIHD)」と改称されている。)。同センターでは海外研修員向けの研修コースを拡充して1年間の修士課程「PHCマネジメント」を設立し、JICAはこれに協力する形で1987年から第三国研修を開始した。2003年度からは第4フェーズとして5年間の協力が行われ、2007年度をもって終了した。2008年度から第三国研修はタイ側経費のみで実施され、JICAのさらなる協力は行っていないが、これまでの長年の協力を総括するため、終了時評価調査として日タイ合同で評価を行ったものである。

上位目標 参加国のプライマリヘルスケアサービスが向上する。

プロジェクト目標 研修参加者がプライマリヘルスケア関連分野にて革新的な仕事が遂行できる。

成果

- 研修参加者がプライマリヘルスケアのマネジメントのリーダーとして働くのに適切なレベルに達する。
- 研修参加者が職務上必要なことを実施できる適切な地位に就く。
- 研修参加者が得た知識と技能を普及・交換する。

活動

投入

日本側投入

相手国側投入

外部条件

実施体制

- (1)現地実施体制
- (2)国内支援体制

関連する援助活動

- (1)我が国の
 援助活動
- (2)他ドナー等の
 援助活動



技術協力プロジェクト

2010年04月09日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)HIV/AIDS地域協力センタープロジェクト

対象国名 タイ

分野課題1 保健医療-HIV/AIDS

分野課題2 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発

分野課題3 平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援

プログラム名 南南協力プログラム

プロジェクトサイト タイ王国ナコンパトム県

署名日(実施合意) 2005年03月31日

協力期間 2005年04月01日 ~ 2008年03月31日

相手国機関名 (和)マヒドン大学アセアン保健開発研究所(AIHD)

日本側協力機関名 エイズ予防財団

プロジェクト概要

背景

タイでは世界的な感染拡大に先駆けて1990年代にHIV感染が急速に拡大した。感染拡大に伴い、タイ政府は日本を含む他国政府や国際援助機関からの支援を受けながら、エイズ対策を強化してきた。その結果、タイは現在では感染拡大の減少に成功した数少ない国として広く認知されている。一方、周辺のカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムではタイに比べてHIVの感染拡大は遅く、エイズ対策も遅れている。各国政府はエイズを国家の社会経済開発上の脅威として受け止め、国際支援を活用しながらエイズ対策を強化している。しかし、これらの国々では、急速に増加しているエイズ対策事業を効果的に行う人材が十分であるとは言えず、地域での活動を担う人材の能力向上が必要になっている。本プロジェクトの実施機関となるAIHDは、1982年にアセアン人造りプロジェクトの一環として日本政府の支援で設立されて以後、プライマリヘルスケア、保健分野のマネジメントなどの研修コースを整備し、第三国研修を実施するなど国内外で高い評価を受けている。最近ではエイズ対策分野での調査・研究や研修事業を積極的に実施しており、これまでの保健分野での研修経験やネットワークを活用して、エイズ対策分野での人材養成にも貢献することが期待されている。

上位目標

カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムにおいて、RCCから提供されるリソースが活用され、エイズ対策に従事する人材が各国のニーズと状況に基づいて育成されエイズ対策が改善される。

プロジェクト目標

RCCがカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムにおけるエイズ対策のための人材養成を支援する地域協力センターとして機能し、関係機関から認められる。

成果

①成果1: AIHD内に設立されたRCCの運営体制が確立される ②成果2: 研修事業の運営体制が構築され、カリキュラム・教材が、周辺4カ国の人材を反映して開発され、改善される ③成果3: タイと周辺4カ国におけるエイズ対策分野の人材、研究、活動事例に関する情報が収集され、適切にアップデートされ、周辺4カ国のカウンターパート機関、援助機関、AIHD卒業生、その他の関係者に向けて発信される。④成果4: 関係者間のネットワーク強化により、タイと周辺4カ国の人材、情報、財源が動員され、より有効に活用される

活動

①RCC運営タスクフォース・協議委員会の設置・開催、年間活動計画・予算の作成、AIHD職員の能力向上計画作成・実施 ②研修のニーズ調査、研修ガイドライン・カリキュラム・教材の開発・改善、研修の実施(研修講師のための研修:TOT)、研修成果のモニタリング ③情報の収集、人材、研究、活動事例に関するデータベースの構築と定期的なアップデート、ウェブ上のホームページの開設と管理、ニュースレターと年次報告の発信、その他のメディアを通じたRCCの情報と活動経験の発信 ④周辺4カ国でのフォーカルポイント設置、タイ国内外のエイズ

対策分野の関係機関・人材(AIHD卒業生を含む)との ネットワーク強化、リソースパーソンの研修講師としての活用・仲介、周辺4カ国の関係機関・人材とのネットワーク強化、セミナー・評価ワークショップ等情報共有のための会合の開催

投入

- 日本側投入
- ・専門家派遣 長期:3名(チーフ・アドバイザー／地域協力、エイズ対策人材育成、業務調整)
 - ・機材供与 コンピュータ、周辺機器、車両など・現地業務費 研修、その他の活動費(1カ国向けの研修費はJICA負担、複数の国からの参加者を対象とした研修費用はJICAとタイ国際開発協力機構(TICA)との分担)
- 相手国側投入
- ・カウンターパートの配置:職員15名(AIHDの他の業務との兼任を含む)(AIHD)
 - ・施設:プロジェクト事務所、研修施設(AIHD)
 - ・プロジェクト活動費:研修費用の分担(TICA)
- 外部条件
- ・プロジェクト目標達成のための外部要因・プロジェクト期間中にタイ政府や援助機関のタイ周辺4カ国に対するエイズ対策への支援方針が大きく変わらない・主な関係機関(タイ保健省、周辺4カ国のカウンターパート機関)のRCCへの協力方針や体制が大きく変わらない 上位目標達成のための外部要因・研修受講生が各国のカウンターパート機関によって適切に選定される・研修受講生の多くが研修後もエイズ対策に関する研修を実施する立場にある・周辺4カ国政府のエイズ対策分野での人材育成方針が大きく変わらない

実施体制

- (1)現地実施体制 マヒドン大学アセアン保健開発研究所(AIHD)

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動 「エイズ予防対策プロジェクト(93?96年)」「エイズ予防・地域ケアネットワークプロジェクト(98-03年)」「国立衛生研究所機能向上プロジェクト(99-04年)」「感染症対策・サーベイランス(02?04年)」
- (2)他ドナー等の援助活動 UNAIDS、UNFPA、米国CDC、USAID等複数のマルチ・バイのドナーが活動を実施中。



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2013年01月18日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名 (和)防災能力向上プロジェクト
(英)Project on Capacity Development in Disaster Management

対象国名 タイ

分野課題1 水資源・防災-総合防災
分野課題2 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3 ガバナンス-公共安全
分野分類 計画・行政-行政-行政一般
プログラム名 社会的弱者支援プログラム
援助重点課題 社会の成熟化に伴う問題への対応
開発課題 社会的弱者支援(人身取引対策等)

プロジェクトサイト 全国およびパイロットエリア(未定)
署名日(実施合意) 2006年05月31日

協力期間 2006年8月29日 ~ 2008年8月28日

相手国機関名 (和)内務省災害軽減局、教育省
相手国機関名 (英)Department of Disaster Prevention and Mitigation, Ministry of Interior, Ministry of Education

プロジェクト概要

背景 別添1を参照。

上位目標 タイ国において、中央省庁、地方行政、コミュニティレベルにおける災害対応能力が向上する

プロジェクト目標

- ・防災業務の中核を掌握する中央省庁としての機能を果たすため、災害軽減局の防災行政能力が強化される
- ・中央、地方レベルにおける教育サービス向上および、地方レベルにおける災害軽減局、教育省地方事務所の機能強化を通じて、地方行政、コミュニティレベルにおける災害対応能力が向上する

成果

- 1. 災害軽減局に災害及び災害対策についての情報が収集・蓄積される
- 2. 地方政府を含む関係機関との連携の下、災害軽減局において、防災にかかる計画や制度、体制などが改訂される
- 3. 災害軽減局職員の防災行政能力が向上する
- 4. パイロットプロジェクトサイトにおいて災害軽減局県事務所の主導により地域防災計画が改定され、計画の一部が実施される
- 5. 中央、地方レベルにおいて、学校防災教育が拡充される

活動

- 1-1: タイ国で発生した過去の災害時の対応をレビューし、経験や教訓を取りまとめる
- 1-2: GISデータベースを構築し、災害軽減局及び関係機関の防災行政(ハザードマップ作成等)に役立てる
- 1-3: 政府機関、他ドナー、NGOがタイ国で実施中あるいは実施予定の防災関連プロジェクトをリストアップする
- 1-4: 防災白書を発行する
- 2-1: 災害軽減局と他の関係機関(中央省庁、地方自治体、NGO等)の情報ネットワークを強化する

- 2-2:活動1-1に基づき、防災にかかる計画や制度、体制などをレビューし、修正する
 - 2-3:活動1-3に基づき、プロジェクト間の調整を図る
 - 2-4:地域防災計画の策定及び改訂の支援を行い、地方自治体、コミュニティにおける防災活動の実施を促進する
 - 3-1:危機管理研修を含む防災軽減局(含県事務所)及び地方自治体職員を対象とした研修を実施する
 - 3-2:防災アカデミーの研修カリキュラムをレビューする
 - 4-1:パイロットプロジェクトサイトを3ヶ所選定する(各々洪水災害、土砂災害(地すべり)、津波災害の多発地域とする)
 - 4-2:災害状況調査を実施する
 - 4-3:地域防災計画をレビューし、修正する
 - 4-4:ハザードマップを作成し、早期警報/警報システム計画を策定・実施する
 - 4-5:コミュニティ組織の構築を支援する
 - 4-6: DIG(図上訓練: Disaster Imagination Game)・緊急避難訓練を行う
 - 4-7:住民に対する啓発活動(含ワークショップの実施)を行う
- 以下「その他」欄に記載。

投入

- | | |
|--------|---|
| 日本側投入 | <ul style="list-style-type: none"> 1)下記分野の専門家派遣 <ul style="list-style-type: none"> 総括・防災関連組織連携、業務調整、防災計画、コミュニティ防災、洪水ハザードマップ、地すべりハザードマップ、津波ハザードマップ、コミュニティ活動、防災教育、DIG(図上訓練: Disaster Imagination Game)、GIS、データベース、情報通信 2)機材の提供(コミュニティレベルにおける予警報システム、防災教育教材など) 3)カウンターパート研修(防災行政など) 4)国内支援委員会の設置 |
| 相手国側投入 | <ul style="list-style-type: none"> 1)プロジェクトオフィスの提供 2)カウンターパートの配置(タスクフォースの設置) 3)運営維持経費 4)合同調整委員会の設置 |
| 外部条件 | <ul style="list-style-type: none"> 1)三つのパイロットプロジェクトサイトの決定に対する関係機関の合意 2)タイ国の防災行政のなかで、内務省災害軽減局が重要な役割を果たすことを求められ続けること 3)関係省庁間が連携してプロジェクト運営に携わること |

実施体制

- | | |
|-----------|---------|
| (1)現地実施体制 | 合同調整委員会 |
| (2)国内支援体制 | 国内支援委員会 |

関連する援助活動

- | | |
|-------------------|---|
| (1)我が国の
援助活動 | 災害軽減局長アドバイザー(2005年9月～2006年3月)
防災能力向上プロジェクト形成調査団(2005年8月～9月、2005年11月～12月) |
| (2)他ドナー等の
援助活動 | UNDPによる防災アカデミートレーニングコースに対する支援
UNDPによるコミュニティ能力強化プログラム |



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2005年01月06日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)会計検査人材能力向上プロジェクト
(英)Development of Human Resource Capacity of The Office of the Auditor General (OAG)

対象国名 タイ

分野課題1 ガバナンス-行政(旧)

分野課題2

分野課題3

プログラム名 財政・金融・投資制度拡充プログラム

プロジェクトサイト パンコク

署名日(実施合意) 2004年12月27日

協力期間 2004年12月27日 ~ 2005年09月30日

相手国機関名 (和)会計検査院

相手国機関名 (英)The Office of the Auditor General (OAG)

日本側協力機関名 会計検査院

プロジェクト概要

背景 1997年の憲法改正により、タイ会計検査院はそれまでの政府の一機関から独立した機関として位置づけられ、外部監査権限と責務が増大している。

また、タイ政府は、第9次5ヵ年計画には政府部門の構造改革、効率性向上の必要性を掲げ、その一環としてより効率的な行政システムを確立させるために、e-Governmentシステムを開発し、予算システムを業績ベースで評価することを検討している。

こうした動きに対応するために、会計検査院では職員数を200人増員させることとなっており、こうした新しい職員に対して指導的立場に立つ人材の能力向上が求められている。特に、会計検査院では、IT技術を活用した検査手法であるIT検査の充実に重点を置いている。

会計検査院では、2,3年のうちに国際研修センターを設立することとなっており、今回の協力を踏まえて研修プログラムを充実させていく計画である。

上位目標 会計検査院の人材能力向上を通じて、国民及び社会に対する行政部門の透明性、説明責任を高めるべく監査機能が充実される。

プロジェクト目標 会計検査院スタッフが、(各々の役割に応じ)組織マネジメント、公法、IT検査の知識・能力を習得する。

成果 1. 中級行政官(レベル6-7)としてのマネジメントに必要な知識を習得する。(対象:中級行政官)
2. 会計検査に関連する公法の理論と実務の知識を習得する。(対象:会計検査院本省・地方事務所職員)
3. 会計検査院スタッフがIT検査に関する知識を取得する。(対象:会計検査院本省IT検査グループ、本省Audit Office及び地方事務所職員)

活動 1. 中級マネジメント開発研修 Mid-Level Management Development
以下の内容にて研修を実施する。
(1)マネジメントにおける知識とスキル
(2)現代会計検査手法
(3)マネジメント戦略

- (4)マネジメントの一般概念
- (5)観察・実習

2. 公法研修 Public Law for Auditors

- 会計検査に関する部分を中心に、以下の内容について研修を実施する。
- (1)公法の一般原則
 - (2)憲法
 - (3)行政法規
 - (4)予算、財政及び会計システム（政府調達に関する首相府令を含む）
 - (5)観察

3. IT検査研修 Information Technology Auditing

- (1)以下についての日本の事例紹介をもとに、会計検査院及び検査業務のIT化推進の全体方策、IT検査ガイドラインの策定を行う。
 - 日本における会計検査院及び検査業務のIT化推進の事例(CAATsの現状)及びシステム監査手法
 - 日本におけるシステムの会計検査業務への適用方法及び同システム運用のための組織的な情報管理の事例
 - 日本におけるセキュリティ・コントロール（情報の機密性、完全性、可用性にかかる運用・改善技術）の事例を紹介
- (2)タイ会計検査院における既存（政府が計画中のものを含む）のハードウェア及びソフトウェアの利用可能性、並びにオリジナルシステム開発の必要性・実施可能性、職員のキャパシティを調査する。
- (3)上記全体方策、ガイドライン、並びに調査結果をもとに、IT検査研修のカリキュラムを作成する。
- (4)カリキュラムをもとに研修を実施する。

投入

- | | |
|--------|--|
| 日本側投入 | 在外研修（現地国内研修）
本邦講師:IT検査コース
3名×2回（事前調査及び研修プログラム形成段階、研修実施段階の2回に分けて派遣） |
| 相手国側投入 | 研修参加者旅費
研修場所及び諸機材
本邦講師執務室 |

実施体制

- | | |
|-----------|-------|
| (1)現地実施体制 | 会計検査院 |
| (2)国内支援体制 | 会計検査院 |

関連する援助活動

- | | |
|-------------|---|
| (1)我が国の援助活動 | 集団研修「ASOSAIワークショップ」（1994-2006）
※ASOSAI: Asian Organization of Supreme Audit Institutions（アジア地域最高会計検査機関による国際会合） |
|-------------|---|



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2004年10月08日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)基礎自治体開発計画策定能力向上プロジェクト (英)Capacity Building for Planning Management of Local Authorities
対象国名	タイ
分野課題1	ガバナンス-行政(旧)
分野課題2	
分野課題3	
プロジェクトサイト	プラチンブリ県プラチャンタカーム郡
協力期間	2003年07月～2004年11月
相手国機関名	(和)内務省地方自治体振興局 (英)Department of Local Administration (DLA), Ministry of Interior
日本側協力機関名	滋賀県犬上郡甲良町

プロジェクト概要

背景	1990年代に急速に進んだ民主化に伴い、地方分権化推進は同国の重点政策となっている。1997年憲法には地方分権化に係る手続が詳細に明記された条文が盛り込まれたほか、1994年には「タンボン評議会・タンボン自治体法」、1999年には「地方分権化法」が発布されている。また2006年までに地方自治体への事務・権限委譲を実施する旨の計画が2001年に地方分権化委員会から提出され、閣議決定されており、各中央省庁も地方への権限委譲を徐々に進めている。 タイの地方自治は二層構造を成しており、広域自治体である県が76ヶ所が設置されている一方、基礎自治体は2000年12月現在でタンボン自治体(村自治体)6746ヶ所、テーサバーン(市・町自治体)が1129ヶ所が設立されており、第9次国家経済社会開発計画(2001～2006年)においてこれら基礎自治体は地方開発の中心としての役割を期待されている。 しかし、基礎自治体の財政基盤は一般的に脆弱であるうえ人的資源の不足もあり、その運営能力は限られている。また県及び郡行政との関係も体系立てられているとはいえない。さらに、地方開発計画が中央省庁の縦割り行政下で実施されていること、住民の開発へのニーズや地域問題の把握は充分でなく、住民の行政への参加が効果的に実施されていないことなど、基礎自治体の開発計画推進・行政問題解決において抱える問題は多い。 JICAでは1998年にプロジェクト形成調査「社会的弱者支援」の対象分野の一つとして本分野に係る調査を実施し、この成果を基に1999年に内務省地方行政局(DOLA)から同分野に係る政策提言支援及び基礎自治体の開発計画策定への協力要請があった。 この要請を受けて2000年に同分野への協力内容につきDOLAと協議を行った結果、「地方行政能力向上プログラム」として実施につき同意がなされた。2000年12月より派遣された企画調査員を中心に具体的な案件形成が行われ、基礎自治体の開発計画策定能力向上に係る協力に関しては、2001年2月にタイ東部のプラチンブリ県プラチャンタカーム郡内の基礎自治体を対象に協力を行うことで方針が固まった。 係る方針のもと、本協力の一環として2001年4月より「開発計画策定」、2002年2月より「開発業務調整」の長期個別専門家が派遣し、また対象自治体関係者を対象とした2度の現地国内研修を実施している。協力開始当初から本協力のプロジェクト化を検討していたが、タイにおけるプロジェクトR/D方式の変更及び個別案件として当初要請された案件群の技術協力プロジェクト化等に時間を要し、R/D締結は2003年度へ延期されている。 なお、「地方行政能力向上プログラム」の他の協力として、2000年8月から2年間の計画で地方自治体の能力向上に係る政策提言を目的とする「タイ日地方行政能力向上共同研究」が実施済みである。
上位目標	本プロジェクトで開発された技術及び手法によって、タイ国内の基礎自治体の開発計画策定能

	力が向上する。
プロジェクト目標	対象自治体での活動を通じて、DLAがタイの基礎自治体に提示できるような、地域住民ニーズ及び地域リソースを反映し、住民と共有された地域振興のビジョンとなり、適切な情報に裏付けられた開発計画策定モデルが提示される。
成果	(ア) 開発計画策定に係る住民参加の適正な技術や手法が開発及び導入される。 (ウ) 開発計画策定に際して住民や基礎自治体が容易にアクセスできる情報システムを構築する。 (ウ) DLAがプロジェクト成果をタイの基礎自治体に広く普及できる手法を獲得する。
活動	(ア-1) 開発における地域リソースや地域住民の問題、ニーズを把握する。 (ア-2) ムラレベルにおける開発ビジョンを構築する。 (ア-3) ムラ間の開発プロジェクト調整、優先順位付けをする。 (ア-4) 自治体レベルにおける開発ビジョンを構築する。 (ア-5) 住民参加型のモニタリング・評価を実施する。 (ア-6) 参加型ミーティング手法を導入する。 (イ-1) 自治体自身が開発計画における情報活用の重要性を認識する。 (イ-2) 開発計画における情報収集、分析、活用、蓄積の現状を調査する。 (イ-3) 郡・自治体レベルでのワークショップを通じて、開発計画に必要な情報項目を明確にする。 (イ-4) ワークショップを通じて、適切な情報収集・分析・活用・蓄積手法を検討・開発する。 (イ-5) プロジェクトで開発した手法を用いた自治体開発計画策定を支援する。 (イ-6) 情報活用成果普及のためのワークショップを実施する。 (ウ-1) DLAはJICA専門家とともに2ヵ月毎にプロジェクトサイトにおける全体進捗を把握する。 (ウ-2) DLAはモニタリング結果を分析し、プロジェクト成果の他の自治体への普及可能性を検討する。 (ウ-3) DLAはプロジェクト成果普及のためのワークショップを実施する。
投入	
日本側投入	専門家派遣:計8名、40人月(+準備期間:4名、45人月) 研修員受入:計13名(+準備期間:23名) (準備期間:現地国内研修開催 全9回)
相手国側投入	光熱費、印刷費等の負担 カウンターパートの配置
外部条件	タイ政府の地方自治体能力強化に対する政策が大幅に変化しない。
実施体制	
(1)現地実施体制	内務省地方自治振興局地方自治体振興開発部組織システム開発課長 同課参加型開発班長、地方開発班長、タンボン行政機構班長、技術協力班長及び職員 プラチンブリ県プラチャンタカーン郡長及び職員 プラチャンタカーン郡内の10基礎自治体(テッサバーン・タンボン1ヶ所、タンボン自治体9ヶ所)の職員
(2)国内支援体制	滋賀県犬上郡甲良町
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	企画調査員「地方行政能力向上」(2000年12月～2001年12月) 政策提言支援「日タイ地方行政能力向上共同研究」(2000年8月～2002年8月)
(2)他ドナー等の 援助活動	GTZがテーサバーンの環境マネジメント向上に係るプロジェクトを実施(1993～2002) EUが自治体間ネットワーク構築に係るプロジェクトを実施中 その他にUNDP、DANCEDが協力を実施



技術協力プロジェクト

2012年12月13日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)政策策定支援のための分析ツール開発プロジェクト
(英)Macro-economic data development and analytical tools development for supporting government policy

対象国名 タイ

分野課題1 ガバナンス-統計
分野課題2 情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術
分野課題3 平和構築-ガバナンス
分野分類 計画・行政-行政-統計
プログラム名 産業生産性向上プログラム
援助重点課題 持続的成長のための競争力強化
開発課題 産業振興のための基盤整備(人材育成・制度整備)

プロジェクトサイト パンコク
署名日(実施合意) 2004年12月13日

協力期間 2004年12月13日 ~ 2007年12月13日

相手国機関名 (和)国家経済社会開発庁
相手国機関名 (英)National Economic and Social Development Board (NESDB)

プロジェクト概要

背景 タイにおいては、経済危機から立て直しを図り、安定的な発展のために、タクシン首相は、(1)社会開発(所得分布の平等)と貧困削減、(2)国家の競争力強化、(3)持続可能な発展、(4)地域協力の推進の4つを重点政策として掲げている。NESDBは、これらタクシン首相の政策に対して、開発計画を形成し、モニタリング・評価する役割を担っており、そのための分析ツールとなる国家勘定を活用している。
このような状況のもと、社会開発分野では、社会制度部門のデータベースの整備をはじめ、所得分布の平等など個別政策の評価に資するような管理システムを構築することが求められている。地域間格差に関しては、地域・県別の経済勘定を用いた分析をし、CEO型県知事の政策に反映させようとしている。国家競争力を高めるためには、全要素生産性(TFP)を向上させることが必要で、それを測るデータベースの改良が必要となっている。持続可能な発展を促進するためには、経済社会活動における環境コストを測るための環境勘定の創設が重要となっている。
こうしたタクシン政権の重点政策を推し進める上で必要となる分析ツールとしての各種統計データ整備を図ることが焦眉の課題となっている。

上位目標 本プロジェクトにおいて開発される分析ツールを活用することにより、社会開発や貧困削減、国家競争力及び持続的開発のための政策形成及び評価の信頼性及び質が改善する。

プロジェクト目標 NESDBが、全国的なマクロ経済政策との調和のとれた経済・社会政策及び地域開発政策を可能とする経済・社会データベース及び分析ツールを開発する。

成果 (1) 経済データベース及び効率的な分析ツール開発を含む、信頼性の高い経済データベースが開発される。
(2) TFPデータベースが改善される。
(3) 地域・県別勘定統計が開発される。
(4) 環境サテライト勘定に係る知識が習得される。

活動

- (1)-1 基礎的データ開発を含むデータベースの基本フレームワークが設定される。
- (1)-2 政策分析ツールが開発される。
- (1)-3 経済・社会部門へのデータベース拡張のための計画が策定される。
- (1)-4 データベース管理システムのためのコンピュータシステム技術が移転される。

- (2)-1 TFPデータに係る推計手法及びデータ収集が改善される。
- (2)-2 TFPデータに係るデータ分類の基準が精査される。
- (2)-3 マクロ経済モデルとリンクした経済予測のデータの精度が向上する。
- (2)-4 外部経済・不経済を含む生産性推計のための分析ツールが開発される。

- (3)-1 生産性アプローチに係る地域・県別勘定の推計手法が開発される。
- (3)-2 全ての県政府の県別勘定の開発を支援する。
- (3)-3 初期データに基づく地域・県別勘定の推計の可能性を調査する。
- (3)-4 支出及び収入アプローチに係る地域・県別勘定の推計手法が開発される。

- (4)-1 環境サテライト勘定のコンセプト及び手法の知識が習得される。

投入

日本側投入

- 1. 長期専門家(24M/M)
- 2. 短期専門家(3-6M/M)
- 3. 国別研修(10M/M)

相手国側投入

- 1. カウンターパート
- 2. 作業スペース及び資機材
- 3. 経済データベースに係る資機材、ソフトウェア
- 4. 維持管理コスト

実施体制

(1)現地実施体制 NESDB
(2)国内支援体制 内閣府

関連する援助活動

(1)我が国の NESDBに対し、長期専門家「マクロ経済データ整備」を2002/10/10-2004/10/10の期間
援助活動 派遣済み。



技術協力プロジェクト

2010年04月13日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)農業統計及び経済分析開発プロジェクト

対象国名 タイ

分野課題1 ガバナンス-統計

分野課題2 情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術

分野課題3 平和構築-ガバナンス

プログラム名 産業生産性向上プログラム

プロジェクトサイト パンコク

署名日(実施合意) 2003年07月01日

協力期間 2003年07月16日 ~ 2008年07月15日

相手国機関名 (和)農業・協同組合省 農業経済局

日本側協力機関名 農林水産省

プロジェクト概要

背景 2001年10月に実施されたASEAN+3(中国、日本、韓国)農林大臣会議により、ASEAN食料安全保障情報システム(以下、AFSIS: ASEAN Food Security Information System)の運営組織となるASEAN食料安全保障情報・トレーニングセンター(以下、AFSITセンター:ASEAN Food Security Information Trainingセンター)をタイ農業・協同組合省(MOAC)農業経済局(OAE)内に設置することが合意された。AFSITセンターの任務は主に研修を通じた人材育成及び情報ネットワークシステムの確立であり、OAEはAFSITセンターの円滑な運営を通じて ASEAN加盟国 の農業統計・経済分析の改善に貢献することが期待されている。一方、タイは1997年にアジア通貨危機による深刻な打撃を受け、翌年には経済が大幅に収縮する事態となったが、この間も農業部門は比較的安定しており、経済危機により失職した人々を吸収するという実績を残した。その結果、農業部門の重要性が社会的・政治的に改めて強く認識されるようになつてきている。このために政府は農業部門の重要課題を解決するために、関連政策の立案や実施を試みている。政策の立案や実施に際してはOAEが提出する農業統計データや経済分析が重要な基礎情報となっているが、現在のところその精度ならびに信頼性が十分とは言い難く、また、結果の公表時期についても調査終了時から1年を経過する場合があるなど時宜を得たものになっておらず、政策立案者への適切な情報提供が急務である。これらの課題をタイが解決するためにはOAE自身が農業統計情報を収集、分析及び利用するための技術を習得し、国内における農業統計・経済分析活動の円滑化を目指すと共に、将来的にはASEAN各國への普及も念頭においていた情報ネットワークシステム及び経済分析の開発に対応できる人材を育成する必要がある。このような経緯から、タイ国政府は日本政府に対して農業統計及び経済分析開発に関する技術協力プロジェクトを要請してきた。国際協力事業団(JICA)はプロジェクトの実施妥当性を確認し、実施に必要な情報を集めるために、第1次、第2次事前評価調査団を派遣し、プロジェクトの枠組みを形成した。タイ政府との国際約束締結をへて2003年7月よりプロジェクトを開始した。

上位目標 (1)AFSITセンターで開発された統計情報・経済分析手法がASEAN各國で活用される (2) OAEが提供する正確な統計情報・経済分析結果により、農業政策・プログラムがMOACによって効果的かつ効率的に立案・実施される

プロジェクト目標 OAEがタイ農業政策に関して農業統計情報・経済分析の中心的組織として強化されるとともに、AFSISにおける人材育成をサポートできるようになる

成果 1 ASEAN加盟国向けの、農業統計データ収集、情報ネットワークシステム(Information Network System:INS)と食糧需給予測を含む農業 経済分析を実施できるOAEの人材が育成される 2 OAEと9カ所の農業経済地域事務所(Regional Office of Agricultural

Economics:ROAE)におけるデータ収集手法(主に主要作物)が改善される 3 OAEと9カ所のROAE間の情報ネットワークシステムが確立される 4 農業経済分析手法が開発される 5 OAE職員の研修実施能力が開発される

活動	1-1 アセアン各国向けの情報収集方法の開発のためにOAE職員の能力を養成する 1-2 AFSIS向けINSの設置・維持管理のためにOAE職員の能力を養成する 1-3 アセアン各国向けの経済分析モデルを開発するためにOAE職員の能力を養成する 1-4 情報収集、INS及び経済分析の研修に係るOAE職員の能力を養成する 2-1 新しい作物統計調査手法を導入すると共に現在のデータ集計手法を改善する 2-2 OAEにて情報収集に関する新規手法と改善した現行手法について、OAEと9つのROAE職員を対象とした研修を実施する 2-3 作物統計調査に關しROAE職員に対する現場での技術指導を行う 3-1 OAEとROAEを結ぶINSを設計し、開設する 3-2 9つのROAEにおいてデータ入力・加工システムを導入する 3-3 農業統計及び経済分析のためにデータベースシステムを開発・改善する 3-4 情報ネットワーク、データ加工、データベースの管理・利用法に関する研修を実施する 4-1 OAEの状況に適した経済分析手法を見極め、モデルを開発する 4-2 コスト・消費・マーケティング等に関する分析・調査のために必要な追加の経済情報を特定する 4-3 モデル利用に関する利用者研修を実施する 5-1 研修計画を策定し、研修を実施する 5-2 研修を評価し、マニュアルを作成する
投入	
日本側投入	(1)長期専門家:5名 (チーフアドバイザー、業務調整/研修、データ集計/情報ネットワークシステム、農業統計調査、産業関連分析及びマクロ経済モデル) (2)短期専門家:年間2名程度(必要に応じて) (3)機材供与:コンピュータ、車両、坪刈り用機具他 (4)研修員受け入れ:年間3名程度(農業統計調査等必要に応じて)
相手国側投入	(1)施設:OAE内に専門家執務室を提供 (2)C/Pの配置:日本人専門家に対するC/P(OAE内の農業情報センター各課の課長、作業グループのメンバー)及び補助職員を配置予定 (3)必要予算の措置:a)運営費(教育訓練費など)、b)機器の維持管理・更新費他
外部条件	(1)タイ及びASEAN各国がASEAN地域における農業情報システムに関する活動を継続する (2)OAEが関連省庁・組織と良好な関係を維持する (3)AFSITセンターの運営面が円滑である
実施体制	
(1)現地実施体制	合同調整委員会 運営委員会
(2)国内支援体制	農林水産省
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	日本政府は農林水産省を通じてASEAN地域の食料安全保障強化に視するためのトラストファンドをASEAN及びFAOに拠出している。(アセアン食料安全保障情報システム(AFSIS)、東アジア緊急コメ備蓄パイロットプロジェクト、等)
(2)他ドナー等の援助活動	-



技術協力プロジェクト

2009年11月03日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)自治体間協力及び自治体行政サービス基準向上プロジェクト

対象国名 タイ

分野課題1 ガバナンス-地方行政
分野課題2 平和構築-ガバナンス
分野課題3 貧困削減-貧困削減
プログラム名 【特別開発課題】地方行政サービス向上

プロジェクトサイト パンコク他
署名日(実施合意) 2005年10月07日

協力期間 2005年10月18日 ~ 2008年10月17日

相手国機関名 (和)内務省地方自治体振興局

日本側協力機関名 長野県等

プロジェクト概要

背景 タイでは地方分権化の流れにより、公共サービスにかかる自治体行政の責任が大きくなっている。しかしながら、小規模な自治体にとって、自分たちだけで廃棄物処理や消防といった公共サービスを提供することは困難があるのが実状である。地方分権化の政策立案を担当する地方分権化委員会は、将来権限委譲のために自治体の役割と機能を明確化することに取り組んでおり、さらに内務省地方自治体振興局は、地方分権化を推進する手段として複数の自治体による連携を支援している。こうした背景から自治体間協力の必要性が高く、2003年9月より「自治体間協力プロジェクト」が実施され、現行の法制度の枠内による非公式な自治体間協力にかかるガイドラインを作成した。またこのプロジェクトにおいて提供した日本の自治体間協力事例及びその考え方が影響して、タイの中で自治体間協力のための具体的な手続きが省令として定められることになった。こうした動きを踏まえて、当該省令に基づく公式な自治体間協力の形成及び運営方法にかかる技術移転が求められている。日本は明治以来これまで3度にわたる市町村合併や広域行政を推進してきた経験を有している。これらの経験は、本プロジェクトで推進する自治体間協力に参考になるものであり、日本政府が協力のスクリーニングにおいて強調している日本の援助リソースや知見が国際的に比較優位を持つ分野であるといえる。以上から、本プロジェクトはタイ国政府の政策や日本の協力方針と整合しており、妥当性も高いものといえる。

上位目標 タイの自治体が公式の自治体間協力を設立し、資源や便益を共有することにより、広域における行政サービスを提供することができるようになる。

プロジェクト目標 公式の自治体間協力のパイロットプロジェクトが実施されることを通じて、地方自治体振興局が各自治体に普及する地方行政サービスの基準や自治体間協力の具体的な手続き・ガイドラインが形成される。

成果 1. パイロットプロジェクトに参加した自治体関係者が自治体間協力の設立・運営にかかる手続きや課題対応策を習得する。2. パイロットプロジェクトにおける教訓を踏まえて、公式の自治体間協力の設立・運営のためのガイドラインが作成される。3. 上記2つの成果を踏まえて、公式の自治体間協力の設立・運営を促進させるための地方自治体振興局の役割・機能が明確化される。

活動 1. パイロットプロジェクトの実施 1-1. 自治体間協力にかかる現行法体系をレビューする。
1-2. 公式の自治体間協力のパイロットサイト及びその協力分野を決定する。1-3. 各パイロットサイトに関するステークホルダー(DLA、県、自治体、住民等)を対象に自治体間協力の理解を促進させるためのセミナーを実施する。1-4. 各パイロットサイトにおける公式の自治体間

協力の実施のためのベースライン調査を実施する。1-5. 各パイロットサイトにおける公式の自治体間協力設立・運営を検討するためのステークホルダー間のワークショップを実施する。(日本の自治体間協力の事例も紹介・検討する。) 1-6. 各パイロットサイトにおいて公式の自治体間協力を実施する。1-7. 各パイロットサイトにおける公式の自治体間協力を総括し、成果・教訓を分析する。2. ガイドラインの作成 2-1. 各地で公式の自治体間協力を実施するのに適した方策を検討すべく、パイロットプロジェクトの成果・教訓を分析する。2-2. 上記分析を踏まえて、自治体間協力及び自治体行政サービス基準のためのガイドラインを作成する。

投入

日本側投入	1. 長期専門家(36MM) 2. 短期専門家(6MM) 3. 本邦研修(45MM) 4. 現地コンサルタント要員 5. C／P研修 6. 在外事業強化費
相手国側投入	1. カウンターパート人材(地方自治体振興局) 2. パイロットプロジェクト関係人材(県、自治体等関係者) 3. 専門家執務スペース 4. 光熱費、印刷費等、維持管理コスト
外部条件	タイ政府の地方自治体能力強化に対する政策が大幅に変化しない。

実施体制

(1)現地実施体制	地方自治体振興局スタッフ パイロットサイトの県及び自治体関係者 現地コンサルタント(地方行政に精通した大学関係者)を現行法体系の分析及びパイロットサイトでのワークショップのアシリテーション要員として委嘱予定。
(2)国内支援体制	長野県他自治体関係者、地方行政研究者(大学教授等)

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動	2000-2002年「日タイ地方行政共同研究会」2003-2004年「自治体間協力プロジェクト」
-----------------	--



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2013年09月13日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)薬物対策地域協力プロジェクトフェーズ2
(英)Regional Cooperation Project on Capacity Building of Drug Analysis for Improvement of Drug Law Enforcement Phase 2

対象国名 タイ

分野課題1 ガバナンス-公共安全
分野課題2 平和構築-治安回復
分野課題3 貧困削減-貧困削減
分野分類 計画・行政-行政-行政一般
プログラム名 南南協力プログラム
援助重点課題 第三国に対する共同支援
開発課題 南南協力(主として対メコン地域・対アフリカ)

プロジェクトサイト バンコクほか
署名日(実施合意) 2006年09月21日

協力期間 2006年09月25日 ~ 2009年03月31日

相手国機関名 (和)法務省薬物統制委員会
相手国機関名 (英)Office of Narcotic Control Board

日本側協力機関名 警察庁薬物銃器対策課

プロジェクト概要

背景 インドシナ地域において、違法薬物の密造・密売及び乱用は、長年にわたる懸案問題となってきた。過去40~50年のあいだ、タイをはじめとする周辺諸国はこの問題に対処するため、絶えることなく包括的な努力を続けてきた。しかし、この問題は、今まで、社会、文化、経済、治安等のあらゆる局面に多大な負の影響を及ぼしている。

アヘンやヘロインが主体であった従来型の違法薬物問題に加え、近年はアンフェタミン系覚せい剤(以下ATSと表記する)の密造、密売と、特に若年層による乱用が大きな社会問題となっている。ATS等の違法薬物は国際的なシンジケートを介して大量に密造されており、一国の問題として対処することが困難なため、地域的国際的な取り組みが不可欠である。

薬物対策は緊急の課題であるが、法執行能力を強化する上で、薬物分析技術の向上が前提となる。タイ及び周辺国が、連携して薬物分析技術を向上させることにより、この地域における法執行能力の強化が可能となる。

かかる認識の下、タイ政府はインドシナ各国における薬物分析技術の向上を通じた法執行能力の強化を実現すべく、日本政府に支援要請を行った。これを受け、2002年6月から2005年6月まで、薬物対策地域協力プロジェクトを実施した。同プロジェクトにより、各国の薬物鑑定官・取締官の技術・知識が向上した成果を踏まえ、さらに、タイ政府から、インドシナ各国において薬物の不純物分析の結果が薬物取締に活用されるシステムが強化されるための協力要請が提出されたものである。

上位目標 インドシナ域内において科学的証拠に基づく薬物検査／取締り活動を促進するため、タイ国及びCLMV諸国(カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム)間の薬物対策における協力関係が強化される

プロジェクト目標 (タイ部分:他国においてはそれぞれ設定)タイ国薬物対策機関(ONCB及び関係機関)がCLMV諸国の薬物取締り及び薬物分析／不純物分析分野の技術支援を実施するために、薬物分析及び不純物プロファイリングの能力を強化する

成果	1 プロジェクト関連の薬物鑑定機関の薬物等の分析能力が向上する 2 薬物取締り活動において薬物分析が有効に活用されることが定着する 3 薬物取締り及び薬物分析／不純物プロファイリングの訓練に関わるONCB及び関係機関の訓練指導者の指導能力が向上する
活動	1-1 薬物鑑定機関の薬物分析能力の評価を行う 1-2 薬物分析研修の訓練用教材を改善する(不純物プロファイリングを含む) 1-3 訓練を実施する 2-1 薬物取締りにおける薬物分析結果の活用状況や能力を評価する 2-2 薬物取締り訓練に使用する教材を改善する 2-3 薬物取締り訓練を実施する 2-4 薬物検査に薬物分析を活用するためのガイドラインを策定する 2-5 CLMV諸国においても活用可能な方策として、薬物取締り／検査に薬物分析結果を活用することを促すための薬物分析データの解析及び集約方法の検討を行う 3-1 CLMV諸国における「薬物取締り」「薬物分析」分野の訓練ニーズを調べる 3-2 CLMV諸国における「薬物取締り」「薬物分析」分野の訓練コースの計画を改善する 3-3 CLMV諸国における「薬物取締り」「薬物分析」分野の訓練教材の改善を行う 3-4 訓練を実施する 3-5 訓練の成果について評価を行い、教訓を引き出す 3-6 評価や反省に基づき、訓練コースの見直しや改善を行う
投入	
日本側投入	長期専門家派遣3名(薬物対策、薬物分析、業務調整) 短期専門家適宜(薬物分析、その他) 機材(訓練用機材を主とする) C/P本邦研修(タイから:より高度な分析手法の見学など) 終了時評価調査団を派遣する
相手国側投入	C/Pを配置する(特に講師となるべき人材の配置) 建物・施設 維持管理費など
外部条件	広域協力であるだけに、域内各国の外交関係については配慮する必要がある
実施体制	
(1)現地実施体制	ONCBが中心となり、必要に応じて、タイ警察(RTP)、保健省医科学局(DMSc)から講師となりうる人材をリクルートする
(2)国内支援体制	警察庁が支援する
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	薬物対策地域協力プロジェクト、タイ個別専門家「薬物分析」、地域別特設研修「薬物犯罪取締セミナー」、第三国研修「麻薬犯罪防止」、カンボジア個別専門家「薬物対策」、インドネシア個別専門家「薬物対策」
(2)他ドナー等の 援助活動	UNODC(国連薬物犯罪オフィス)のクロスボーダープロジェクト、薬物分析の地域協力プロジェクト(標準手順書策定など)



技術協力プロジェクト

2013年06月15日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名 (和)アジア太平洋障害者センタープロジェクトフェーズ2
(英)Asia-Pacific Development Center on Disability (Phase 2)

対象国名 タイ

分野課題1 社会保障-障害者支援
分野課題2 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3 貧困削減-貧困削減
分野分類 社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名 南南協力プログラム
援助重点課題 第三国に対する共同支援
開発課題 南南協力(主として対メコン地域・対アフリカ)

プロジェクトサイト パンコク

署名日(実施合意) 2007年07月31日

協力期間 2007年08月01日 ~ 2012年07月31日

相手国機関名 (和)社会開発・人間の安全保障省 国家障害者エンパワメント事務局

相手国機関名 (英)Min. of Social Development and Human Security, NEP

日本側協力機関名 厚生労働省、障害者支援関連NGO 等

プロジェクト概要

背景 アジア太平洋地域には、およそ4億人の障害者(10人に1人)がいると言われており、その多くは教育や就労など社会参加の機会も乏しく、必要なサービスを受けられない状況にある。このため、国連による「障害者の十年(1983-1992)」に引き続き、1993年から「アジア太平洋障害者の十年」が開始され、2003年からは「第2次アジア太平洋障害者の十年」が定められている。この決議の共同提案国となっている日本は、障害者支援分野に関する国際協力において指導的役割を果たすことが求められている。JICAは、2002年8月から5年間にわたりアジア太平洋地域における障害者のエンパワメントとバリアフリー社会の促進を目指し、技術協力プロジェクトを実施した。

2006年9月に行った終了時評価調査では、プロジェクトが主として実施した①ネットワーク作り、②情報支援、③人材育成に関する多くの活動実績により、タイ国内及び周辺国において多くのインパクトが発現していることが確認された。またタイ国内及び周辺国関係者から同プロジェクト活動の継続を強く希望する発言が寄せられた。一方、ある特定の障害種別のみならず、ニーズの異なる様々な障害種別に権益する活動の実施や、障害当事者を取り巻く人々(家族、障害者の権利の代弁と擁護を行う人々等)のさらなる参画については、今後の課題となっている。また、センターの運営管理体制の持続性については、独立法人化や国際的な助言を受け入れる体制の整備がさらに今後取り組むべき課題として確認された。

上記評価結果を受けて、タイ政府は、センターの組織能力強化と従来のネットワーク活動及び研修活動をより多様なニーズに応えられるように強化するための技術協力を日本に要請した。

以上の背景を踏まえ、プロジェクトの具体的な内容について検討し、プロジェクトフェーズ2を開始した。

上位目標 アジア太平洋地域において(1)障害者のエンパワメントと、(2)「障害者が権利を保障され非障害者とともに諸活動に参画できるバリアフリー社会」を促進するために、APCDの活動を通じて障害当事者/障害者支援団体の活動が強化される。

プロジェクト目標 アジア太平洋地域において、1)障害者のエンパワメントと、2)「障害者が権利を保障され非障

		害者とともに諸活動に参画できる社会」に向けて、APCDが、障害当事者組織と各国政府を含む障害者支援組織の連携を促進する地域センターとして機能する。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. APCD、政府調整・窓口機関(FP)、協力団体(AO)、その他の関連団体との間で、より効率的に持続的な連携が進展する。 2. 國際的な活動を継続するためAPCDの運営管理能力が強化される。 	
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1.1 積極的に活動に参加する政府調整・窓口機関(FP)、協力団体(AO)を選出し求められる役割を確認する。 1.2 APCDのすべての活動においてコミュニケーションのアクセシビリティ*を確保する。 1.3 APCDが、業績をもつ政府調整・窓口機関(FP)及び協力団体(AO)と協力し1)人材育成と2)情報支援に関する行動計画を策定する。 1.4 行動計画に従って人材育成(APCDでの研修コースや国内/域内セミナー等)を推進する。 1.6 行動計画のモニタリングを行う。 1.7 政府調整・窓口機関(FP)と協力団体(AO)のグッドプラクティス(良い事例)を蓄積し、既存および潜在的なAPCDの関係者と共有する。 1.8 アジア太平洋地域の、サブリージョナルな連携を促進し、社会的インパクトをもたらすことを目的として、サブリージョナルワークショップを実施する。 2.1 APCDマスター プラン(2011-2015)を作成する。 2.2 APCDマスター プランを実行する。 2.3 APCDマスター プラン実施状況を確認し、必要に応じて修正を行う。 2.4 APCD年報を発行する。 	
投入	<p>日本側投入</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門家 <ol style="list-style-type: none"> (1)長期専門家(4) (チーフアドバイザー、業務調整員、ネットワーク連携/人材育成、ネットワーク連携/ナレッジマネジメント) (2)短期専門家(2~6名/年) 2. 本邦研修(2~8名/年) 3. 在外事業強化費 <p>相手国側投入</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会開発人間安全保障省国家障害者エンパワメント事務局スタッフ 2. プロジェクトスタッフ 3. プロジェクトオフィスその他施設 4. プロジェクト経費の一部 <p>外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係する政府が、「アジア太平洋第2次障害者10年」に関わる現在の政策を継続する。 ・タイ政府がAPCDの活動に対する支援を継続する。 ・協力団体がその活動を継続する。 ・政府機関やNGOがAPCDに対して資金的に技術的におよび/またはその他の適切な形で支援する。 ・政府機関やNGOがAPCDのフォーカルポイント政府機関と協力団体であることを継続する。 	
実施体制		
(1)現地実施体制	APCD財団、社会開発人間安全保障省国家障害者エンパワメント事務局	
(2)国内支援体制	障害者支援分野課題別支援委員会、全日本手をつなぐ育成会	
関連する援助活動		
(1)我が国の援助活動	<p>2000年 技術協力・無償資金協力に関する要請書の提出</p> <p>2001年 技協の採択・事前調査等</p> <p>2002年 7月 技プロ開始(総額6.6億円)</p> <p>2003年 3月 無償資金協力詳細設計に関するE/N締結(総額4,700万円)</p> <p>2003年 6月 無償資金協力に関するE/N締結(総額4.91億円)</p> <p>2004年 11月 無償資金協力によるセンター建物完成</p>	
(2)他ドナー等の援助活動	<p>関連する技術協力プロジェクト:マレーシア「障害者福祉プログラム強化のための能力向上」キルギス「障害者の社会進出促進」</p> <p>ミャンマー「社会福祉行政官育成」フィリピン「地方における障害者のためのバリアフリー環境形成」パキスタン「障害者の社会参加促進」</p> <p>UNESCAPは「アジア太平洋障害者の10年」の具体的な行動計画として琵琶湖ミレニアムフレームワークを採択した(2003~2012の行動計画)。APCDプロジェクトはまさにその同じ年に開始され、当初からUNESCAPと連携を図ってきてている。現在、アジア太平洋障害者の十年(第3次)の採択に向けた動きがあり、APCDは今後もUNESCAPと連携をしていく予定。</p>	



本部主管案件

草の根技協(パートナー型)

2005年04月01日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)タイ国障害者創造活動と就労機会開発及び山岳民族の手紡ぎ糸ほか商品開発計画 (英)Developing vocational opportunities and creative activities for people with disabilities and commercializing hill-tribes peoples' crafts in Thailand
対象国名	タイ
分野課題1	社会保障-障害者支援
分野課題2	
分野課題3	
プロジェクトサイト	チェンマイ
署名日(実施合意)	2002年08月28日
協力期間	2002年10月10日 ~ 2005年10月09日
相手国機関名	(和)特定非営利活動法人 さをりひろば (英)NPO SAORI-HIROBA
日本側協力機関名	

プロジェクト概要

背景

タイの障害者の多くは、他の多くの国の障害者同様に、教育や就労など社会参加の機会も乏しく、必要なサービスを受けられないまま貧困の中、また社会からの差別の中にあると言える。

通貨危機後の社会経済建て直しの中で、タイ政府は社会的弱者支援を重点分野の一つとして掲げ、サービス支援体制の整備、公的機関とNGOとの協働によるフレキシブルな活動などを実行している。その中でも「就労の場の確保」による経済的自立、またそれをとおした自己実現及び社会参加は、多くの障害者自身の願いであり、政府としても今後の障害者支援対策の重点分野として打ち出している。

障害者の経済的自立を支え、社会参加と共に精神的自立を促す活動として、1989年にさをり織りがタイ障害児財団(Foundation for Children with Disabilities; FCD)によってタイに導入された。さをり織りは障害者の自由な発想、創造力のもとに布を織っていくもので、製品を販売し収益を得ることで経済的自立にもつながる活動である。それ以来、JOCVとの協働活動、国連ESCAP「アジア太平洋障害者の十年」等イベントでの紹介をとおして、さをり織りはタイの障害者支援分野での注目を浴びてきた。

これらの経験を受けて、1998年度には「さをり」の手織プログラムの計画をさらに前進させるためにバンコクに「さをり」塾(共催:泰日経済技術振興協会)を開講し、日本人専任講師を常駐させている。同塾では「さをり」織りの指導を行うとともに、国立シリントン医療リハビリテーションセンター他、現地で「さをり」を導入している医療機関・障害者施設(協力隊員によってさをり織りが導入された施設等)・教育機関等へのフォローアップトレーニングやアドバイスを実施している。

上記の経験を生かし、本プロジェクトでは(1)障害者に対する手織り(さをり織り)を通じた創造活動及び就労機会の開発、及び(2)山岳民族の手紡ぎ糸ほか商品開発を行う。(1)では SAORI Creative Center Chiang Mai (SCC)を設立し、障害者へのさをり織りの技術移転とともに指導者の育成を行い、販売に係る技術指導を行うことで、障害者の精神的・経済的自立に大きく貢献することができる。また(2)では山岳民族が伝統的に保持してきた技術を基にし製品を開発し、販売活動に係る技術指導を行うことで、山岳民族の経済的自立も同時に促すことができる。

上記のとおり、本プロジェクトはタイ政府の障害者支援政策にも合致し、障害者及び山岳民族の精神的・経済的自立に大きく貢献すると考えられる。

上位目標	障害者及び山岳民族の経済的自立を通じた地域社会の理解促進が行われる。
プロジェクト目標	障害者創造活動開発センター(SAORI Creative Center Chiang Mai; 以下SCC)の活動を通じて、対象地域の社会的弱者の自立と彼らに対する社会の理解が促進する。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1 手織りプログラムが開発され、機能的に運営される。 2 地域に根ざしたリハビリテーション(CBR)プログラムが開発され、機能的に運営される。 3 対象の山岳民族の生産する製品の改善を支援する活動が確立する。 4 独立して組織されるマーケティング組織が機能的に運営される。 5 一般市民の障害者に対する理解を促すプログラムが開発される。
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1-1 手織りプログラムの指導者を養成する。 1-2 手織りプログラムのカリキュラムを開発する。 1-3 手織りプログラムを実施する。 2-1 CBRプログラムの指導者を養成する。 2-2 CBRプログラムのカリキュラムを開発する。 2-3 CBRプログラムを実施する。 2-4 障害者対応の手織り機の改良を行う。 3-1 山岳民族が伝統的に有している手紡ぎ糸等の技術を調査する。 3-2 山岳民族に対して製品の品質向上のための技術指導を行う。 4-1 市場調査及び販路開拓に係る技術指導を行う。 4-2 仕入れ販売活動に係る技術指導を行う。 5-1 会議、展示会、イベント等で作品を発表する。 5-2 インターネット上にホームページを作成し、活動を公開する。 5-3 他地域での協力団体との協働活動及びフォローアップ活動を行う。
投入	<p>日本側投入</p> <p>専門家: プロジェクトマネージャー(13.5M/M)、プロジェクトコーディネーター(36M/M) 技術指導・指導者養成(商品開発、8.4M/M)、 技術指導・指導者養成(カリキュラム開発、33M/M) 現地コーディネーター(36M/M)、業務補助(障害者プログラム、36M/M) 業務補助(カリキュラム開発、36M/M)、業務補助(山岳民族商品開発、36M/M) 業務補助(山岳民族商品開発、36M/M)、ドライバー(36M/M)</p> <p>機材: 手織り機30台、パソコン2台、燃糸機1台</p> <p>相手国側投入</p> <p>ボランティア、手織り機、工芸用施設</p>
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> 1)前提条件: 紛争や大きな自然災害等の特殊な条件が発生しないこと。 2)外部条件 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者やその家族、地域住民との間の協調関係に問題が起きないこと。 ・関連スタッフの病気や事故等の理由によるプロジェクトの中止がなく、安定した活動が実施できること。 ・支援・協力者(団体)から適宜、適切な助言が得られること。 ・JICA及びカウンターパートとの意見交換が滞りなく進み、常に良い協調関係にあること。
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <p>(2)国内支援体制</p>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の 援助活動</p> <p>技術プロジェクト「アジア太平洋障害者センタープロジェクト」(2002~2006)、青年海外 協力隊・シニアボランティアチーム派遣「山岳民族自立支援モデル計画」(1997~2002)</p> <p>(2)他ドナー等の 援助活動</p> <p>UNESCAP「アジア太平洋障害者の十年」(1993~2012) びわこミレニアムフレームワーク</p>



技術協力プロジェクト

2010年07月01日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名 (和)アジア太平洋障害者センタープロジェクト
(英)Asia-Pacific Development Center on Disability

対象国名 タイ

分野課題1 社会保障-障害者支援
分野課題2 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3 貧困削減-貧困削減
分野分類 社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名 南南協力プログラム
プロジェクトサイト タイ国バンコク市
署名日(実施合意) 2002年07月09日
協力期間 2002年08月01日 ~ 2007年07月31日

相手国機関名 (和)社会開発人間保障省
相手国機関名 (英)Ministry of Social Development and Human Security

プロジェクト概要

背景 アジア太平洋地域には、およそ3億人の障害者(10人に1人)がいると言われているが、その多くは教育や就労など社会参加の機会も乏しく、必要なサービスを受けられない状況にあると推測されている。このような状況の改善のため、国連による「障害者の10年(1983~1992)」、さらには1992年に「アジア太平洋障害者の10年(1993~2002)」が採択された他、「12の行動課題(Agenda for Action)」がESCAPで決議された。この決議の共同提案国となっている我が国は、障害者支援分野に係わる国際協力においても指導的役割を果たすことが求められており、JICAでは1998年度に「タイ・インドネシア障害者福祉対策プロジェクト形成調査」を行った。このような背景を受けて、2000年10月にタイ国政府は我が国に対し、アジア太平洋地域に住む障害者のエンパワーメントを通して障害者の「社会参加と平等化の実現」を促進していくことを目的としたプロジェクト方式技術協力を要請してきた。
その要請をうけて、3回にわたる事前評価調査を実施し、2002年7月にR/Dを締結し、2002年8月より5年間の技術協力プロジェクトを開始した。

上位目標 アジア太平洋の途上国で障害者のエンパワーメントとバリアフリー社会が大きく促進される。

プロジェクト目標 アジア太平洋地域の発展途上国において障害者のエンパワーメントとバリアフリー社会を促進する地域センターとしてAPCDが設立される。

成果 1. センターがフォーカルポイント及び協力団体とのネットワーク作りや連携を促進する
2. センターがフォーカルポイント、協力団体、関連機関及び障害に関わる人々に対して情報支援をアクセス可能な形で提供する。
3. センターが、フォーカル・ポイント及び協力団体のための障害者関連の人材育成を図る。
4. センターの運営管理体制が確立される。

活動 1.ネットワーク作りと連携: 1.1 対象国における制度的枠組みを含む、障害関連事項の調査を行う。1.2 アジア太平洋地域のフォーカルポイント機関及び協力団体となる組織を選定する。1.3 対象国へ出張し、調査、助言を行う。1.4 APCDセンターの活動への支援と参加について、フォーカルポイント機関と協議し、合意文書にまとめる。1.5 フォーカルポイント機関の役割について協議し、合意文書にまとめる。1.6 協力団体を登録する。1.7 フォーカルポイント機関、協力団体、リースバーソン、及びその他の関連機関の間のネットワーク作り支援と連携支援を行う。

2.情報支援:2.1ホームページを利用したネットワークをアクセシブルな形で構築するため、フォーカルポイント機関と協力団体への技術習得を支援する。2.2フォーカルポイント機関、協力団体、関連機関及び一般に対し、情報の参照サービスを行う。2.3アジア太平洋地域において障害関連事項の情報共有を図るため、四半期毎にニュースレターを発行する。2.4アジア太平洋地域に対し、障害関連事項の情報を提供するためAPCDのホームページを公・運営する。2.5 APCDのホームページに、障害関連情報を適切なタイミングで公開する。2.6フォーカルポイント機関、協力団体、情報材料、国別障害者関連情報についてのリストを作成する。

3.人材育成:3.1障害者関連の人材育成研修コースを準備、実施する。3.2研修の評価を実施する。3.3元研修参加者に対するフォローアップを行う。3.4元研修員が所属するフォーカルポイント機関や協力団体が実施する関連活動を支援する。

4.センターの持続性のための管理体制:4.12007年以降のセンターの運営管理に関する調査を行う。4.2センターの運営管理の参加型意志決定システムの開発・実施を行う。4-3適切な地域独立機関となるためのロードマップを作成する。4.4センターの国際性を確保するため、国際助言メカニズムのありかたを検討する。4.52007年以降の資金計画を作成する。4.6 2007年以降の、資金獲得を含むロジスティック管理計画を作成する。4.7 2007年以降の人員計画を作成する。4.8オン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じて運営管理に関わる職員とリースハーソンの研修を行う。

4.9センターの活動をモニタリングするため年2回、合同調整委員会を開催する。4.10センターの業務上の事項を報告し、またセンターの運営管理に関する助言を行うための、理事会会合に参加する。

投入

日本側投入	長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整、障害者研修開発、ICT専門家 4名) 短期専門家(障害者自立生活、CBR、ICT、バリアフリー環境等 年間約10名) 研修員受入(バリアフリー技術、障害者自立生活、CBR、福祉施設維持管理等 年間4~5名) 機材供与(リフト付きバス、電動車椅子等)
相手国側投入	要員:センター長、研修分野スタッフ、情報支援分野スタッフ センター施設(わが国の無償資金協力により建設)

実施体制

(1)現地実施体制	社会開発人間保障省社会福祉局が実施責任機関であるが、センターの運営方針は、タイのNGO、有識者を含む理事会によって決定される。
(2)国内支援体制	「障害者支援」課題別支援委員会の下に「アジア太平洋障害者s年タープロジェクト」小委員会を設置。

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動	無償資金協力「タイ国アジア太平洋障害者センター建設計画」でセンター建設(2004年12月完成、5.4億円)。
(2)他ドナー等の 援助活動	ESCAP、DPI等の国際NGOと連携。



技術協力プロジェクト

2018年05月07日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデル形成プロジェクト

(英) The Project on the Development of a Community Based Integrated Health Care and Social Welfare Services Model for Older Persons

対象国名 タイ

分野課題1 社会保障-社会保険・社会福祉

分野課題2 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発

分野課題3 貧困削減-貧困削減

分野分類 社会福祉-社会福祉-社会福祉

プログラム名 高齢化対策プログラム

援助重点課題 社会の成熟化に伴う問題への対応
開発課題 高齢化対策

プロジェクトサイト パイロット事業実施4県各1タンボン

署名日(実施合意) 2007年09月28日

協力期間 2007年11月08日 ~ 2011年11月07日

相手国機関名 (和) 保健省、社会開発・人間の安全保障省

(英) Ministry of Public Health, Ministry of Social Development and Human Security

プロジェクト概要

背景

タイは近い将来急速な高齢化社会を迎えると見込まれており、人口統計においても既に高齢人口へのシフトが見られ、人口全体の増加率よりも高齢者人口の増加率の方が高くなっている。また2000年に560万人だった高齢者人口は2020年には1130万人に増加する見込みである。高齢者人口の増加と同時に労働人口の減少も見られており、高齢者の依存率は2000年の11.6%から2020年には26.1%に増加する見込みである。これら高齢者は慢性疾患を抱える傾向が強く、日常生活の支援が必要となっている。

タイ政府は人間及び社会の質の向上を目指しており、高齢者にかかる第二次国家計画(2002~2021年)では5つの戦略(1)質の高い老後についての備え、(2)健康増進、(3)社会保障制度の充実、(4)関連システム、人材の整備、(5)政策の検証、施策の実施を掲げており、社会開発・人間の安全保障省が事務局を勤める高齢者にかかる国家委員会が対策の責任を有している。保健省は高齢者の健康面でのケアの技術的サポートを、中央・地方の公共・民間団体が実際のサービスをそれぞれ担っている。

今後、高齢者の生活の質を向上していくために、これまで非効率的になされていたサービスを統合する事でより効率的に実施することが求められ、高齢化問題に携わる複数機関の効果的な協力体制を構築するためのモデルの構築が必要とされている。

以上の背景を踏まえ、2007年11月より本プロジェクトが4年計画で開始された。2009年8月には日タイ合同による中間レビューを行い、プロジェクトが順調に進捗しつつあることを確認するとともに、今後より効果的なプロジェクト実施のための提言がなされた。

上位目標

「コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデル(以下、モデルとする)」が全国で活用される。

プロジェクト目標

モデルが全国での活用に向けて発信される。

成果

1. 対象地域(コンケーン、チェンライ、スラタニ、ノンタブリの4県の各1タンボン)において高齢者

	<p>に対する保健医療・福祉サービスに関する機関が計画策定に参加する枠組みが構築される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象地域における高齢者向け保健医療・福祉サービスの状況が分析される。 モデル案が策定され、試行される。 最終的なモデルが策定される。 高齢者向け保健医療・福祉サービスに従事する人材の能力が強化される。
活動	<p>1-1.4県においてモデル案試行の対象地域とするタントボン(以下、対象地域とする)をそれぞれ一つずつ選定する。1-2.各対象地域においてWorking Committeeを設立する。1-3.Working Committeeに参加する関係機関の役割と責任を明確にする。1-4.各対象地域においてプロジェクト実施のための計画を策定する。2-1.高齢者向け保健医療・福祉サービスに関する情報を収集するための質問表/情報収集シートを作成する。2-2.関係するスタッフに対しオリエンテーションとトレーニングを行なう。2-3.地方自治体の財政的能力を調査する。2-4.地方自治体の技術的能力を調査する。2-5.高齢者および保健医療・福祉サービスに関する情報収集の責任を負うべき機関を決定する。2-6.各対象地域において高齢者に対する保健医療・福祉サービスを提供するリソースとメカニズムを明確にする。2-7.コミュニティにおける情報共有メカニズムを明確にする。2-8.各対象地域において保健医療・福祉サービスに関する高齢者のニーズを確認する。2-9.調査結果を分析する。2-10.モデル案の枠組みを設計する。3-1.Community Committeeを設置し、高齢者支援の活動計画を策定する。3-2.高齢者に対する保健医療・福祉サービスの内容を具体化する。3-3.関係機関の役割および連携方法、メカニズム、マネジメントに関するガイドラインを策定し、実施する。3-4.高齢者向け保健医療・福祉サービスを提供するための方法と手順(県と郡レベルの連携を含む)を明確にする。3-5.コミュニティで提供されている保健医療・福祉サービスの評価をコミュニティのメンバーにより実施する。3-6.高齢者向け保健医療・福祉サービスに関する情報を関連するコミュニティ、組織に発信する。3-7.モデル案を対象地域において試行する。3-8.試行の状況に関するモニタリングを行い、モデル案を改訂する。4-1.モデル案を評価する。(対象地域における成功例、困難や対応策の分析を含む。)4-2.モデルを完成するための会合を外部有識者の参加を得て開催する。4-3.モデルを完成させる。5-1.トレーニングの対象となるグループを確定する(地方行政官、サービス提供者、ケア・コーディネーター、Community Committeeのメンバー等)。5-2.上記グループのトレーニングのニーズを把握する。5-3.人材育成ガイドラインを策定する。5-4.上記グループに対するトレーニングを実施する。</p>
投入	<p>日本側投入</p> <p>1.専門家</p> <p>a.長期専門家: チーフアドバイザー/高齢者保健医療・福祉 1名 業務調整員 1名</p> <p>b.短期専門家: ・社会福祉 ・保健医療 ・生活習慣病対策 ・統計・調査 ・老人病学</p> <p>2.研修員受け入れ</p> <p>a.現地国内研修開催費用(会場費、通訳、講師等)</p> <p>3.機材供与</p> <p>専門家の活動に必要な機材</p> <p>1.人材 カウンターパート及び担当スタッフ</p> <p>2.必要なファシリティー</p> <p>・専門家用の執務室および付帯設備(保健省及び社会開発・人間の安全保障省) ・会議室など</p> <p>3.他コスト</p> <p>・タイ職員出張旅費 ・現地国内研修出席者旅費(交通費・日当・宿泊費) ・上記ファシリティーの維持管理に要する費用 ・他事務経費 ・現地コンサルタント(必要に応じ)</p>
相手国側投入	<p>外部条件</p> <p>全国各レベルの関係行政機関でモデルの重要性が認識される。 高齢化政策を重視するタイ政府の政策に大きな変更が生じない。 トレーニングを受講した人材が継続的にプロジェクトにかかわる。</p>
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <p>所管官庁:保健省、社会開発・人間の安全保障省 管理体制:合同調整委員会(JCC)、ステアリングコミッティ、プロビンシャルコミッティ、ワーキングコミッティ、コミュニティコミッティ</p> <p>(2)国内支援体制</p> <p>厚生労働省、課題別支援委員会(高齢者支援)</p>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の</p> <p>【技術協力プロジェクト】 高齢者分野での実績は多くないが、以下の技術協力プロジェクトを実施済み。</p>

援助活動

(2)他ドナー等の
援助活動

チリ国高齢者福祉行政プロジェクト(2004.10～2007.9)
中国農村部社会養老保険制度の刷新と管理の規範化に関する研究開発調査(2006～2008)
【課題別研修】
「社会保険行政官研修」「社会福祉行政官研修」が実施されている。
前者では年金問題を扱い、後者では高齢者福祉を取り上げている。
ADBが年金分野で調査研究を行っているほか、HelpAge Internationalが国際交流基金と連携し、タイにおける年金問題に関するワークショップを継続的に行ってい。



技術協力プロジェクト

2010年04月05日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名 (和)タイ国公的医療保険情報制度構築支援プロジェクト

対象国名 タイ

分野課題1 社会保障-社会保険・社会福祉

分野課題2

分野課題3

プログラム名 高齢化対策プログラム

プロジェクトサイト バンコク、プレー

署名日(実施合意) 2003年06月26日

協力期間 2003年07月13日 ~ 2006年07月12日

相手国機関名 (和) 保健省、国民医療保障局

相手国機関名 (英)

日本側協力機関名 厚生労働省

プロジェクト概要

背景 タイ政府は過去十年にわたり保健改革を実施しており、その一環として医療財源の確保・医療保険制度の確立など、保健医療セクターの改革を試みてきた。2002年には国民の3分の2にあたる約4千万人をカバーする医療制度である30バーツ制度を創設し、従来医療保険に加入していない、あるいはできない国民も医療保険に加入することが可能になった。しかしながら、本制度は、国民皆保険への一歩として期待されているものの、巨大な医療保険制度の運営経験不足などにより、医療保険制度の実務面での運営改善が必要となっている。このため、国民皆保険制度について経験を有する日本に対して技術協力の要請がなされた。

上位目標 全国の医療保険業務に係わる機関において新しい医療保険事務システムを採用あるいは採用予定の県が増加する

プロジェクト目標 国民医療保障局が、自ら新しい医療保険事務システムをタイ全県に普及させるための行政管理能力、およびシステム開発をする際のマネジメント能力が向上する。

成果 成果1: 医療保険事務システム構築に必要な知識・情報を蓄積する。
成果2: パイロットシステムの構築を通じて国民医療保障局の業務処理能力が向上する。
成果3: パイロットシステムの成果に基づいて全国に普及するための医療保険事務システムの改善が提案される。

活動 1?1 現行の医療保険制度及びその関連事項に関し現状分析を行い、問題点及び改善のニーズを把握する。
1?2 医療保険を所管とする組織が医療保険情報制度構築に必要な知識・情報(医療保険制度改善、医療費抑制、地域医療計画などを含む)を深める。
1?3 より良い医療保険制度構築のための報告書を作成する。
2?1 国民医療保障局及びプレー県において運営マネジメントシステムおよび開発マネジメントの現状を分析し、問題点と改善点を認識する。
2?2 医療保険業務改善のための指導を実施する。
2?3 医療保険情報制度の開発手順を明確化する。
2?4 国民医療保障局、プレー県保健事務局それぞれにおける、加入者登録に伴う事務管理マニュアル及び操

- 作手順マニュアルを作成する。
 2?5 国民医療保障局、県保健医療事務所の各事務レベルに相応する研修を実施する。
 2?6 医療保険事務システム開発の実施及びそれに関連する管理を行う。
 2?7 国民医療保障局、プレー県保健事務局それぞれにいて、医療保険事務システム開発のための企画、ソフトベンダーの管理、システム開発に伴う手順に関し評価を実施する。
 2?8 システム開発の企画、ソフトベンダーの管理、システム開発に伴う手順等の見直し及び修正を行う。
 3?1 新しい医療保険情報制度の実施について全国普及させるスケジュールを作成する。
 3?2 全国普及のための、システム開発に伴う手順についてのガイドラインを作成する。
 3?3 全国で使用できるマニュアルを編集する(パイロットシステムで作成したマニュアルの見直し・修正)
 3?4 他県に対してワークショップを開催する。
 3?5 全国で使用できるマニュアルを見直し及び修正する。

投入

- 日本側投入
- ・長期専門家:3名(チームリーダー、業務調整員、医療保険行政事務)
 - ・短期専門家:7名(医療保険制度現状分析、地方行政事務制度、医療保険事務改善、システム開発・業務処理、研修事前調査・カリキュラム作成・フォローアップ、キヤバシティー・ビルディングなど)
 - ・研修員受け入れ:15名/年
(「医療保険行政官研修」「被保険者情報管理者研修」「医療保険情報運用責任者研修」)
 - ・機材供与:パイロットシステム構築に係わるコンピュータ等
 - ・資料翻訳:医療保険制度の現状分析、医療事務改善、システム開発管理、医療保険法に関する資料の選択、編纂、翻訳
- 相手国側投入
- ・人員配置:カウンターパートおよび運営スタッフ
 - ・施設:国民医療保障局、プレー県保健医療事務所、研修や会議のための研修室や会議室、その他プロジェクト事務所など
 - ・現地コスト:プレー県への出張旅費、システム構築のエンジニアリングを行うソフトベンダーの選定に伴う経費、パイロットシステムを運転する費用、その他運営管理費。
- 外部条件
- ・国民医療保障局が医療保険事務システムを全国に導入するための予算が確保されている。
 - ・カウンターパートが適切に配置されている。
 - ・タイ国において国民医療保障に関する政策が大きく変更されない。
 - ・プレー県保健局における通信インフラが整備されている。
 - ・医療保険事務システムが資格のあるソフトベンダーによって構築されている。

実施体制

- (1)現地実施体制
- プロジェクト実施責任機関: 保健省
カウンターパート機関(主な技術移転先): 国民医療保障局
- (2)国内支援体制
- 国内支援委員会を設置済み。健康保険制度を担当する厚生労働省や社会保険庁に加え、実際に健康保険制度を運用している地方自治体(杉並区)や病院等の協力を得ている。

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- 2000年から2年間、同国に対し長期専門家(個別)「社会保険制度改革」を派遣した。
- (2)他ドナー等の援助活動
- 世界銀行(WB): 1998年に世銀の出資のもとでSocial Investment Fund (SIF)(※)が設立され、30バーツ制度のパイロットスタディーが同SIFにより実施された。
 (※)設立目的: 通貨危機を機に、分権化に向けての改革、よりよき統治、共同体のエンパワーメント、市民社会を構成する主体間の発展的なパートナーシップをサポートすること。
 GTZ(ドイツ): 「病院経営プロジェクト」として、保健省に対し医療費抑制に関する人材育成研修を実施中。



技術協力プロジェクト

2004年04月01日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和)タイ教育用情報技術開発能力向上プロジェクト (英)The Project of Capacity Building on the Development of Information Technology for Education (ITEd)
対象国名	タイ
分野課題1	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術
分野課題2	
分野課題3	
プロジェクトサイト	バンコク、チェンマイ、ナコンラチャシマ、ソンクラ、チョンブリ、ラチャブリ
署名日(実施合意)	2001年11月13日
協力期間	2002年03月～2005年02月
相手国機関名	(和)教育省、(大学省*)、国立電子・コンピュータ技術センター*大学省は2003年7月1日に教育省に統合
相手国機関名	(英)Ministry of Education (:MOE), (Ministry of University Affairs*(:MUA)), National Electronics and Computer Technology Center(:NECTEC)
日本側協力機関名	鳴門教育大学、京都教育大学、経済産業省
プロジェクト概要	
背景	タイでは、1992年に首相を委員長とする国家情報技術委員会(NITC)を組織しており、人材開発を含めた情報技術(IT)政策を推進しているが、関連人材の供給、特に、データベース管理やネットワーク管理など高度な技術と経験を必要とする分野の技術者の供給が課題になっている。タイの経済社会基盤を強化していくには、IT利用能力を有する人材を質と量の両面から拡充することが必須である。このためには、必要なカリキュラムやテキストを整備し、タイ語コンテンツの充実を図るとともに、学校教育の段階からIT利用を促進していく必要があると認識されており、教員のITリテラシーを高めてITを利用した新たな教育手法を指導、普及することが重要である。 同時に、教育現場におけるネットワークやデータベースの構築とコンテンツの作成や管理に関わる人材を充実させ、ITを利用した新たな教育手法の効果的な普及を図ることが重要である。 こうした状況の下、タイ政府はわが国に対し、平成13年度のプロジェクト方式技術協力として「教育情報技術開発に関する人材育成」を要請してきた。
上位目標	ア ITを利用した教育の質と効率の向上が図られる イ タイにおいてITを利用した教育、特に生涯教育の手段としてWBTについての理解が深まる
プロジェクト目標	ITを利用した効果的な教育カリキュラムが作成され、5か所のモデル地方都市において、それに基づく教育実施のできる教員と地方の人材が養成される。
成果	ア ITを利用した教育に関する組織的制度的枠組みが確立される。 イ IT利用カリキュラムと教材作成支援ツールが開発され、モデルコースが開発される。 ウ タイ側C/PがWBT実施に必要なIT関連技能・技術を習得する。 エ 地方のモデル地域でIT利用カリキュラムによる教育の普及が進む。
活動	ア IT教育普及プロジェクト運営・実施体制の確立やIT教育認証制度の確立などに関する助言と支援をおこなう。

- イ IT利用カリキュラムの開発とその指導方法及び教材の開発をおこなう。
- ウ 専門家からカウンターパート(C/P)に対し、ITを利用した教育・訓練の実施に必要なIT関連技術を移転する。
- エ ITを利用した教育・訓練を普及するため、地方モデル都市でセミナーや研修会をはじめとするイベントを実施する。

投入

- | | |
|--------|--|
| 日本側投入 | <ul style="list-style-type: none"> 長期専門家(チーフアドバイザー、テクニカル・コーディネーター2名) 短期専門家(IT利用カリキュラム開発、情報システム設計・管理、ネットワーク設計・管理など30名程度) 研修員受入(20名程度) 機材供与(パソコン・ネットワーク機器など) 青年海外協力隊員5名 |
| 相手国側投入 | <ul style="list-style-type: none"> 要員:C/Pの配置(プロジェクトC/P 32名、JOCV C/P 10名) 施設等整備:施設の提供(教育省本省内EMISC及び地方の生涯教育センター)、機材供与(サーバー、ネットワーク機器、ソフトウェア等)、プロジェクト運営経費(人件費、機材運用・維持管理費、消耗品費用等)等 |
| 外部条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・タイ国の政治・経済情勢に大幅な変化が起こらない ・教育開発政策に大幅な変更が生じない ・教育省教育技術研究所を中心に、教育分野での効果的なIT施策の企画・運営が自立的・継続的に実施される ・タイ側C/P及び訓練を受けた教育訓練担当者・教員が教育分野に留まる |

実施体制

- | | |
|-----------|---------------|
| (1)現地実施体制 | |
| (2)国内支援体制 | 国内委員会事務局:JICA |

関連する援助活動

- | | |
|-----------|------|
| (1)我が国の | 援助活動 |
| (2)他ドナー等の | 援助活動 |



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2003年09月24日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和)タイ・モンクット王ラカバン工科大学(KMITL)情報通信技術研究センタープロジェクト (英)The Research Center for Communication and Information Technology (ReCCIT), King Mongkut's Institute of Technology, Ladkrabang, (KMITL), The Kingdom of Thailand
対象国名	タイ
分野課題1	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術
分野課題2	
分野課題3	
プロジェクトサイト	バンコク近郊(バンコク中心部から東に30 km、車で約70分)
署名日(実施合意)	1997年07月25日
協力期間	1997年10月01日 ~ 2002年09月30日
相手国機関名	(和)大学省(Ministry of University Affairs)、キングモンクット工科大学ラカバン校(KMITL)
相手国機関名	(英)Ministry of University Affairs (King Mongkut's Institute of Technology, Ladkrabang (KMITL))
日本側協力機関名	総務省、文部科学省、東京工業大学、東海大学、他
プロジェクト概要	
背景	タイ王国は、工業化社会の構築に向けて産業構造を変革中であり、高度な知識を有する技術者・研究者の育成が急務となっている。近年、タイ国の経済発展の続く中で、産学界の技術の高度化に対応した人造り及び先端的な技術の研究開発が求められ、中でも情報通信の発展とともに人材の需要は高い。KMITLは、大学の共同利用施設として、情報通信技術センターを学内に設立し、大学院教育の充実(教官養成の自立)及び先端技術分野での国際的研究開発水準の達成を目指すことを計画し、通信システム、情報技術、信号処理、半導体回路、制御分野について、我が国に協力を要請してきたものである。
上位目標	
プロジェクト目標	1. ReCCIT(情報通信技術研究センター)の設立により、大学の研究開発能力が開発される。 2. 上記センターおよび協力対象研究室における情報通信技術分野の大学院プログラムが強化される。
成果	同センターの設立及び強化は、急速に発展するタイの情報技術産業における高度な人材の育成及び不足の解消に寄与することが期待されている。
活動	対象分野は、通信システム、情報技術、信号処理、半導体回路、制御分野、合計14の研究室への指導を行う。
投入	
日本側投入	長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整(合計:2名)) 短期専門家(上記協力分野に関し派遣。10~20名/年) 研修員受入(上記協力分野に関し派遣。3~9名/年) 機材供与(情報通信技術分野の研究・教育機材) 要員:通信システム:8名、情報技術:16名、信号処理:21名、半導体回路:5名、制御・機械:

相手国側投入

7名、所長他含み合計59名(2000年3月末日現在)
施設等整備:情報通信技術研究センター建設、1999年9月完成

外部条件

実施体制

(1)現地実施体制

(2)国内支援体制

国内委員会設置(総務省、東京工業大学、東海大学)

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

KMITLへの協力は、42年間におよび、3回のプロジェクト方式技術協力、2回の無償資金協力が行われ、現在では、タイ国内で、電気通信分野の第一位の総合工科大学に発展している。

2000年度から東海大学との衛星を用いた遠隔プロジェクト(総務省のパイロットプロジェクト:東海大学で行う講義を衛星にて受信し、その精度等を検証する)が実施されている。機材は総務省が供与し、コンテンツは東海大学が作成した。

(2)他ドナー等の

援助活動

東工大学、東海大学、東京電気大学等と学術協定がある。



技術協力プロジェクト

2005年05月01日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)タイエネルギー管理者訓練センター (英)The Project on the Practical Energy Management Training Center in the Kingdom of Thailand
対象国名	タイ
分野課題1	資源・エネルギー・省エネルギー
分野課題2	
分野課題3	
プロジェクトサイト	タイ国バンコク市
署名日(実施合意)	2002年04月11日
協力期間	2002年04月15日 ~ 2005年04月14日
相手国機関名	(和)エネルギー省エネルギー開発推進局
相手国機関名	(英)Department of Energy Development and Efficiency (DEDE)
日本側協力機関名	(財)省エネルギーセンター
プロジェクト概要	
背景	タイ国は近年の急速な経済成長に伴い、一次エネルギー消費も年率約10%で伸長してきた。一次エネルギーの多くを輸入に頼る同国にとってエネルギー需要の管理は重要な政策課題となっている。また、地球温暖化ガス(GHG)排出抑制の観点からもその重要性は増している。こうした背景のもと、同国政府は1992年に「省エネルギー促進法」を公布し、一定水準以上のエネルギーを消費する工場・施設においては「エネルギー管理者」の配置を義務づけるなど、省エネルギーの推進を図ってきた。しかしながら、同国におけるエネルギー管理者となる人材の数・能力は不足しており、民間部門における省エネルギーは十分に進展していない現状にある。このため、タイ国政府は科学技術環境省エネルギー開発推進局(DEDE)の下に「エネルギー管理者訓練センター」を開設し、同センターにおいてエネルギー管理者、及びその指導者の養成・訓練を行うとともに、エネルギー管理者を対象とした資格試験制度を導入することを計画した。本プロジェクトはかかる制度を機能させる上で必要な制度支援と人材育成をプロジェクト方式技術協力にて行うものである。
上位目標	タイ国の工場・施設のエネルギー管理が、省エネルギー促進法に則り効果的に実施される。
プロジェクト目標	高度な技術・能力を持ったエネルギー管理者(PRE)の教育システムが整備される。
成果	訓練センター運営のための管理体制が確立される。 PRE国家試験制度が提案される。 PRE試験前研修コースが準備される。 試験前研修の実施体制が整備される。 PRE支援体制が確立される。
活動	●施設・機材・活動・予算に係わる計画の策定、実行、管理など、組織の運営・管理に関する助言と支援を行う。 ●専門家からカウンターパート(C/P)に対し、国家試験委員会設立・運営、座学及び実習を含む試験前研修の実施・運営、試験問題策定、講師向け研修の開発など、国家試験制度確立の

ための助言と支援を行う。

●省エネルギー知識の最新情報を継続的に提供する手法の確立について助言と支援を行う。

投入

日本側投入

長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整、研修コース、国家試験)
短期専門家(機材据付・試験運営、研修教材開発、広報/普及など 約4名/年)
研修員受入(約3名/年)

相手国側投入

機材供与(研修実習設備、実測機材、研修機材等)
要員:29名
施設等整備:Energy Conservation Building(省エネルギービル)建設中。その他、実習プラント
据付用施設
予算手当(推定):17百万タイバーツ(2002-2004年累計)

外部条件

実施体制

(1)現地実施体制

DEDE

(2)国内支援体制

国内委員会事務局:(財)省エネルギーセンター

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動

開発調査:省エネルギープロジェクト開発計画(1982~1984)
開発調査アフターケア:省エネルギー計画アフターケア(1993~1994)

(2)他ドナー等の 援助活動

GTZ
NEDO



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2017年09月30日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)科学技術戦略分野における制度・人材開発(太陽電池における人材育成及び標準化)プロジェクト (英)Institutional and Capacity Development in the Targeted Fields of Science and Technology (HRD and standardization project on PV)
対象国名	タイ
分野課題1	資源・エネルギー・再生可能エネルギー
分野課題2	教育・職業訓練・産業技術教育
分野課題3	民間セクター開発・産業基盤制度
分野分類	エネルギー・エネルギー・新・再生エネルギー
プログラム名	産業生産性向上プログラム
援助重点課題	持続的成長のための競争力強化
開発課題	産業振興のための基盤整備(人材育成・制度整備)
署名日(実施合意)	2007年01月24日
協力期間	2007年01月24日 ~ 2009年03月31日
相手国機関名	(和)科学技術省国家科学技術開発庁
相手国機関名	(英)National Science and Technology Development Agency, Ministry of Science and Technology

プロジェクト概要

背景

タイ国エネルギー省再生可能エネルギー局(DEDE)は電力の省エネルギー化の一環として、2004年に再生可能エネルギーポートフォリオ基準(RPS)を制定し、2008年より総発電量の5%を風力や太陽光などの再生可能エネルギーによってまかなうことを電力会社に対して義務化している。また、タイが太陽光発電に適した地理的条件を有していることもあり、地方配電公社(PEA)が太陽光発電による地方電化プロジェクトを展開するなど、タイ国内における太陽電池の需要は急速に拡大している。

他方、外国で製造された太陽電池パネルの活用は多大なコストを要し、太陽電池の普及のためには国内において安価で、かつタイの気候環境に合致した太陽電池の製造が重要な課題となっている。しかしながら、タイ国内で安定した品質の太陽電池パネルを製造するために不足な太陽電池の工業標準が整っておらず、タイ国産業界が活用できる工業基準を整備することが課題となっている。

かかる状況を克服するために、タイにおいては①産業界が活用可能な太陽電池パネルの標準を整備するために、タイ国工業標準局(TISI)に対して必要な技術的インプットを行える人材を育成すること、②整備された標準を産業界が活用できるよう、評価、認証制度を整備する人材を育成することが喫緊の課題となっている。

上位目標

タイ国の太陽電池モジュール標準試験所の能力が向上する

プロジェクト目標

対象とする太陽電池モジュール試験に携わる人材の能力が向上する

成果

- 1) 太陽電池モジュールのIEC 61215、IEC 61646試験に携わる人材の能力が向上する。
- 2) 太陽電池モジュールのIEC 61730-1、IEC 61730-2試験に携わる人材の能力が向上する。
- 3) 太陽電池モジュールのSTC評価に携わる人材の能力が向上する。

2007年2月～3月(1名×約1ヶ月)：C/P研修「太陽光STC評価手法」

委託先：AIST

活動

2007年(3名×約2ヶ月) :C/P研修「IEC 61215、IEC 61646」 委託先:JET
2008年(3名×約2ヶ月) :C/P研修「IEC 61730-1、IEC 61730-2」 委託先:JET

投入

日本側投入 2007年2月～3月(1名×約1ヶ月):C/P研修「太陽光STC評価手法」 委託先:AIST
2007年(3名×約2ヶ月) :C/P研修「IEC 61215、IEC 61646」 委託先:JET
2008年(3名×約2ヶ月) :C/P研修「IEC 61730-1、IEC 61730-2」 委託先:JET
必要に応じ、短期専門家の派遣を予定

相手国側投入 (1)C/Pの配置



技術協力プロジェクト

2005年01月17日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)海外融資プロジェクト事後評価能力向上
(英)Project on Developing the Capacity of the Government to Post Evaluate the Externally Funded Project

対象国名 タイ

分野課題1 経済政策-金融

分野課題2

分野課題3

署名日(実施合意) 2004年11月19日

協力期間 2004年11月21日 ~ 2005年11月21日

相手国機関名 (和)財務省公的債務管理局

相手国機関名 (英)Public Debt Management Office (PDMO)

日本側協力機関名 国際協力銀行(JBIC)

プロジェクト概要

背景 成果主義の行政管理への認識の高まりにつれ、タイにおいても成果に基いたプロジェクト評価が重視されるようになってきている。近年、タイ国では海外融資を含む公的投資の実績評価が重視されている。この流れの中で、タイ政府は公的債務管理法を2005年に施行した。これによって、PDMOは、プロジェクトがいかに運営されているか、また、海外融資がいかに効果的かつ効率的に利用されているかの報告義務を負うこととなり、かかる状況の下、PDMOは、早急にプロジェクトのモニタリング、評価体制・能力を向上させることができることになった。これに応えるため、タイ政府は、我が国政府に対して「海外融資プロジェクト事後評価能力向上プロジェクト」の実施を要請した。

上位目標 公的債務及び海外融資プロジェクトが財政上持続的に運用され、かつ、借り入れコストを縮小化することで効果的効率的に管理される。

プロジェクト目標 PDMOによる海外融資プロジェクトのモニタリング、評価(M&E)及び事後評価の実施能力が強化される。

成果 PDMOのM&Eの方法及び借款支払い指標、プロジェクト実績指標を整備する。融資ポートフォリオ管理情報システム(LP-MIS)が十分に運営されM&Eの道具として利用される。PDMOスタッフがM&E及び事後評価の知識を習得する。

活動

投入

日本側投入

相手国側投入
外部条件

実施体制
(1)現地実施体制
(2)国内支援体制

関連する援助活動
(1)我が国の
 援助活動
(2)他ドナー等の
 援助活動



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2017年09月30日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)税務コンプライアンス向上プロジェクト
(英) Tax Compliance Enhancement Project

対象国名 タイ

分野課題1 経済政策-財政(歳入)

分野課題2 民間セクター開発-貿易・投資促進

分野課題3

分野分類 計画・行政-行政-財政・金融

プログラム名 産業生産性向上プログラム

援助重点課題 持続的成長のための競争力強化

開発課題 産業振興のための基盤整備(人材育成・制度整備)

プロジェクトサイト パンコク

署名日(実施合意) 2007年06月29日

協力期間 2007年07月01日 ~ 2010年06月30日

相手国機関名 (和)歳入局

相手国機関名 (英)The Revenue Department

日本側協力機関名 国税庁／税務大学校

プロジェクト概要

背景

タイの財政収支は、97年の通貨危機以降02年まで6年連続で赤字となっており、景気拡大による税収増大効果などで03年度には黒字に転じたものの、公的債務の累積、少子高齢化社会到来による社会保障費の増大など、財政にかかる負担は大きい。こうした状況の下、公的債務を増加させることなしに財政基盤を構築していくためには、税収の増加が不可欠である。

タイ財務省は、タイ経済社会の近代化に伴い税制の近代化を進めてきており、アジア諸国の中では早くから近代的な法人税制度や申告納税制度を導入するとともに、92年からは付加価値税を導入している。また、これを支える執行機関として、財務省歳入局の下、12箇所のRegional Revenue Office、96箇所のArea Revenue Office、848箇所のArea Revenue Branch Officeが設置されており、2万人を超える税務職員を擁している。

他方、97年の通貨危機を克服した結果、投資・貿易を始めとする経済のグローバル化は一層進展し、経済取引の国際化・複雑化・IT化が進むとともに、民主化の進展や国民生活の向上に伴う納税者意識の変化や、地下経済活動や悪質な脱税が発生するなど、経済社会状況が大きく変化しているところである。

これに対応するべく、歳入局は2004年からの6ヵ年計画において、①IT活用による業務効率化、②納税者とのパートナーシップ強化、③コンプライアンス向上を三本柱とする税務行政改革を進めており、その中でこうした課題に対応できる人材の育成に努めている。しかしながら、歳入局職員への研修や一般納税者への啓蒙を行うにあたり、金融デリバティブやeコマースなど、複雑化した経済活動に関する知識を有する職員が不足していることから、コンプライアンス強化に向けた技術協力プロジェクトの要請がなされたものである。

上位目標

歳入局が、複雑化した経済取引に対し適正・公平に課税し、あわせて納税者に対し適切なサービスを提供できるよう体制が整備される。

プロジェクト目標

複雑化した経済取引に関して、歳入局職員が適正に課税できるような技術・知識を身につけるとともに、こうした取引に対する納税者コンプライアンスを向上させるための納税者サービス制度を理解する。

成果	歳入局の担当職員が、複雑化した経済取引を理解した上で、かかる取引に関する課税手続を理解する。あわせて、このような取引に関する納税者向けのサービスについて、日本における事例・手法を理解する。
活動	コンプライアンス向上に向けた各種課題(特に国際課税、金融取引課税、電子商取引課税、中小企業課税)に関し、歳入局担当職員向けワークショップ及び個別コンサルテーションを実施するとともに、本邦研修を行う。具体的には、以下の手順により年間活動を実施する。 1.運営指導調査団派遣(年度テーマの策定) 2.短期専門家派遣(年度テーマに即し、セミナー開催・個別コンサルテーション実施・本邦研修へ向けた課題 抽出を行う) 3.本邦研修(年度テーマに即し、本邦での事例等につき研修を行う) 4.短期専門家派遣(年度テーマに即し、フォローアップ活動を実施する)
投入	
日本側投入	年度当たり以下の投入を行い、これを3年間継続する。 ・短期専門家(セミナー開催) 2名 × 1Wk ・本邦研修 10名 × 10日程度 ・短期専門家(フォローアップ活動) 2名 × 1Wk
相手国側投入	・カウンターパートの配置 ・セミナー開催場所の提供
外部条件	タイの税制に大きな変更がないこと。
実施体制	
(1)現地実施体制	1.カウンターパート Project Directorを歳入局長官、Project Managerを歳入局税制企画部長とし、各種調整については、歳入局税制政策部国際課税課が担当する。
(2)国内支援体制	2.合同調整委員会 日タイ関係者により、歳入局長官を委員長とする合同調整委員会を設置する。 国税庁／税務大学校の協力を得て実施する。
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	国際課税に係る地域別研修を昨年度より実施中。(割当国: インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、中国、ベトナム)
(2)他ドナー等の 援助活動	OECD、ADB、マレーシアが国際課税に関する協力(短期セミナーへの招聘)を実施。



技術協力プロジェクト

2011年10月04日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)工業統計
(英)Industrial Statistics

対象国名 タイ

分野課題1 経済政策-その他経済政策

分野課題2

分野課題3

分野分類 計画・行政-行政-統計

プログラム名 産業生産性向上プログラム

署名日(実施合意) 2006年06月01日

協力期間 2006年06月15日 ~ 2007年06月14日

相手国機関名 (和)工業省工業経済局

相手国機関名 (英)Office of Industrial Economics, Ministry of Industry (MOI)

日本側協力機関名 経済産業省調査統計部

プロジェクト概要

背景これまで、タイにおける工業統計分野に関しては、生産統計プロジェクト(フェーズ1-2、1998-2000年)及び個別専門家(2001年、2002年)などを通じ、月次工業統計の整備に関する協力を実施してきた。プロジェクトフェーズ2の終了時評価において、終了後5年程度のデータ蓄積後に再度、協力を行うことが効果的であるとの提言が残された。今次要請は、右提言に従い、フェーズ3に該当する協力をわが国に求めるものである。

本案件は、当初平成17年度要望調査において長期専門家として要請され、そして採択された。しかしながら、日本側リソース制約から長期専門家の派遣が困難なことが判明したことや、また、その後タイ側の要望する詳細な事業内容やスケジュールについて確認したところ、複数の分野に跨る要望があり、また、今後先方と協議を行なながら詳細を決定したいとの要望があつた。こうした状況においては、事業内容が不透明であり、また、全ての分野を1人でカバーしうる長期専門家の選定は困難であり、効果は期待できないということが判明した。

以上の状況に鑑み、タイ側の要望に応えるべく、短期専門家派遣を中心とする技術協力プロジェクトへのスキーム変更及び内容の絞込みについて打診したところ、タイ工業省側もこれを承諾し、今般技プロによる再要請が提出されたところである。

上位目標 タイの経済の変化に対応する統計調査の実施手法の習得による経済状況の適切な把握といったタイ国の統計実務者の統計技術のレベルが向上し、工業統計が改善される。

プロジェクト目標 タイ国の産業構造の変化に対応し、迅速な景気の現状把握を可能とする統計が改善される。

成果 a) 産業構造の変化に対応するための産業統計システム(調査票の見直しなど)が調整される。
b) 指数の基準改定に向けた指標整備といった諸準備が整う。

活動 a)-1 タイにおける月次生産統計構築の現状やニーズ、同統計システムの将来的な改善スケジュールについて分析する。
a)-2 調査項目の変更及び選択に係る助言・指導を行う。
a)-3 工場及び他の関連施設を訪問し、新規商品や品目等の選定を行う。
a)-4 輸出入品目や国内品目等の商品需要動向のトレンドを分析する。
a)-5 調査品目の変更を反映した、質問表作成に係る助言・指導を行う。

- b)-1 タイにおける基準年の修正や将来的な改善に係る現状やニーズ、将来的な改善スケジュールについて分析する。
- b)-2 基準年変更に必要な準備作業に係る助言・指導を行う。
- b)-3 年次サーベイを用いたウェイトの変更や、他の指標との比較等による、現状の鉱工業生産指数(Indices of Industrial Production, IIP)の検査方法について説明する。
- b)-4 採用品目に係るコンセプトについて説明する。
- b)-5 季節調整に係る原則及び日本における経験についての情報を提供する。
- b)-6 ISIC4桁レベルの50業種に係る指標の一般的な季節調整に係る技術的助言・指導を行う。

投入

日本側投入

- 短期専門家による工業統計局に対する助言・指導:計2名×3~5回
- 短期専門家①:工業指標の基準改定に向けた指標整備(1名×2週間×4回)
- 短期専門家②:新規品目の取り込み等といった月次生産統計の精度向上(1名×2週間×3回)

相手国側投入

- カウンターパートの配置
- 専門家の活動スペース及び必要な資機材
- プロジェクト活動に必要となるローカルコスト負担

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動

- (ア)技術協力プロジェクト:生産統計プロジェクト(フェーズ1-2、1998-2000年)
- (イ)個別専門家「月次工業統計整備」(2001年、2002年)



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2018年03月01日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)自動車裾野産業人材育成プロジェクト (英)Automotive Human Resource Development Project for Supporting Industries in Thailand
対象国名	タイ
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	鉱工業-工業-工業一般
プログラム名	産業生産性向上プログラム
援助重点課題	持続的成長のための競争力強化
開発課題	産業振興のための基盤整備(人材育成・制度整備)
プロジェクトサイト	バンコク市クロントウイ ラーマ4世通り ソイ・トライミット クルアナームタイ BSIDビル 工業省
署名日(実施合意)	2006年10月03日
協力期間	2006年12月01日 ~ 2011年03月31日
相手国機関名	(和)工業省、タイ自動車インスティテュート (英)Ministry of Industry, Thailand Automotive Institute
日本側協力機関名	経済産業省、自動車工業会
プロジェクト概要	
背景	タイ国の自動車裾野産業における人材育成については、1997年の経済危機後、1999年にタイ 国政府により設立された工業省所管の半官半民組織である自動車インスティテュート (Thailand Automotive Institute:TAI)へのJICA専門家派遣以降、タイ国及び我が国関係者間 の様々なチャネルにて議論されてきた。この間、タイ国自動車生産は経済危機以前の生産水 準に戻りつつあり、特に2002年以降は日系メーカーを中心に対タイ国投資が増大、生産体制 の拡大のみならず社内人材の育成や研究開発拠点の設置を進めている。 それと同時に、生産拡大に伴う裾野産業技術者の量的・質的不足にかかる問題が顕在化し てきている。現地資本を中心とした1次、2次下請けの部品・加工メーカーの人材開発は、組立 企業側の要請であると同時にタイ国経済の牽引力として中小企業開発・強化を推進するタイ国 政府、とりわけ工業省の重要な政策課題となっている。 このような状況に対応するため、タイ国政府による自動車産業の競争力強化計画である「デ トロイト・オブ・アジア」の一部を担う日タイ両国官民の4者協力によるプロジェクト(以下、全体プ ロジェクト)として、TAIを実施機関として、人材育成の基準となる技能認定資格制度(TAI認定 資格)の強化・拡充と、それに基づく人材育成研修実施体制が立上げられ、全体プロジェクト活 動期間は2006年度～2010年度までを予定している。 JICAに対しては、このうち運営管理をはじめとする全体プロジェクト実施上の課題について助 言・提言を行う専門家の派遣、及び人材育成・技能認定用機材の供与が求められている。本プ ロジェクトはこれら投入をJETROをはじめとする各関係機関の投入と有機的に連携させつつ、 プロジェクト成果の確保を目指すものである。
上位目標	タイ国自動車裾野産業における人材に対する現実的且つ持続的な人材開発システムが確立 する。

プロジェクト目標	タイ自動車産業人材育成プロジェクト(AHRDP)の活動が、JICA専門家のアドバイスやJICAによる機材供与によって進捗し、促進される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 専門家によりアドバイスと提言がなされ、本プロジェクトの活動に係る課題が明確化され、これらに関する情報がステアリング・コミッティー(SC)やコーディネーション・グループ会合(CG)にて共有される。 JICAにより機材供与が、適切なタイミングで、JETRO派遣専門家による研修活動場所に供与される。
活動	<ol style="list-style-type: none"> TAIが各種報告書を作成する。 専門家がアドバイス/提言のための調査を行い、報告書を作成する。 専門家が、1-2の調査結果に基づいて適切なアドバイス/提言を行う。 専門家がSC及びCGに出席する。 TAI、専門家がアドバイス/提言の実施状況をフォローアップ、モニターする。 専門家がプロジェクトの進捗報告書、業務完了報告書を取りまとめる。 <ol style="list-style-type: none"> TAI、専門家がマネージメント/製造技術(デンソー担当)と技能検定研修(日産担当)向けの機材情報を収集する。 TAIが現地及び本邦で調達される機材を決定し、プロジェクト期間中は年度毎に調達手続を行う。 TAIが本邦調達される機材の通関手続きを支援する。 専門家が、JETRO派遣専門家による機材設置や確認作業を支援する。 機材管理のためのリストを作成/修正する。
投入	<p>日本側投入</p> <p>ア 長期専門家派遣:1名×49人月(2007/3/31～2011/3/31) イ 研修・技能認定用機材供与:計200,000千円(据付調整、輸送費含) ウ 終了時評価調査団の派遣 エ 運営指導調査団の派遣(必要に応じ適宜決定) オ 在外事業強化費</p> <p>相手国側投入</p> <p>ア C/P配置(管理事務担当者を含む) イ 専門家執務場所 ウ 専門家秘書にかかる一部経費</p> <p>外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> SCとCGが定期的に開催される。 JETRO派遣専門家が適切な時期と分野に投入される。 機材調達に係るタイ側の手続が適切に行われる。 機材管理に係るスタッフと経費が確保される。
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 日タイ官民合同によるステアリング・コミッティー(運営管理・合意形成) <ul style="list-style-type: none"> 日本側政府機関:日本大使館、JETRO(日本側事務局)バンコクセンター、JICAタイ事務所 日本側民間企業:盤谷日本人商工会議所自動車部会、日本自動車工業会、トヨタ、デンソー、ホンダ、日産 タイ側政府機関:タイ工業省、タイ自動車研究所(TAI:タイ側事務局)、労働省技能開発局、国家経済社会開発庁 タイ側民間企業:タイ工業連盟、タイ自動車工業会、タイ自動車部品工業会 <p>(2)国内支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> コーディネーティング・グループ(実施内容検討・計画策定) <ul style="list-style-type: none"> 現地プロジェクト活動支援を目的とした本邦関係機関による協議体制 日本政府(経済産業省自動車課・技術協力課、厚生労働省職業能力開発局)、JETRO本部、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会、中央職業能力開発協会(JAVADA)、JICA本部
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	JICA: TAIへの長期専門家派遣(2名=総合運営管理、試験検査制度構築)1999/12～2002/12 TAIへのSVグループ派遣(5名)
(2)他ドナー等の援助活動	JODC:企業巡回指導専門家派遣(C/P機関:TAI) JETRO:技能認定資格制度構築支援(C/P機関:TAI) N.A.
備考	N.A.



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2012年11月02日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)EEI認証能力向上プロジェクト (英)Technical Cooperation Project for Capacity Development of EEI for the Conformity Assessment
対象国名	タイ
分野課題1	民間セクター開発-産業基盤制度
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	鉱工業-工業-工業一般
プログラム名	産業生産性向上プログラム
援助重点課題	持続的成長のための競争力強化
開発課題	産業振興のための基盤整備(人材育成・制度整備)
署名日(実施合意)	2007年07月02日
協力期間	2007年10月15日 ~ 2009年10月14日
相手国機関名	(和)電気・電子インスティテュート
相手国機関名	(英)Electrical and Electronics Institute

プロジェクト概要

背景	日本国とタイ国の間で、2004年2月より交渉が進められた日タイ経済連携協定(JTEPA)が2005年9月1日に主要点について大筋合意に達した。日タイ経済連携協定において、電気製品安全試験分野における相互承認は主要課題の一つであり、相互貿易において、安全性の確保等の理由から、日・タイ各々、製品の安全性に関する工業標準を有している。かかる標準への適合のため、製品の認定が必要であるが、輸入国における試験は時間とコストの増大につながる。そのため、現在、両国政府間で試験レポートの相互認証協定(Mutual Recognition Agreement: MRA)についての交渉が行われている。電気・電子インスティテュート(EEI)は、工業省傘下にあり、電気電子製品の安全試験を行っている機関である。EEIは、MRAの発効にあたっては、タイ側の適合性評価機関(Conformity Assessment Body: CAB)となる予定である。CABとなるためには、試験能力及び認証能力(製品、プロセス、サービスが特定の要求事項に適合していることを第三者として文書で保証する手続きを行う能力)が必要となる。現在EEIに対しては、「タイ国電気電子インスティテュート試験能力向上プロジェクト」において、MRA締結を見据えて試験能力を国際的に認められるレベルまで向上させるための協力を実施している。現在、試験所であるEEIが、近い将来その機能を拡大して電気用品安全法(電安法)のCAB(外国登録検査機関)となるために、認証機関としての能力を向上させることが急務となっている。
上位目標	EEIの試験・認証能力が日本の電気用品安全法上の適合性評価機関として認定されるレベルまで向上する。
プロジェクト目標	以下の対象製品に関して、EEIの試験能力及び認証能力が電気用品安全法における外国登録検査機関として認定されるレベルまで向上する。
成果	1. ISO/IEC Guide65に適合したマネージメントシステムが整備される。 2. 電気用品安全法におけるCAB登録申請の手続きに関してEEI担当職員に情報が提供される。
活動	1-1 管理・運営体制のレビュー・強化に関する指導・助言 1-2 品質管理マニュアル、業務方法書等ISO/IEC Guide65で求められる書類の作成指導

- 1-3 認証要員へのISO/IEC Guide65に関する技術指導
2-1 電気用品安全法におけるCAB登録申請に関する情報提供

投入

- 日本側投入 1)長期専門家(ISO/IEC Guide65, 2年×1人)
2)国別研修(電線・ケーブル、変圧器・安定器)
3)在外事業強化費
- 相手国側投入 1)カウンターパート
2)内国負担相当分経費

関連する援助活動

- (1)我が国の
援助活動 連携促進事業(工業標準); ~2003年
タイ国電気電子インスティテュート試験能力向上プロジェクト; ~2006年



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2017年09月30日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)科学技術戦略分野における制度・人材開発(TLO設立支援)プロジェクト
(英)Institutional and Capacity Development in the Targeted Fields of Science and Technology (Establishment of Technology Licencing Office (TLO))

対象国名 タイ

分野課題1 民間セクター開発-産業基盤制度
分野課題2 教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題3
分野分類 人的資源-科学・文化-科学
プログラム名 産業生産性向上プログラム
援助重点課題 持続的成長のための競争力強化
開発課題 産業振興のための基盤整備(人材育成・制度整備)
プロジェクトサイト タイ国パトウンタニ県
署名日(実施合意) 2006年06月30日
協力期間 2006年10月01日 ~ 2009年03月31日
相手国機関名 (和)科学技術省国家科学技術開発庁
相手国機関名 (英)National Science and Technology Development Agency, Ministry of Science and Technology
日本側協力機関名 東北大学、(独)産業技術総合研究所

プロジェクト概要

背景 タイ政府、とりわけ国家経済社会開発庁(NESDB)は、1997年の経済危機以降、競争力強化を国としての最重要課題のひとつとして認識し、その実現のために"Knowledge Based Society"の形成が重要であるとの認識に至った。このためには大学、研究開発機関に蓄積された知的財産が産業界に技術移転され、引いては事業化されることが不可欠であるが、依然、かかる研究成果はビジネスに活かされていない現状にある。その原因としては、需要サイド(民間セクター)と供給サイド(大学・研究開発機関)との間に「情報の非対称性」が存在するという実態のほか、技術移転実施体制の未成熟、法制度のあり方、更には国の大学・研究機関による知財が国に帰属することによる研究者のインセンティブ低下の問題等、様々な課題が指摘してきた。

以上の状況を開拓するため首相府(NESDBの上部機関)は、知的財産の有効利用を実現することを目的とした調査プロジェクトをNESDBに対し実施するよう命じた。この検討において、現在、NESDBの試案としながらも、国家科学技術開発庁(NSTDA)を事務局とし大学、政府関係研究機関やタイ工業連盟等民間セクターも包括したTLO ネットワークを形成していくとの方向性を模索している状況にある。

一方、NSTDAはこれまで、タイにおける研究開発の推進に注力してきたものの、研究成果の商業ベースでの利用については殆ど取り扱ってこなかったが、上記の流れを受け、NESDBによる所謂「TLOマスター・プラン」が形成過程にある中、科学技術実施機関としてTLOの設置方針を固めた。以後、諸外国(欧洲各国、日本、韓国等)の事例研究等を進めながらタイとしてのTLOのあり方を比較検討してきたが、タイ国内における当該分野の専門家不足、経験・知識の蓄積が乏しい状況にあることは否めず、実現に向けての大きな課題となっている。

かかる状況下、NSTDAは当該分野で先行するわが国の経験・知見及びこれまでの科学技術分野全般に対する貢献を高く評価し、本件への協力をJICA技術協力プロジェクト「タイ国科学技術戦略分野における制度・人材開発(TLO設立支援)」として要請した。

上位目標	NSTDAの有する特許の実用化が促進される。
プロジェクト目標	NSTDA-TMC (Technology Management Center) のTLOスタッフの業務遂行能力が向上する。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1 (TLOスタッフによって) 日本における技術産業化の経験が学習される。 2 (TLOスタッフによって) TLOの機能とTLOスタッフの役割が把握される。 3 (TLOスタッフによって) 特許マーケティングのノウハウが学習される。 4 (本邦研修を通じて) TLOのアクションプランが改訂、策定される。
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 特許管理、特許商業化、法政策に関する本邦研修の実施(6名、約1ヶ月) 2 上記本邦研修の成果をタイ国内関係者間で共有するためのセミナーの実施 (必要に応じ、セミナーの開催に合わせて短期専門家を派遣)
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1 特許管理、特許商業化、法政策に関する本邦研修の実施(6名、約1ヶ月) 2 必要に応じ、本邦研修のフォローアップのための短期専門家の派遣
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設: NSTDAにおける短期専門家執務スペース 2 C/Pの配置: 日本人専門家に対するC/P(NSTDAのTLO事務局長、同スタッフ職員) 3 事業実施予算(セミナー開催予算含む)
外部条件	タイ政府による科学技術振興政策の方針が維持されること。
実施体制	
(1)現地実施体制	タイ科学技術省国家科学技術開発庁(NSTDA)TLO事務局
(2)国内支援体制	東北大学、(独)産業技術総合研究所、経済産業省大学連携課、文部科学省技術移転推進室
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	NSTDAに対し、2000年以降、科学技術政策アドバイザー専門家を派遣(2006年8月迄)。ナショナル・イノベーション・システムの構築を中心に、本件を含む個別プロジェクトの形成支援等にかかる協力を実施。



技術協力プロジェクト

2010年01月22日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)国家計量標準機関プロジェクトフェーズ2

対象国名 タイ

分野課題1 民間セクター開発-産業基盤制度

分野課題2

分野課題3

プログラム名 産業生産性向上プログラム

プロジェクトサイト パトンタニ

署名日(実施合意) 2004年07月07日

協力期間 2004年10月16日 ~ 2008年10月15日

相手国機関名 (和)科学技術省 タイ国家計量標準機関

日本側協力機関名 経済産業省産業技術環境局知的基盤課、(独)産業技術総合研究所、(財)日本品質保証機構、日本電気計器検定所、製品評価技術基盤機構、化学物質評価研究機構等

プロジェクト概要

背景

タイ政府は、タイ産業の輸出競争力強化のために、タイ国内において国家標準を整備し、国際的同等性を確保した計量標準の体系を確立しようとしている。タイには国家標準の一元的な整備・維持・供給システムがなく、一部の大企業は校正を海外に依頼している。このために、高コスト・手続遅延といった問題が生じており、タイ産業の輸出力強化の阻害要因となっている。タイ政府は、輸出力強化の阻害要因を解消すべく、1997年8月には国家計量制度整備法を制定するとともに、1998年6月に国家計量標準機関(National Institute of Metrology (Thailand) = NIMT)を設立し、タイ国内の計量標準基盤整備に着手した。1999年5月には国家計量基盤整備マスター・プランが閣議了解され、NIMTの整備計画が了承された。このようなタイ政府の動きに対し、日本政府はNIMTの新建屋建設・機材整備を目的として1999年より国際協力銀行(JBIC)を通じて第24次及び第25次円借款を実施している。一方、タイ政府は、円借款による供与機材を用いた国家標準を維持・供給するためのNIMT技術者の育成を目的として、日本政府に対して1999年にプロジェクト方式技術協力(当時)を要請し、これを受けてJICAは5年間の技術協力プロジェクトを計画し、フェーズ1(2年間)とフェーズ2(3年間)に分けて実施してきた。

その後、2007年6月の終了時評価にて、プロジェクト進捗状況等について調査したところ、すべての技術移転については当初のプロジェクト期間で完了見込みと判断されたが、円借款部分での供与機材の納入遅れにより、プロジェクト目標である"国際的に承認されるレベルの正確さでの国家計量標準を設定・維持する"を満たすための認証取得については、当初プロジェクト期間では達成不可能と判断されたことから、これを達成するためにプロジェクト期間を1年間延長して、できる限り多くの量目での認証を取得することとなった。

上位目標 タイにおける国家計量システムが強化される

プロジェクト目標 NIMTが国際的に承認されるレベルの正確さで国家計量標準を設定・維持する

成果

1 プロジェクトの運営管理体制が強化される。2 機材が適切に操作・維持される。3 カウンターパートの技術能力が向上される。4 国家計量標準の正確さが向上する。5 NIMTが国家計量標準を適切に供給する。

活動

1-1 必要な人員を計画通り配置する。1-2 予算計画を策定し、適正に執行する。1-3 活動計画を策定し、計画通りに実施する。2-1 機材を適切に据付、設定する。(主に円借款で購入した機材) 2-2 機材を操作・維持管理する。2-3 機材の操作・維持管理マニュアルを作成する。

3-1 技術協力計画を策定する。3-2 C/Pの現在の基礎技術力を査定する。3-3 技術移転後のC/Pの技術力を評価する。4-1 計量標準を設定し、維持する。4-2 校正ラボ環境管理技術を向上する。4-3 國際比較を実施する。5-1 國家標準に基づいた参考標準の校正技術を向上する。5-2 校正手順書を作成する。5-3 品質システムを確立する。

投入

日本側投入 長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整、電磁気標準、物理標準、化学標準) 短期専門家(プロジェクト期間中を通じ、約35名を派遣) 研修員受入(国別特設集団研修を利用し、最大10名を受入) 円借款で調達した機材供与に技術移転を行うため、機材供与の予定なし
相手国側投入 1プロジェクトサイト・施設の提供 2NIMT要員の配置 (1)C/P(管理部門) (2)C/P(技術者)
* MetrologistをC/Pとする。ただし、技術移転分野に対応できるMetrologistがいない場合は Metrologist TraineeまたはTechnicianで対応(※Metrologist Traineeは1年の経験後、 Metrologistになる) (3)本プロジェクトの担当スタッフ 3機材の維持管理 4本プロジェクトにかかる施設等整備予算

実施体制

(1)現地実施体制 所管官庁:科学技術省(MOST) 実施機関:タイ国家計量標準機関(NIMT) 合同調整委員会(JCC)・関係省庁・関連団体
(2)国内支援体制 国内委員会事務局:独立行政法人産業技術総合研究所

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動 JICA 個別専門家派遣 ・電気:AC/DC校正器(1999年11月28日-12月22日) ・電気: 同上(1999年11月28日-12月22日) ・温度:熱電対・白銀抵抗温度計・温度定点(1999年11月28日-12月28日) ・長さ:ヨウ素安定化He-NEレーザー/Beat Frequency(2001年2月26日-3月20日)
(2)他ドナー等の 援助活動 JBIC ・第24次円借款 國家計量基盤整備事業(1)(1999年調印) ・第25次円借款 國家計量基盤整備事業(2)(2000年調印)



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2004年05月18日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)タイ国家計量標準機関プロジェクトフェーズ・1 (英)Project for Technical Strengthening of National Institute of Metrology (Thailand)
対象国名	タイ
分野課題1	民間セクター開発-産業基盤制度
分野課題2	
分野課題3	
プロジェクトサイト	バンコク
署名日(実施合意)	2002年09月16日
協力期間	2002年10月16日 ~ 2004年10月15日
相手国機関名	(和)タイ国家計量標準機関(National Institute of Metrology (Thailand)) (NIMT)
相手国機関名	(外)
日本側協力機関名	経済産業省産業技術環境局知的基盤課、(独)産業技術総合研究所、(財)日本品質保証機構、日本電気計器検定所等
プロジェクト概要	
背景	タイ政府は、タイ産業の輸出競争力強化のために、タイ国内において国家標準を整備し、国際的同等性を確保した計量標準の体系を確立しようとしている。タイには国家標準の一元的な整備・維持・供給システムがなく、一部の大企業は校正を海外に依頼しているために、高コスト・手続遅延といった問題が生じており、タイ産業の輸出力強化の阻害要因となっている。 タイ政府は、輸出力強化の阻害要因を解消すべく、97年8月には国家計量制度整備法を制定するとともに、98年6月に国家計量標準機関(National Institute of Metrology (Thailand) = NIMT)を設立し、タイ国内の計量標準基盤整備に着手した。99年5月には国家計量基盤整備マスター・プランが閣議了解され、NIMTの整備計画が了承された。 このようなタイ政府の動きに対し、日本政府はNIMTの新建屋建設・機材整備を目的として99年より国際協力銀行(JBIC)を通じて第24次および第25次円借款を実施している。一方、タイ政府は、円借款による供与機材を用いた国家標準を維持・供給するためのNIMT技術者の育成を目的として、日本政府に対して99年にプロジェクト方式技術協力を要請してきた。
上位目標	タイの国家計量制度が強化される。
プロジェクト目標	NIMTが国際的に承認されるレベルの正確さで、国家標準を維持・供給できる。
成果	1 プロジェクトの運営・管理体制が強化される。 2 機材が適切に操作・維持管理される。 3 C/Pの技術力が向上する。 4 計量標準の精度が向上する。 5 NIMTが国家計量標準を適切に供給する。
活動	1-1 必要な人員を計画通り配置する。 1-2 予算計画を策定し、適正に執行する。 1-3 活動計画を策定し、計画通りに実施する。 2-1 機材を適切に据付・設定する。(主に円借款で購入した機材)

	<p>2-2 機材を操作・維持管理する。</p> <p>2-3 機材の操作・維持管理マニュアルを作成する。</p> <p>3-1 技術協力計画を策定する。</p> <p>3-2 C/Pの現在の基礎技術力を査定する。</p> <p>3-3 技術移転後のC/Pの技術力を評価する。</p> <p>4-1 計量標準を設定し、維持する。</p> <p>4-2 校正ラボ環境管理技術を向上する。</p> <p>5-1 国家標準に基づいた参考標準の校正技術を向上する。</p> <p>5-2 校正手順書を作成する。</p>
投入	
日本側投入	<p>長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整、電磁気標準、物理標準)</p> <p>短期専門家(年10名、2年間で20名程度を必要に応じて派遣)</p> <p>研修員受入(国別特設集団研修を利用し、年5名程度を受入)</p> <p>円借款で調達した機材供与に技術移転を行うため、機材供与の予定なし</p>
相手国側投入	<p>1 プロジェクトサイト・施設の提供</p> <p>2 NIMT要員の配置</p> <p>(1) C/P(管理部門)</p> <p>(2) C/P(技術者)※MetrologistをC/Pとする。ただし、技術移転分野に対応できるMetrologistがいない場合はMetrogist TraineeまたはTechnicianで対応</p> <p>(3) 本プロジェクト担当スタッフ</p> <p>3 機材の維持管理</p> <p>4 本プロジェクトにかかるNIMT予算施設等整備</p> <p>・タイの政治、経済状況にドラスティックな変化がない。</p> <p>・タイ政府の政策における、NIMTと2次標準校正機関の役割分担が変化しない。</p> <p>・NIMTの国家計量標準機関としての役割に変化がない。</p> <p>・C/Pの採用計画に変化がない。</p> <p>・予算確保や政策に変化がない。</p> <p>・本プロジェクトに直接影響する組織的な変更がない。</p> <p>・全ての機材の適切な据付・設定が完了する。</p> <p>・研修を受けたC/Pが転職しない。</p> <p>・投入とニーズの不一致がない。</p> <p>・C/Pが転職しない。</p>
外部条件	
実施体制	
(1)現地実施体制	科学技術環境省(MOSTE)、タイ国家計量標準機関
(2)国内支援体制	経済産業省、独立行政法人産業技術総合研究所
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	JICA 個別専門家派遣 ・電気:AC/DC校正器(1999年11月28日-12月22日) ・電気:同上(1999年11月28日-12月22日) ・温度:熱電対・白銀抵抗温度計・温度定点(1999年11月28日-12月28日) ・長さ:ヨウ素安定化He-NEレーザー/Beat Frequency(2001年2月26日-3月20日)
(2)他ドナー等の 援助活動	JBIC ・第24次円借款 国家計量基盤整備事業(1)(1999年調印) ・第25次円借款 国家計量基盤整備事業(2)(2000年調印) ドイツ(PTB/DKD)※PTBは国家計量標準機関、DKDは校正サービス機関・品質管理支援(フェーズ1:1999年3月-2003年3月、全体は2005年まで) オーストラリア(NML)※NML=National Measurement Laboratory 長さ・AC/DC・音響・振動 NIMT設立直後から1年間を実施済。
備考	フェーズⅡの継続実施について準備中。



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2017年09月30日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)タイ国電気電子インスティテュート試験能力向上プロジェクト
(英)The Japanese Technical Cooperation Project for Enhancing the Competency of Electrical and Electronics Institute of the Kingdom of Thailand

対象国名 タイ

分野課題1 民間セクター開発-産業技術

分野課題2

分野課題3

分野分類 鉱工業-工業-その他工業

プログラム名 【特別開発課題】JTEPA推進

援助重点課題 その他

開発課題 【特別開発課題】JTEPA推進

署名日(実施合意) 2006年01月09日

協力期間 2006年01月09日 ~ 2007年03月31日

相手国機関名 (和)電気電子インスティテュート

相手国機関名 (英)Electric and Electronics Institute

プロジェクト概要

背景

電気電子産業は、近年輸出入ともに著しい伸びを示しており、タイ国の製造業において重要な位置付けを占めている。加えて、2002年度における当該製品の輸出額は1,065百万バーツ(うち16%が日本向け)、輸入額は856百万バーツ(うち23%が日本分)となっており、我が国との結びつきも強い。当該製品貿易において、安全性の確保等の理由から、品質向上は重要なキーワードとなっており、両国はこれを確保する上で各々、製品に適合させる工業標準を有している。かかる標準への適合のため、製品は認定試験所において試験を受ける必要があるが、輸入国における試験は輸出にかかるコストの増大につながる。そのため、現在、両国間の貿易障壁低減に向け、両国政府間で試験レポートの相互認証協定(Mutual Recognition Agreement: MRA)についての議論が行われており、日タイ経済パートナーシップ合意(Japan-Thailand Economic Partnership Agreement: JTEPA)の主題の一つにもなっている。この試験レポートの相互認証の仕組みを構築するために、まずは当該国の登録検査機関の試験能力を、日本の電気用品安全法上の登録検査機関とMOUを締結できる国際水準まで向上させることが必要である。本件要請機関である電気電子インスティテュート(Electric and Electronics Institute:EEI)は工業省傘下のインスティテュートとして、電気電子製品の試験を行っている機関である。前述の通り、当該製品の輸出入促進のための相互認証協定の締結に向けて、我が国をはじめとする世界標準への適合を目指したタイ国側の検査機関であるEEIの試験能力の向上が急務となっている。

上位目標 EEIにおける電気電子製品の安全適合試験能力が国際的水準まで強化される

プロジェクト目標 EEIにおける対象規格の試験能力が向上する

成果 対象規格の試験担当職員が、1)IEC規格、CISPR規格及びIECEEの規則を理解する 2)適合試験を行える 3)試験結果を検証する 4)試験機器を適切に保守管理できる 対象規格: 1) IEC60335-1:2001, IEC60335-2-25:2002(電子レンジ) 2)IEC60950:1999(IT機器) 3) IEC60227-1 to 7(ケーブル) 4)IEC60598-1:1999, IEC60598-2-2:2001, IEC60598-2-22:1997(照明) 5)IEC60929:2003(蛍光灯用交流電圧安定器) 6) CISPR11and14(EMC試験)

活動 対象規格の試験担当職員に対し、以下の項目について技術移転を実施する。1)製品・部品の安全性適合試験 2)試験結果の評価 3)試験実施に関する管理体制 4)試験機器の維持管理 5)試験マニュアル／ガイドラインの作成指導

投入

日本側投入 1)短期専門家:6分野6名+業務調整員1名

相手国側投入 1)カウンターパート 2)内国負担相当分経費

外部条件 経済・社会・政治状況の変化により、当該政策が大幅に変更になった場合、事業実施に影響が出る可能性がある。

実施体制

(1)現地実施体制 タイ電気電子インスティテュート (EEI)

(2)国内支援体制 国内支援委員会を設置

関連する援助活動

(1)我が国の 連携促進事業(工業標準); ~2003年

援助活動



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2012年11月02日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)金型技術向上事業プロジェクト
(英) Supporting Industry Center in Thailand

対象国名 タイ

分野課題1 民間セクター開発-産業技術

分野課題2

分野課題3

分野分類 鉱工業-工業-機械工業

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題

開発課題

プロジェクトサイト バンコク市クロントイ地区ラマ4世通り

署名日(実施合意) 1999年07月05日

協力期間 1999年11月01日 ~ 2004年10月31日

相手国機関名 (和)工業省工業振興局裾野産業開発部 (BSID : Bureau of Supporting Industries Development)

相手国機関名 (英)Bureau of Supporting Industries Development

プロジェクト概要

背景

第5次経済社会開発5ヶ年計画(1981~1986)の一環として金属加工機械産業分野の中小企業の育成を目指していたタイ側の要請に基づき、日本政府は、無償資金協力により金属加工機械工業開発研究所(MIDI)を建設、整備すると共に1986年10月より5年間、同施設を利用して鋳造、熱処理、材料試験、機械加工、機械設計、測定を主な協力分野とするプロジェクト方式技術協力を実施、MIDIが中小企業を対象に技術指導を実施する基礎的な機能を付与した。その後、タイ国の裾野産業の輸入依存体質を改善するために、自動車産業及び電気・電子産業を対象に、1993年より開発調査「工業分野振興開発計画(裾野産業)」が実施された。かかる経緯をも踏まえ、タイ国政府は、同調査にて作成されたマスタートーブラン(M/P)に基づき、上述のMIDIを裾野産業開発部(BSID)として改編することとし、先般のプロ技協によりMIDIに付与された基礎的な機能を拡充し、金型分野の地場の裾野産業を育成して国際競争力を強化したいとして、1996年9月、プロジェクト方式技術協力を要請してきた。

上位目標 タイ国内のプラスチック金型企業が国際的競争力を持つようになり、タイ国内の組立産業に高品質の金型を供給できるようになる。

プロジェクト目標 BSIDの技術力が、タイのプラスチック金型業界に良質なサービスを提供できるように向上される。

成果 0.運営管理体制が整備される。1.必要な機材が適切に供与・設置・管理される。2.C/Pの技術力が向上される。3.技術研修とセミナーが計画的に実施される。4.技術情報サービスとアドバイザリーサービスが計画的に試行される。5.試作品作成サービスが計画的に試行される。

活動 技術研修・セミナー以外に技術の情報サービス、アドバイザリーサービス、試作品製造サービスを行う予定。またそれら活動を通じ、プラスチック金型の設計、NCプログラミング、加工、組立・試打、各分野について技術移転を行う。

投入 長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整、金型加工、金型組立・試打、CAD/CAM操作)計

日本側投入

9名 短期専門家(金型加工、金型磨き、金型設計、セミナー講師等)総計27名(派遣予定1名含む)研修員受入 総計14名 機材供与(CAD/CAMネットワークステーション、マシニングセンター、EDM W-EDM、細穴加工機、平面研削盤、射出成形機、テスト金型5型、教育用AV機器、事務機器、測定器具、電子顕微鏡他)総額約2億9千万円

相手国側投入

要員:29名(2004年6月現在)施設等整備:BSID既存の設備を改修。

実施体制

(1)現地実施体制

工業省工業振興局裾野産業開発部(BSID:Bureau of Supporting Industries Development)

(2)国内支援体制

国内委員会事務局:(財)素形材センター

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

プロジェクト方式技術協力「金属加工機械工業開発振興プロジェクト」(1986年10月~1991年9月)

(2)他ドナー等の

援助活動

NEDO研究協力推進事業「エンジニアリング・プラスティックの成形条件簡易設定技術に関する研究協力」(1996年~1999年)、JETRO短期専門家派遣、JODC長期専門家派遣(現在実施中)



本部主管案件

開発調査

2005年10月01日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)会計法執行支援 (英)The Capacity Building for Implementing Accounting System (TA for Implementing the Accounting Act)
対象国名	タイ
分野課題1	民間セクター開発-企業金融・会計
分野課題2	
分野課題3	
プロジェクトサイト	タイ国全域
署名日(実施合意)	2003年10月09日
協力期間	2003年12月中旬～2005年12月中旬
相手国機関名	(和)商務省企業開発局企業監督課
相手国機関名	(英)Bureau of Business Supervision (BBS), Department of Business Development (DBD), Ministry of Commerce (MOC)

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景

タイ国においては、2000年に新会計法(以下、会計法)が施行され、企業会計に関する企業の義務、商務省(MOC)の果たすべき役割等を規定している。一方、企業(特に中小企業)の経営者、経理担当者の会計法他関連制度に関する知識不足、及び財務諸表の重要性、有用性に関する認識不足から、企業より提出される財務諸表、帳簿には会計法等に照らすと多くの不備が存在する。

会計法の執行に責任を持つ商務省企業開発局企業監督課(MOC DBD BBS)は、会計法の執行、特に簿記資格者の登録・指導業務などにあたるとともに、各企業から提出された会計書類の審査、会計法及び同施行規則に関する質問への回答等の業務を行っている。しかし、タイ企業約40万社に対し、それらに責任を負うBBSには128名の職員しかおらず人数が不足しているとともに、職員のキャパシティ・ビルディングが必要となっている。

こうした背景のもと、MOC DBDは、職員のキャパシティ・ビルディング、業務の効率化などの「会計法執行支援」開発調査の協力を要請した。

上位目標

タイ国において会計法が適性に執行され、企業の作成する財務諸表、帳簿が会計法に沿った形に改善される。

プロジェクト目標

タイ国における会計法等の執行に関する行政職員のキャパシティ・ビルディング及び行政サービスの改善提言等(Bookkeeperの継続的能力開発制度(CPD)制度の改善提案、BBSの会計法執行にかかる業務改善提言の策定及び実施、財務諸表審査、コンサルテーションに必要な知識向上など)を行い、会計法の執行にかかる実施能力の向上を図る事を目的とする。

成果

ア BBS職員が適切に会計法を執行できるようになる
イ 民間の経理担当者が最新知識に基づき適切に記帳を行い、中小企業の経理が透明化される
ウ 商務省企業開発局が効率的に業務を推進できるようになる

活動

【調査の内容・項目】
S/Wでの合意事項を踏まえ以下の調査を行う。
ア タイ国における会計法及び関連制度の現状のレビュー

- イ 会計法他関連制度にかかる政策のレビュー
- ウ BBSの会計法執行関連業務の分析
- エ BBS職員能力の把握・分析、BBS職員の研修内容の具体策の検討・実施・見直し
- オ BBS業務改善の検討、実施支援
- カ タイ政府の施行するCPD制度の確認、CPD制度に関する提案
- キ その他のDBDサービス向上にかかる活動の準備と実施

【現在までの進捗状況】

調査の内容・項目ア～キを並行して実施中である。
CPD制度がタイ政府によって正式に導入された。
BBS地方職員向けコンピュータベース教材による訓練を試行的に実施した結果、その効果が確認された。
外部への啓発活動、情報公開を更に促進(会計事務所セミナー、電子開示セミナー、ニュースレター等)。

投入

日本側投入

- ア 総括
- イ 会計監査1
- ウ 会計監査2
- エ 簿記／中小企業における会計
- オ 人材育成
- カ 会計法

相手国側投入

外部条件

実施体制

- (1)現地実施体制
- (2)国内支援体制

関連する援助活動

- (1)我が国の
 - 援助活動
- (2)他ドナー等の
 - 援助活動

備考

【研修員受入】
2004年度 6名



本部主管案件

開発調査

2002年12月27日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名 (和)タイ国ランパチ川流域農村農業開発における参加型計画適用調査
(英)The study on application of participatory planning in rural and agricultural development project in the Lam Pa Chi river basin

対象国名 タイ

分野課題1 (旧)農業開発・農村開発-(旧)農業政策・制度

分野課題2

分野課題3

プロジェクトサイト カンチャナブリ県及びラチャブリ県

署名日(実施合意) 2002年06月25日

協力期間 2002年12月01日 ~ 2005年03月31日

相手国機関名 (和)農業組合省王室かんがい局

相手国機関名 (英)Royal Irrigation Department, Ministry of Agriculture and Cooperatives

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景

本地域は、タイ国西部のミャンマー国境からタイ湾に流下するメクロン川支流ランパチ川流域に展開するサトウキビ等の畑作を中心とする農業地帯である。年平均世帯収入(1992年値)は、15,987~30,355バーツであり、全国平均の37,647バーツを下回っている。本地域の道路網は発達しており、メクロン川もまた流通路として使われている。メクロン川流域は、クワエ・ノイ川、クワエ・ヤイ川、メクロン川本流の3流域からなる。ランパチ川流域はクワエ・ノイ川流域に属し比較的平坦な農地が多い。

周期的なモンスーンはメクロン川流域の農地や農村にしばしば洪水被害をもたらしている。1996年、1997年の洪水被害は深刻で約6000の家屋が破壊され、被害を受けた農地は約452,000ライ(72,000ha)に及んだ。特に1997年はランパチ川流域の被害が最も大きく、多くの家屋、農業施設、農地などが被害を被った。ランパチ川の洪水被害の主な要因は超過降雨によるものであると言われており、既存インフラの不備、脆弱な土壤や農地が洪水被害拡大の誘因となっている。被害地域の回復や洪水被害の再発防止のためには、十分なインフラ整備を行うことが最重要課題となっている。

このような状況に鑑み、同国政府は平成12年9月20日に我が国に対してタイ国 ランパチ川流域住民参加による農村農業開発計画調査を要請してきた。更に、本件調査の実施を通じ「参加型開発手法」についての技術移転を望んでいる。タイ国 の要請に対して我が国は、2002年2月に事前調査(S/W協議)を行った。

上位目標

- 王室灌漑局及び地方行政組織が活性化する。
- ランパチ川流域の農家所得が向上する。
- ランパチ川流域の農産物の生産量が増加する。

プロジェクト目標

- 住民参加によるランパチ川流域開発計画の策定を通じて、ランパチ川流域の状況を改善する方策を明らかにする。
- 農業協同組合省王室灌漑局の職員の計画策定能力が向上する。
- パイロットプロジェクト実施地区の農家所得が向上する。

成果

- ランパチ川流域開発計画が策定される。
- ランパチ川流域住民のニーズが把握される。
- ランパチ川流域の課題と解決方策が明らかにされる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・パイロットプロジェクト実施地区の整備計画が策定される。 ・パイロットプロジェクトの結果がマスター・プランの内容に反映される。
活動	<p><フェーズ1>(現地調査及びマスター・プランの概定)</p> <p>①既存資料・情報の収集 ②現地調査 上記①の補足、検証および対象地域の計画に必要な資料・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源の現況調査及び開発可能量の確認(水文調査/利用可能水資源の確認/選定) ・住民参加型調査による現況・問題点の把握及びプロジェクト形成 ③環境影響評価(初期環境評価策定及び申請) ④マスター・プランの概定(対象地区的類型化、住民参加型パイロットプロジェクトの実施手法の検討を含む) ⑤パイロット地区の選定 <p><フェーズ2>(パイロットプロジェクトの実施)</p> <p>①パイロットプロジェクトの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型によるプロジェクトの実施 <p>i) Ban Tha Phayom Weir Project 地区(ポンプ及びパイプラインの建設) 灌漑面積500rai、受益農家数80戸、導入作物 サトウキビ、ヘビーコーン等</p> <p>ii) Upper Huai Mahad Reservoir Project地区(パイプラインの建設) 灌漑面積1,300rai、受益農家数183戸、導入作物 サトウキビ、ハイネック等</p> <p>上記2地区に対する技術指導(研修(農民組織化、水管管理)、先進地区的現状視察、モデル圃場での営農指導等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・王室灌漑局の実施体制強化 ・持続的な事業実施のための手法検討(農家の事業費負担能力、住民参加方式等) <p>②技術移転セミナー等の開催</p> <p>③マスター・プランの確定</p>
投入	<p>日本側投入 6名(総括／かんがい排水、地下水、水文・水理、環境、参加型計画、栽培)</p> <p>相手国側投入 C/P配置、事業所提供、農業分野開発にかかる国家予算配分</p> <p>外部条件 ランパチ川に対するタイ側のニーズが変化しない。王室灌漑局の大規模な組織替えがない。 王室灌漑局が担当する調査に遅れが生じない。</p>
実施体制	<p>(1)現地実施体制 中央レベル:農業協同組合省、地方行政組織、長期派遣専門家 地方レベル:技術支援委員会(農業協同組合省地域事務所、地方行政組織)</p> <p>(2)国内支援体制 国内支援委員会:委員(総括／かんがい排水、営農、農村社会経済)、外務省、農林水産省</p>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の 援助活動 個別専門家(参加型開発)</p> <p>(2)他ドナー等の 援助活動</p>
備考	<p>メクロン川流域は、1970年代に水資源開発のM/P策定後、世界銀行の支援により「大メクロン灌漑事業(GMIP)」や我が国の協力による「メクロン川流域カンベンセン灌漑農業開発計画(F/S)」のパイロットプロジェクトが実施された。その結果、スパブリ県、ナコンパトム県、ペチャブリ県のメクロン川下流域において約3百万ライ(480,000ha)が灌漑されるようになったが、この事業は下流域のみを灌漑対象としており、ランパチ川流域を含む中・上流域には系統だった灌漑開発事業は実施されていない。</p>



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2019年01月31日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)農産物品質安全性向上(研修)プロジェクト (英)Training Course for the Improvement of Quality and Safety on Agricultural Products in Thailand
対象国名	タイ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	産業生産性向上プログラム
援助重点課題	持続的成長のための競争力強化
開発課題	産業振興のための基盤整備(人材育成・制度整備)
署名日(実施合意)	2006年01月22日
協力期間	2006年01月22日 ~ 2008年03月31日
相手国機関名	(和)農業・協同組合省組合振興局(CPD)
相手国機関名	(英)Cooperative Promotion Department (CPD), Ministry of Agriculture and Cooperatives

プロジェクト概要

背景

タイは農業を経済基盤として発展してきた国であり、国土に占める農地の割合は4割を超える。1980年代以降GDPに占める農業の割合は低下しつつあるものの、地方においては依然として農業は主要産業であり、米をはじめ畠作物、野菜、果樹など様々な農産物を生産している。

タイの農民の多くは農協組合員であり、現在全国に4,000近くの農協があり550万世帯が農協の構成員となっている。タイの農協組合員は上記農産物のみならずその加工品も含めて生産しているが、その生産物はタイ国内で消費するだけではなく輸出も行っており、重要な外貨獲得源となっている。

しかしながら、農産物の多くは一層の品質管理と消費のための安全性確保が必要な状況にある。農産物の品質管理の推進は農産物の安全性及び価値を高めることとなり、ひいては農民の収入と生活水準の向上につながることとなる。農協において食品安全と農産物の品質管理を推進するためには、農協の構成員とタイ農業協同組合省組合振興局の職員に対して関連する分野とその取り組み(Good Agricultural Practice)について啓発し、認識を高めていく必要である。

さらには、農業セクターは社会と環境に対して多面的な機能を持つことから、環境にやさしい安全な農作物を生産することは環境保全と自然保護にもつながることとなる。

上位目標

研修を通じて作成されるアクションプランを帰国後に実施することにより、参加研修員の対象地域における農民の経済水準及び生活水準が向上する。

プロジェクト目標

研修員により対象地域の農産物の安全性と品質向上の資するアクションプランが作成される。

成果

(1)農産物の品質向上による農民の収益(利益)増加に資する知識／技能が習得される。
(2)農民の生産する農産物の安全性及び生産段階での農民の健康への安全性向上に資する知識／技能が習得される。

活動	<p>本案件は本邦研修のみからなる技術協力プロジェクトである。具体的な活動内容は以下のとおり。</p> <p>本邦研修期間:6週間 研修内容:(1)品質管理(品質管理、加工技術向上、マーケティング) (2)食品安全・食品衛生(GMP、GAP、HACCPなどの基礎知識) (3)生産履歴(トレーサビリティ)</p> <p>1. 講義／演習 ・日本の食品安全政策(GAP、ポジティブリストを含めて)、日本農業の概要、日本の農協の組織と運営 ・日本の野菜生産を巡る環境、野菜流通の動向とJA野菜販売事業、JAの安全・安心な農産物供給の取り組み、他 * 現段階では野菜中心の研修を予定しているが、今後「稻作」または「果樹」に変更となる可能性あり</p> <p>2. 観察／見学 ・植物防疫所見学、県中央会訪問(県下の農業、農協の概要／安全・安心の取り組み)、県の食品安全政策 ・JA訪問、JA関連施設見学(生産部会との意見交換) ・農家訪問(生産履歴記帳の実際)、施設見学(残留農薬検査施設等)、直売所見学、他</p> <p>3. その他 農水省表敬、アクションプラン発表会、開／閉講式、他</p>
投入	
日本側投入	研修実施に要する経費を負担する。
相手国側投入	タイ農業協同組合省組合振興局職員、もしくは農協職員、農民を研修参加者として推薦／派遣する。
外部条件	帰国後も研修員が所属組織／関連組織に勤務する。
実施体制	
(1)現地実施体制	来日前:タイ農業・協同組合省組合振興局(Cooperative Promotion Department: CPD)による研修員のスクリーニング 事前活動:CPDを中心としたジョブレポートの作成支援 本邦活動:CPD関係者のs区書ンプラン発表会への参加(TV会議にて開催予定) 事後活動:CPDによるアクションプランに沿った活動のモニタリング
(2)国内支援体制	農林水産省、全国農業協同組合中央会、(財)アジア農業協同組合振興機関(IDACA)
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	タイ個別案件専門家「農業開発計画」
備考	日タイ経済連携協定(Japan-Thai Economic Partnership Agreement:JTEPA)の対象と関連 JTEPA交渉においても地域間(農協間)協力について原則合意されている中で、本件はタイの農業協同組合関係者を日本に招き、タイで大きな問題となっているFood Safety(同じくJTEPA交渉にて協力が謳われている分野)について研修を行うものである。



草の根技協(地域提案型)

2015年06月26日現在

本部／国内機関 : 国内事業部(地球ひろば)

案件概要表

案件名 (和)アジア農業教育指導者支援事業
(英)Asian Agricultural Schools Teachers Training Program

対象国名 タイ

分野課題1 (旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発

分野課題2 教育-職業訓練・産業技術教育

分野課題3

分野分類 農林水産-農業-食糧増産援助

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題

開発課題

プロジェクトサイト タイ王国コンケン県コンケン農業技術校

署名日(実施合意) 2005年06月08日

協力期間 2005年6月～2008年3月

相手国機関名 (和)コンケン農業技術校

相手国機関名 (英)Khon-Kaen College of Agriculture and Technology

日本側協力機関名 群馬県観光局観光国際課

プロジェクト概要

背景

タイにおいて、人口の多くが従事している農林水産業は、生産力が低く、農民の生活レベルは低い状態である。これは、生産力を高めるための農業手法が確立されていないことが原因であると考えられる。このため、農業高校教育現場において、将来地域の農業を担う生徒が、その地域の農業生産力を高めるために役立つ教育を受けられることが求められている。ここにおいて、農業指導教師を県内の試験研究機関等で受け入れ、本県のもつてゐる農業技術や知識のうちで、現地で適用可能なものを習得させ、専門家を派遣することにより、帰国研修員が本邦で習得した技術・知識を帰国後速やかに活用し、生産活動に直結できる環境づくり、さらには継続的に技術向上を図るために助言などを行うことが求められている。以上の活動により、農業教育カリキュラムの改善ならびに各地域の農業生産性の向上が期待される。

上位目標 コンケン地域において、換金作物の生産性向上・流通経路の確保が図られ、地域住民の安定した現金収入を確保される

プロジェクト目標

- ・研修員自らが出身地域で営まれている農業に役立つ知識を発見・習得し、その技術や知識を母校での農業カリキュラムに取り入れ、農業を学ぶ高校生に伝達できるようになる。
- ・対象校卒業生の就農者を増加させる。
- ・換金作物の栽培・流通体制がコンケン地域にて確立される。

成果

- ・研修員が家畜繁殖技術、飼料作物の栽培技術を身に付ける
- ・研修員が花き栽培手法と品質管理・流通に関する知識を身に付ける
- ・研修員が野菜栽培手法に関する知識を身に付ける
- ・コンケン農業技術校において、地域に適応した家畜繁殖技術、飼料作物の栽培技術が定着する
- ・コンケン農業技術校において、地域に適応した花き栽培手法と品質管理・流通技術が定着する
- ・コンケン農業技術校において、地域に適応した野菜栽培技術が定着する

活動	<p>1年次:東北タイで推進されている集約型農業(複合型農業)を推進するため、コンケン農業技術校から畜産を専門とする研修員を受け入れ、本県畜産試験場や畜産農家での研修を通じて、家畜繁殖技術、飼料作物の栽培等について研修を行う。また、専門家を現地に派遣してコンケン農業技術校教諭・帰国留学生と共に、試験栽培を実施する。</p> <p>2年次:コンケン農業技術校から、花き栽培を専門とする研修員を受け入れ、農林大学校や花き栽培農家での研修を通じて、栽培手法と品質管理・流通についての研修を行う。また、17年度実施した試験栽培を検証し、さらに地域に適応した換金作物を栽培するために、専門家を派遣して、対象品目・品種選定及び栽培方法の改良を行い、試験栽培を継続する。また、派遣専門家は学校側と共に、地域普及計画を策定するとともに、学校内の試験農場を地域普及の核として、周辺農家へ栽培技術の指導・研修を行い、流通経路の開拓も図る。</p> <p>3年次:コンケン農業技術校から、野菜栽培を専門とする研修員を受け入れ、農業技術センターや農林大学校での研修を通じて、栽培手法について研修を行う。また、学校の試験農場を核に、派遣専門家が学校側と共に、研修の済んだ周辺農家を対象に現地での換金作物の栽培・管理・流通を指導して、フォローアップ事業の地域への普及・拡大を図る。</p>
投入	
日本側投入	日本側投入 :
	平成17年度 専門家派遣3名
	平成18年度 専門家派遣3名
	平成19年度 専門家派遣2名
相手国側投入	相手国側投入:
	平成17年度 研修員受入1名
	平成18年度 研修員受入1名
	平成19年度 研修員受入1名
実施体制	
(1)現地実施体制	タイ・コンケン農業技術専門校
(2)国内支援体制	群馬県観光局観光国際課、畜産試験場、中部農業総合事務所、群馬県農業技術センター



技術協力プロジェクト

2010年04月05日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名 (和)北部タイ省農薬適正技術計画プロジェクト

対象国名 タイ

分野課題1 (旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発

分野課題2

分野課題3

プログラム名 産業生産性向上プログラム

署名日(実施合意) 2003年10月28日

協力期間 2003年11月13日 ~ 2006年11月12日

相手国機関名 (和) チェンマイ大学農学部

日本側協力機関名 三重大学、香川大学

プロジェクト概要

背景 近年タイ国の農業では、化学肥料及び農薬の投入が増加傾向にある。この傾向が続けば、高地(上流部)で使用された農薬の残留化学物質による流域での土壤・水質汚染、地下水汚染などが懸念される。すでに、許容量を超えた残留農薬が検出される例も見られる等食料の安全性の観点から、深刻な状況であり、消費者の関心も高まっている。また、人口の半分以上を占める農家にとっても、農薬を使用する際の健康被害、農作物価格への影響などの観点から大きな問題となっている。

タイ政府はこれらの問題を認識し、2002年に新たな機関としてNational Bureau of Agricultural Commodity and Food Standardsを設立した。また、大学や各種研究機関に対して省農薬の手法や残留農薬減少のための方策の検討を指示するなど、農薬問題を農業分野の重要な課題の一つとして捉えているものの、タイ国内に存する技術、知識、経験が不足しており、その進展は芳しくない状況である。

こうした背景から本案件は、特に農薬使用の頻度が高く、問題の発生している地域である北部タイに焦点をあて、適正な農薬使用に関する技術の向上を目的として実施するものである。

上位目標 北部タイにおいて、病虫害及び雑草害の正確な診断に基づき適切な方法で農薬が使用される。

プロジェクト目標 残留農薬診断・分析センターにおいて柑橘、バラ、キャベツ類の農薬使用に関する分析技術が向上し、情報発信機能が強化される。

成果

- 1 審観的データに基づき、農薬使用の状況が把握される
- 2 柑橘、バラ、キャベツ類の適切な農薬使用方法が提案される
- 3 安全で適切な農薬使用方法に関する情報が発信される

活動

- 1-1 既存の文献、資料等のレビューを行う
- 1-2 モデル圃場において、病害、虫害、雑草害の発生状況調査を行う
- 1-3 モデル圃場において農薬の使用状況調査を実施する
- 2-1 対象農薬を選定する
- 2-2 残留農薬診断・分析センターにおいて対象作物の残留農薬の分析を行う
- 2-3 残留農薬診断・分析センターにおいて土壤・水質汚染の分析を行う
- 2-4 残留農薬診断・分析センターにおいて農家圃場で使用されている殺虫剤に対する病原菌、病害虫耐性試験を実施する
- 2-5 タイ国内で使用されている残留農薬検定キットを改良する
- 2-6 適切な農薬使用方法を構築し圃場試験を実施する
- 3-1 モデル圃場において、農家及び普及員に対し適切な農薬使用方法のデモンストレーション

ンを行う
3-2 適切な農薬使用方法に関するセミナー又はワークショップを実施する
3-3 適切な農薬使用に関するホームページ、ネットワークを構築する

投入

- 日本側投入
ア)短期専門家 <1年目> 病害実態調査(1MM)、虫害実態調査(1MM)、プロジェクト管理(1.5MM) <2年目以降> 耐菌性試験(1MM)、耐虫性試験(1MM)、残留農薬検定技術(1MM)、土壤農薬検定技術(1MM)、農薬使用方法(1MM)、実証試験(2MM)、プロジェクト管理(4.5MM)
イ)機材供与 コンピュータ、デジカメ、インキュベータ
ウ)研修員受入 3人/年×3年程度
- 相手国側投入
ア)施設: チェンマイ大学における専門家執務室、実験室等を提供
イ)C/Pの配置: 日本人専門家に対するC/P及び補助職員を配置予定
ウ)必要予算の措置: 機器の維持管理費など必要経費
- 外部条件
残留農薬診断・分析センターが設立される

実施体制

- (1)現地実施体制 チェンマイ大学農学部
(2)国内支援体制 三重大学、香川大学

関連する援助活動

- (1)我が国の
援助活動 チェンマイ大学農学部に対しては、93年から98年7月まで「植物バイオテクノロジー研究計画」を実施。今回も当時整備された施設を使用している。



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2004年01月01日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名 (和)東北タイ牧草種子生産開発計画
(英)Pasture Seed Production Development Project in North-east Thailand

対象国名 タイ

分野課題1 (旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発

分野課題2

分野課題3

プロジェクトサイト メインサイト-コンケン家畜栄養研究センター（首都バンコクから北東に約450km、飛行機で約55分）関連サイト-パクチョン家畜栄養研究センター、牧草採種農家、モデル酪農家

署名日(実施合意) 1999年03月29日

協力期間 1999年08月14日 ~ 2004年08月13日

相手国機関名 (和)実施機関:畜産振興局(Department of Livestock Development ; DLD) 責任機関:農業・協同組合省(Ministry of Agriculture and Cooperatives)

相手国機関名 (外)

日本側協力機関名 農林水産省生産局、独立行政法人農業技術研究機構(畜産草地試験場)

プロジェクト概要

背景 タイ国では、主要農産物(米、キャッサバ)の国際価格低迷に伴い、牛乳、乳製品、牛肉など、国内消費の伸びの著しい畜産物の生産拡大及び生産コスト引き下げが計画されている。同国政府は家畜の飼育頭数増加に見合った飼料生産の増強と畜産物生産に係るコスト低減の重要性を認識しており、この活動の一環として東北タイのコンケン地域は、1975年から農業・協同組合省畜産振興局(DLD)による農家の牧草種子生産が実施されている。タイの牧草種子は97%が同地域で生産されており、牧草種子生産は従来の稻作より収益性が高いため、農家でも牧草種子の生産拡大が望まれている。しかしながら、現在の牧草種子生産は、1)栽培されている牧草の種類・品種が限られている、2)牧草の栽培・管理及び種子の収穫・調製技術の水準が低い、3)牧草種子の品質保証制度がなく、品質の改善が遅れている、4)牧草種子のマーケットが限定されている、等の問題を抱えている。このため、タイ国政府は東北タイ農民の所得向上と雇用機会の拡大を目指し、牧草種子生産および利用技術の改善を目的とした技術協力を我が国に要請してきた。

上位目標 タイの畜産振興に必要な飼料が確保される。

プロジェクト目標 タイ東北部の小規模畜産農家及び種子生産農家が利用可能な牧草種子及び適切な飼料の生産・利用・調製技術が開発される。

成果	成果1. 優良牧草品種の評価選抜技術が開発される。 成果2. 原種及び流通種子の生産・収穫調製技術が開発される。 成果3. 牧草種子の検査及び品質管理技術が開発される。 成果4. 良質粗飼料生産、調製及び利用技術が開発される。
活動	
投入	
日本側投入	
相手国側投入	
外部条件	
実施体制	
(1)現地実施体制	
(2)国内支援体制	
関連する援助活動	
(1)我が国の	
援助活動	
(2)他ドナー等の	
援助活動	
備考	(1)評価・選抜分野については、圃場での技術指導を続ける一方、育種の意義を啓蒙する活動と事業の継続性を担保するための体制整備を進める。 (2)粗飼料生産利用分野では、技術開発に偏りすぎないよう留意し、啓蒙活動に重点を置く。 (3)先方が進める開発計画に当プロジェクトの活動がどの様に貢献するのか、また、活動終了後の先方の将来計画の中で、プロジェクト成果がどの様に利用されるのかを明らかにするために、タイ側が策定する牧草種子生産・流通体制構築の長中期・短期計画に係るアドバイスを実施する。



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2004年03月22日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名 (和)タイ水管理システム近代化計画
(英)The Modernization of Water Management System Project in Thailand

対象国名 タイ

分野課題1 (旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発

分野課題2

分野課題3

プロジェクトサイト バンコク市、ロブブリ県ムアン郡コカティアム村

署名日(実施合意) 1998年12月16日

協力期間 1999年04月01日 ~ 2005年09月30日

相手国機関名 (和)農業・協同組合省 王室灌漑局(RID)、農業普及局(DOAE)

相手国機関名 (英)Ministry of Agriculture and Cooperatives, Royal Irrigation Department (RID),
Department of Agriculture and Extension(DOAE)

日本側協力機関名 農林水産省

プロジェクト概要

背景 タイ農業はチャオプラヤ河の水源に大きく依存しているが、近年のタイ国の経済成長により、工業、土地造成、リゾート等各分野の開発が進み、チャオプラヤ河流域の水需要は著しく増大しつつある。水需要の大半をしめる農業分野では、乾期の農業用水の不足、末端圃場レベルの水利用の非効率等の課題を抱えている。我が国は、1985年から1997年まで、灌漑排水施設の計画・設計・施工に係わる適正技術の開発整備、水管理技術の確立を目的としてプロジェクトを実施してきたが、タイ政府は、これまでの技術協力の成果をさらに発展させ、より一層効率的な水管理システムを完成させ末端圃場までの無駄のない精緻な水管理システムを構築するためプロジェクト方式技術協力を要請してきた。

上位目標 持続的営農による農家所得の向上

プロジェクト目標 乾期に、灌漑用水の効率的利用を通じ、モデルエリアにおいて乾期畑作物の作付面積が拡大し、併せて作物多様化が促進される。

成果

- ・モデルエリアの雨期水稻作と乾期畑作を営むために必要な圃場施設(用水路、排水路等)及びその灌漑施設へ送水するための支線レベルの灌漑施設が、モデルとして整備され関連ガイドラインが拡充される。
- ・チャオプラヤ川流域と対象とするテレメーターシステムを使用した水管理方法が立案され、そのパイロットプロジェクトが実施される。チャオプラヤデルタ上流東岸域における主要水管理施設の操作のための意志決定支援システムが開発され、その結果RIDと農民が水配分の計画値と実績値を比較できるようになる。
- ・圃場レベル灌漑排水施設の操作・維持管理を担当する水利組合が設立・育成・強化され、RIDと水利組合が支線レベル以下の灌漑排水施設の操作・維持管理を協力して行う。
- ・乾期において作付けが奨励される作目及びその栽培方法が決定され、さらに、農民栽培組織及び農民支援体制の構築・強化により、営農活動が活性化する。
- ・普及活動のために、RID、DOAE及び農民グループリーダーが選定され、カウンターパートが彼らに対して計画的に研修・セミナーを実施し成果が普及される。

活動 1-1圃場レベル灌漑排水施設整備手法を改善する
1-2支線灌漑水路整備手法を改善する

2-1灌漑排水計画・施設操作を改善する
2-2データコミュニケーションシステムシステムを改良する
3-1水利組合を強化する
3-2圃場水管理技術を改善する
4-1モデルエリア(18R受益値内)において、乾期に普及が奨励される作目とその栽培・灌水方法を決定し、普及が開始される
4-2モデルエリアにおいて、農民栽培組織及び農民支援体制の構築・強化により営農活動が活性化する。
5-1RIDの技術者、DOAEの普及員の研修を強化する
5-2セミナーを開催し、成果を普及する

投入

日本側投入
長期専門家(チーフ・アドバイザー、業務調整、水管理、水利組織、圃場施設)
短期専門家(データコミュニケーションシステム、圃場水管理組織、水管理支援ツール、営農、その他)
研修員受入(年間数名)
機材供与(パソコン、研修用機材、測量器具、その他)
相手国側投入
カウンターパートの配置
施設、車両の提供
ローカルコスト負担
その他
外部条件
成果レベルの外部条件は以下のとおり
生産物の価格と市場が安定している。
営農資材の価格が安定している。
天候が安定している。
決定された作目とその栽培・灌水方法を使用して、農家が自主的に乾期作を行う。

実施体制

(1)現地実施体制 王室灌漑局、農業普及局
(2)国内支援体制 水管理改善合同委員会

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動
(2)他ドナー等の
援助活動

備考

終了時評価の結果、2004年4月1日より2005年9月30日までプロジェクトを延長。



技術協力プロジェクト

2011年07月02日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)農業協同組合におけるコミュニティリーダー育成計画プロジェクト
(英)The Project on Community Leader Development in Agricultural Cooperatives in Thailand

対象国名 タイ

分野課題1 (旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発

分野課題2 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発

分野課題3 貧困削減-貧困削減

分野分類 農林水産-農業-農業一般

プログラム名 産業生産性向上プログラム

プロジェクトサイト バンコク

署名日(実施合意) 2007年02月20日

協力期間 2007年03月01日 ~ 2011年02月28日

相手国機関名 (和)農業協同組合省 組合振興局

相手国機関名 (英)Cooperative Promotion Department(CPD),Ministry of Agriculture and Cooperatives(MOAC)

日本側協力機関名 農林水産省、全国農業協同組合中央会

プロジェクト概要

背景 タイは国土面積51万4,000km²、人口6,197万人(2004年)を有する国である。人口の大半は現在でも農業関連に関係している。タイ政府は「第9次農業開発計画(2002-2006年)」における農業開発の目標として、「農林水産物及びアグロインダストリーの競争力強化」、「農民組織を強化」及び「農業開発ネットワークを確立」を挙げ、上記政策を推進してきた。現在、農業分野の協同組合(Agricultural Sector Cooperative)は、タイ全土で2004/12/31現在の組合数は4,170組合であり、組合員数は5,831,436世帯である。農業協同組合省組合振興局(CPD)は、主として一村一品(One Tambon One Product, OTOP)等の中心的の担い手となる農業協同組合等の共同体の活動促進を所掌し、OTOP振興を強力に推進している。農協傘下の主なOTOP活動の担い手は、自主的に組織された組合員世帯の構成員からなる女性グループ、青年グループや生産者グループが、地域に存する知識や知恵・資源を活用した手工芸品や食品加工その他の活動を行なっており、そこから得られる収入は農民の生活水準向上に資している。しかしながら、活動を始めた多くのグループには十分な知識・技術・能力を持った地域のリーダーがおらず、組織運営が円滑に行われていない。そのため、CPDは、リーダーシップとビジネススキル、財務管理などを理解した農民のリーダー育成を目的とし、アグロインダストリーの質の向上、組織強化、農村同士のネットワークの強化を目指した協力要請を2003年度に提出した。この要請を受けてわが国は2004年度案件として本件を採択した。本案件は、後に日タイ経済連携協定(Japan-Thai Economic Partnership Agreement (JTEPA))の地域間協力(Local to Local)の案件と位置づけられ、交渉の進捗の度合いにあわせて2005年度(2006年3月)に事前調査を実施し、協力の大枠が合意された。2006年12月には、事前評価調査2を実施し、R/Dの内容詳細を決定した。R/Dに基づき、2007年3月1日より長期専門家を派遣してプロジェクトが開始された。

上位目標 農村地域において、育成されたリーダーの率いたグループがエンパワーされる

プロジェクト目標 農村地域における生活改善と所得向上のためのグループ・リーダーが育成される

成果	<ol style="list-style-type: none"> 対象グループに関するニーズ及び現状分析調査が実施される 研修プログラムが策定される リーダー育成研修が実施される 対象グループが活動のモニタリング及びCPD県事務所にフィードバックできるようになる 全ての関連機関が実施する研修等の対象グループが必要とする情報が県事務所に整備される 日本で研修を受けたリーダー及びCPD・農協の職員がプロジェクトの研修講師等の人的資源となる 対象グループのネットワークが構築される
活動	<p>CPDと農協等のチームが、日本人専門家のアドバイスのもと以下の活動を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象グループに係るニーズ及び現状分析調査を計画する CPD県事務所を通じて調査を行う 調査結果の集計・分析及び報告書を作成する ニーズ・課題・現行研修の改善点を明確にする 研修受講者選考基準を作成する 研修プログラムを作成する 応募要項を作成する 研修受講者の募集・選考を行う 研修を実施する <ol style="list-style-type: none"> 参加型モニタリング・フィードバックシステムを構築する グループによる参加型モニタリングの実施状況をモニターする 集められたモニタリング結果を研修改善のためにフィードバックする モニタリング・フィードバックシステムの不備な点を改善する 対象グループからの相談記録を集める 相談記録を分析する 対象グループからの相談記録に基づいて対応できる仕組みをつくる 日本研修の受講者を活用した研修計画を作成する 上記の研修を実施する 研修参加者グループ間連携のための会合を開催する 研修参加者の所属する協同組合内のグループ間連携のための会合を開催する 展示会・見本市等を開催する
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> 専門家派遣 <ol style="list-style-type: none"> 長期専門家 分野:「組合組織運営」(3年間、36MM) 短期専門家(計30MM予定) 短期専門家は、6分野(主産地形成、マーケティング、商品開発、人材育成、財務管理、生活改善)を予定。 本邦研修 23名 / 回 X 3回 = 69名 (CPD職員及び農業協同組合等の職員を含む) その他必要な経費
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> C/P配置 <ol style="list-style-type: none"> CPD本局及び県事務所職員、並びに農業協同組合等の職員 管理部門スタッフ 研修講師 タイ国内研修 230名 / 1パッケージ研修(年間4回の研修) X 3回 = 690名 (グループ・リーダー、CPD県事務所職員、及び農業協同組合等の職員が対象) その他必要な経費
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> 各県のCPD県事務所職員の予算が現在以上削減されない。また、県事務所職員の業務がプロジェクト活動に支障を来たすほど忙しくならない。 日本で研修を受けたリーダー及び関係者が、プロジェクトの人的資源として活動を続ける。 プロジェクト終了後、政府の方針が上位目標達成に影響を及ぼすほどの大きさで変更されない。 政府の「ボトム・アップ」推進方針が大きく変更されない。
実施体制	
(1)現地実施体制	農業・協同組合省 組合振興局
(2)国内支援体制	JA全中(全国農業協同組合中央会)及び農林水産省
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	—
(2)他ドナー等の 援助活動	—



本部主管案件

開発調査

2011年02月02日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和) 北タイにおける自然資源の保全管理と持続可能な農業・農村開発のための計画策定調査 (英) Development Study on Planning and Capacity Building for Natural Resource Management and Sustainable Rural and Agricultural Development in the North Thailand
対象国名	タイ
分野課題1	(旧) 農業開発・農村開発-(旧) 農村開発
分野課題2	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	産業生産性向上プログラム
署名日(実施合意)	2004年03月31日
協力期間	2004年09月24日 ~ 2007年09月03日
相手国機関名	(和) タイ国農業協同組合省 農業技術・持続的農業政策部及び農地改革局 (英) Agricultural Technology and Sustainable Agriculture Policy Division (ATSAP) and Agricultural Land Re

プロジェクト概要

背景	タイ北部地域はタイ国の森林面積の半分以上が存在し、水源としても重要な役割を持つため、自然資源の保全において最も重要な地域となっている。ただし、当該地域においては貧困に苦しむ土地無し農民による山間・丘陵地の森林区域で行う焼畑や無秩序な開墾により、土地の侵食、森林の減少等の自然資源の荒廃が大きな問題となっている。 このため、タイ国政府は森林区域について「保全区域」「経済区域」「農業区域」の3つにゾーニングを行った上で、「農業区域」と「経済区域」の大部分をALROの管轄地(ALRO地区)とし、ALRO地区の農民に耕作権を交付し既開墾地の所有を事実上認めることで、森林の新規開墾を抑制する方策を探ってきた。 しかし、森林部分のゾーニングについては線引きが曖昧で区域の管理が不十分なため、線引きに沿わらず土地無し農民は焼畑等収奪的な農業を続けており、ゾーニングによる森林開墾抑制の効果は薄くなっている。さらに、土地無し農民の定住を目的としたALRO地区での各種活動についても、持続的な農業に関する技術の不足から十分な効果を挙げるまでには至っていない。ALRO及びその出先機関である県事務所は、県、NGO、その地域の住民等多くの関係機関と意見の調整を図り主体的にALRO地区の適切な計画を策定し事業を実施する体制及び能力が不足した状況にある。 かかる状況から、平成14年11月にタイ農業・協同組合省はタイ北部地域における自然資源の保全管理と持続可能な農業・農村開発のための計画策定及び能力強化のための開発調査を日本政府に要請してきた。これに対し、わが国は平成16年1月6日から17日にかけて事前調査団を派遣し、タイ側関係者との協議ならびに現地調査を行った結果、平成16年3月31日に実施細則(S/W)を締結した。
上位目標	(1) 対象地域において自然資源が保全される。 (2) 対象地域において持続的な農業・農村開発が営まれ、貧困層の生計・生活が向上する。
プロジェクト目標	(1) タイ北部地域におけるマスタープログラムの策定及び実証調査の実施を通じて、自然資源を保全しながら持続的な農業・農村開発を行うための方策を明らかにする。 (2) 本調査の遂行を通じて技術移転を行うことにより、計画策定・事業実施に関するカウンターパート等の能力が向上する。

成果	(1)北部地域17県における基礎情報収集調査により、自然資源及び社会概況の現況が明らかになる。 (2)北部地域4県のALRO地区を対象に、住民及び関係機関が自然資源を適切に保全管理しながら持続的な農業・農村開発を進めるための具体的な計画が策定される。 (3)モデル地区において実施する実証調査の結果が、上記(イ)の具体的な計画に反映される。 (4)計画策定・実証調査の実施を通じて、カウンターパート等の関係機関の計画策定に関する技術移転が行われる。
活動	<p>フェーズ1 (17県の基礎調査、4県の選定) (1)関係機関(他援助機関、大学、NGO、農民グループなど)による自然資源に関するデータ収集・整理・評価体制の実態調査 (2)自然資源(森林・水・土地・土壤)及び営農状況を含む社会・経済状況の基礎情報の収集及びデータベースの作成 (3)開発の阻害要因の特定・整理 (4)関係機関の自然資源の保全管理及び営農状況に係る活動、これら活動の計画・実施・運営能力に関する既存情報の収集・検討・評価 (5)フェーズ2の対象となる4県の選定</p> <p>フェーズ2 (4県でのマスター・プランの策定) (1)住民参加型手法による農業・農村社会の実態調査 (2)住民及び関係機関が自然資源を適切に保全管理しながら持続的な農業・農村開発を進めるための体制の検討及び具体的な計画の概定(①土地利用計画、②農業開発計画、③人間活動が環境に及ぼす影響を最小化するための方策、④農外所得の創出・生活改善に資する方策、⑤モニタリング・評価体制の整備) (3)住民及び関係機関向けの自然資源の保全管理のためのモニタリング評価に関するガイドラインの概定 (4)4県の中からフェーズ3の対象となるモデル地区の選定</p> <p>フェーズ3 (モデル地区における実証調査) (1)実証調査の内容の選定 (2)実証調査の実施体制の検討 (3)実証調査の環境に対する影響とその対応策の検討 (4)カウンターパート等の計画策定に関わる組織的・人的能力の向上を目的とした実証調査の実施 (5)実証調査のモニタリング・評価 (6)実証事業の結果のフェーズ2において概定されたマスター・プランへのフィードバック。</p>
投入	<p>日本側投入</p> <p>日本側投入</p> <p><官ベース> (1)調査団員 4名 (2)分野 総括、自然資源の保全管理、営農、調査企画 (3)人月 2.00M/M <本邦コンサルタントベース> (1)調査団員 7名 (2)分野 総括／開発計画、持続的農業、農村社会／住民組織、自然資源の保全／環境配慮、 営農／生計向上(1)、土地利用／農村インフラ、業務調整／営農／生計向上(2) (3)人月 全体 60.00M/M (現地作業57.70M/M 国内作業 2.30M/M)</p> <p>相手国側投入</p> <p>相手国側投入</p> <p>・カウンターパートの配置・事務所の提供・その他便宜供与</p>
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <p>ステアリングコミッティ(中央・地方)</p> <p>(2)国内支援体制</p> <p>国内支援委員会3名(総括、自然資源の管理、農業)</p>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の援助活動</p> <p>(1)開発調査(JICA): 北タイ南部農村総合開発計画(1991年)、東北タイ農地改革地域における農業農村総合開発事業(1998年) (2)円借款(JBIC): 東北タイ農業農村総合開発事業ステージ1(1999年～2004年) (3)個別専門家(農業農村開発: ALRO)(2000年5月～2002年9月)</p> <p>(2)他ドナー等の援助活動</p> <p>持続的農業のための能力開発(1999年～2001年: UNDP) 天然資源生物多様性研究所支援プロジェクト(1999年～2001年: DANCED)</p>
備考	本案件はタイ国北部地域を対象としているが、タイ国東北部地域においては開発調査「タイ国東北タイ北部農地改革地区農業総合開発計画」(1996年-1998年)でALRO地区のマスター・プランを策定し、現在その計画に基づいた事業を実施しているところである。本調査においては、その調査の教訓を生かし、関係機関との連携を重視することにより事業目的であるカウンターパートの能力向上を図る。



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2006年12月07日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名 (和)タイ東北タイ造林普及計画フェーズ2
(英)The Reforestation and Extension Project in the Northeast of Thailand II

対象国名 タイ

分野課題1 自然環境保全-森林資源管理／植林(旧)

分野課題2

分野課題3

プロジェクトサイト ナコンラチャシマ市(バンコク市から北東に300km、飛行機で約1時間)

署名日(実施合意) 1999年09月06日

協力期間 1999年12月13日 ~ 2004年12月12日

相手国機関名 (和)農業・天然資源環境省 王室林野局

相手国機関名 (英)Ministry of Natural Resources and Environment, Royal Forest Department (RFD)

日本側協力機関名 農林水産省王室林野局

プロジェクト概要

背景 タイでは著しい経済発展と人口の増加に伴う農地拡大と木材需要の増大などにより森林が急速に減少した。特に東北タイでは、710万ha有していた1961年から1985年には14%(242万ha)と全国最低の森林率となり、それに伴い洪水、塩害、干害が多発、東北タイ地域の基幹産業である農業や住民の生活を脅かす恐れがある。そのためタイ政府は、森林率の向上と地元住民の収入多様化を国家的緊急課題として取り上げ、1985年に国家森林政策を策定した。また、森林面積を国土面積の40%(2,048万ha)まで回復することを目標とし、1991年から始まる「国家造林長期計画」を定め、官民一体となった造林の推進により、2020年までに718万haの造林を実行することを掲げた。特に全国でも森林破壊が著しく、深刻な状況にある東北タイについては、天然資源、特に水、土壤及び森林の保全と回復、収入と雇用の拡大、地域住民の生活の質的改善を目標とした「東北タイ緑化計画」を策定した。

タイ国政府は、同計画を円滑に推進するため日本に対し、その拠点となる大規模苗畑センター建設に無償資金協力を、苗木生産技術の向上、造林普及、そのほか社会林業の諸策に関して技術協力を、また地域住民を対象とする植林事業の普及活動分野で青年海外協力隊派遣を1990年度に要請し、それを受けた技術協力では「東北タイ造林普及計画」が1992年から1997年まで実施された。

本プロジェクトはその延長線上にあるものであり、「東北タイ造林普及計画」、「東北タイ造林普及計画F/U」を経て現在に至っている。

現在、1997年の金融危機に起因する木材価格の低迷や都市労働者の帰村による農村人口の増加に伴ない森林の農地への転換が進み、植林・育林意欲も減退する懸念が生じている。タイ国政府は、この状況に対し、住民による植林活動を持続的なものとするための仕組みを開発し、住民の生活基盤を強固なものとする取り組みを実施する必要性を強く認識した。また、農民は植栽後の管理計画を持ち合わせておらず、植栽後に実施すべき保育から伐採までの知識、経験がない。そのため、住民が造林活動を継続していくためのインセンティブを創出し、それを住民へ情報として提供するために、タイ国王室林野局(RFD)を中心とした基盤整備活動を実施することを主目的として「コミュニティ林業の発達と農民の参加による持続可能な森林経営」を確立させ、同技術を住民に普及することを目的として、タイ国政府より1997年に日本に対しフェーズ2の技術協力が要請された。同要請を受け、JICAは1999年2月の事前調査、6月の短期調査、ならびに8月の実施協議を経て1999年9月にR/Dを締結した。

上位目標

プロジェクト対象地域において、小規模造林地における持続可能な森林経営技術が実践される。

プロジェクト目標 プロジェクト対象地域において、小規模造林地における持続可能な森林経営技術を普及・改善可能な体制が整う。

成果

- 1.森林経営情報がRFD(王室林野局)に蓄積される。
- 2.小規模造林地における持続可能な森林経営技術が改善される。
- 3.森林経営のための情報・技術が、RFD及びそのネットワークにより住民に伝達される。
- 4.モニタリングの結果がプロジェクト活動の改善に有効に利用される。

活動

- 1.情報
 - (1)森林経営情報データの収集及び分析
 - (2)データベース管理システムの構築
 - (3)情報提供システムの構築

- 2.技術
 - (1)苗畑・造林技術の改良・開発
 - (2)林産物利用法の改良・開発
 - (3)展示林・モデル林の整備・改良
 - (4)森林経営ハンドブックの作成

- 3.訓練・普及
 - (1)モデル地域の選定
 - (2)森林経営のための訓練技術の向上
 - (3)森林経営のための普及技術の向上
 - (4)対象地域における植林推進活動

- 4.モニタリング
 - (1)プロジェクト活動の定期モニタリングの実施
 - (2)(1)の結果分析

投入

日本側投入	長期専門家(チーフアドバイザー／森林経営情報、森林経営技術、訓練・普及、業務調整) 短期専門家(計画立案、社会経済調査、市場調査、林業グループ調査、造林技術、森林土壤、育種技術、林分収穫表、林業機械、林産物利用技術、人工林管理、普及ネットワーク、視聴覚教材の開発) 研修員受入(年間3名程度) 機材供与(コンピュータ、車輛、普及用機材等) 森林経営センター設立にかかる支援
相手国側投入	カウンターパート 森林経営棟の整備 プロジェクトに係るローカルコスト 等

外部条件

実施体制

(1)現地実施体制
(2)国内支援体制 国内支援委員会

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動
技術協力プロジェクト「東北タイ造林普及計画」1992年4月1日～1997年3月31日
技術協力プロジェクト「東北タイ造林普及計画F/U」1997年4月1日～1998年9月30日
無償資金協力('91年度)大規模苗畑センター2カ所 15.8億円
無償資金協力('92年度)大規模苗畑センター2カ所 14.0億円
青年海外協力隊員派遣
(2)他ドナー等の援助活動
特に無し



草の根技協(地域提案型)

2015年06月26日現在

本部／国内機関 : 東京国際センター

案件概要表

案件名 (和)地域土壤を利用した環境保全技術の構築
(英).

対象国名 タイ

分野課題1 自然環境保全-持続的森林管理

分野課題2

分野課題3

分野分類

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題

開発課題

プロジェクトサイト タイ国環境研究研修センター(パトムタニ県)及び周辺都市

署名日(実施合意) 2006年12月26日

協力期間 2006年10月01日 ~ 2009年09月21日

相手国機関名 (和)タイ国環境研究研修センター(ERTC)

相手国機関名 (英)Environmental Research and Training Centre (Thailand)

日本側協力機関名 埼玉県

プロジェクト概要

背景

平成17年度、埼玉県は交流活動の一環として、ERTCの協力を得てバンコク周辺の埋立地や
浸出水注)処理施設の視察を行った。視察の結果、最新式の技術を取り入れた埋立地や浸出
水処理施設が存在する一方で、野積み埋立てや水処理施設のない旧式の埋立地が多く存在
し、周辺環境を汚染している事例が多いことが分かった。また、埋立地周辺には不法投棄され
たゴミが野積みにされ、さらに周辺環境に黒い浸出水が流出していることも多かった。そのた
め、埋立地だけでなく周辺環境の保全を目的とした当テーマ「地域土壤を用いた環境保全技術
の構築」の研修や技術移転が必要と考えられる。

本事業は、埼玉県環境科学国際センターが廃棄物管理担当で培った研究手法・技術・汚染現
場対策法を受入研修員に研修するとともに、研修員の受け入れや専門家の派遣を通して現地で
地域土壤の改良法や施工法等を技術移転し、タイ国一般住民の住環境保全・健康保全に貢
献することが目的である。

注)浸出水: 埋立地内部から染み出していく(ゴミ層を通過し、汚濁有機物質や様々な無機・金
属イオンを含んだ汚水)汚水。

上位目標

- ①東南アジア圏における浸透性反応層技術が進展する
- ②鉄粉廃棄物リサイクルが推進される
- ③浸透性反応層技術が地下水汚染対策へ適用される

プロジェクト目標 研究者及び対象地域住民が、地域の資材・資源を用いた環境浄化手法を理解する

成果

- ①研修員が埋立地への適用だけでなく、不法投棄等による汚染現場への応用技術として、泰
国に適した浸透性反応層の構築手法が習得される
- ②研修員がタイ国内における汚染物質の土壤浄化能力を把握し、安価な環境保全技術を習
得する
- ③住民や住民団体が、地域の資材・資源を用いた環境浄化の意義を理解する

- ①ERTCから研修員の受け入れ: 浸透性反応層の専門家の育成

活動

- a)土壤試験法及び評価法の研修
 - b)浸透性反応層の構築法の研修(土壤機能の向上及び土壤層透水性の制御)
 - c)実証試験施設の視察
 - d)浸透性反応層の汚染現場施工方法の研修
 - e)浸透性反応層のモニタリング手法及び評価法の研修
- これらの研修を通して、浸透性反応層に対する理解を深めるとともに、タイ国内において計画・立案・指揮できる研究員の育成を行う。
- ②ERTCへの専門家の派遣:帰国した受入れ研修員の活動に対する支援
- a)帰国した受入れ研修員が帰国後に作成した浸透性反応層の評価
 - b)浸透性反応層の作製及び現場への施工に関する支援
 - c)帰国した受入れ研修員がERTCでの浸透性反応層のワークショップ、講習会を行うための支援
 - d)浸透性反応層施工現場における現地視察会の開催を通して、浸透性反応層技術の理解・普及を図る。
- これらの活動を通し、タイ国研究員の環境保全に対する技術の拡充を図るとともに、浸透性反応層を利用して環境汚染地の改善を図ることを促す。また、浸透性反応層が構築できると、未処理浸出水対策、不法投棄現場の悪臭対策として、水処理施設や悪臭防止施設などへの負荷が軽減できるため、小規模な施設で対応可能になる。そのため、経済的な負担の軽減につながることへの理解を促す。

日本側投入

- 平成18年度 [人的資源]専門家派遣2人(第4四半期)
[物的資源]簡易分析キット等の消耗品(1式・第4四半期)、土壤カラム(4式・第4四半期)
- 平成19年度 [人的資源]専門家派遣2人(第2四半期)
[物的資源]浸透性反応層観測消耗機材及び消耗品(1式・H19第2四半期)
- 平成20年度 [人的資源]専門家派遣2人(第1四半期)
[物的資源] 浸透性反応層観測消耗機材及び消耗品(1式・H20第1四半期)

実施体制

- (1)現地実施体制 タイ国環境研究研修センター(ERTC)
研修員の選定を行なうと共に、技術移転先となる。
- (2)国内支援体制 埼玉県環境科学国際センター
研修員の受入及び専門家の派遣を行う。



個別案件(国別研修)

2011年01月27日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名	(和)森林官のための造林と普及技術(第三国研修) (英)Third country training on reforestation and extension techniques for forester
対象国名	タイ
分野課題1	自然環境保全-荒廃地回復
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	南南協力プログラム
プロジェクトサイト	ウドンタニ(The Forestation and Extension Center)
署名日(実施合意)	2007年09月28日
協力期間	2007年11月05日 ~ 2010年03月31日
相手国機関名	(和)王室森林局
相手国機関名	(英)Royal Forest Department

プロジェクト概要

背景	メコン地域各国は経済発展と人口増による開発圧力、焼畑移動耕作、不法伐採等から、森林面積の減少率が高まっており、森林資源の保全が極めて重要な課題となっている。こうした中、各國政府は、森林資源保全に関する取り組みを始めているが、造林・森林保全における地域住民の参画等において森林官の知識・技術・経験が不足している状況にある。タイにおいては、王室林野局に対して1991年から2004年まで苗畑センターの設立、コミュニティを基盤とした造林普及に関する協力を日本が行い、行政官、地域の森林官が新しいノウハウや経験、地元住民への技術移転方法等を身につけた。この成果をメコン地域各国に有効に活用し、各国の森林保全に貢献するため、王室林野局より当該分野のメコン地域向けの第3国研修が提案・要請された。
上位目標	メコン地域各国において、コミュニティを基盤とした地元住民の森林再生活動の促進に寄与する。
プロジェクト目標	メコン地域各国の政策策定に関わる中央レベル行政官と地方において実務に携わる森林官の造林、保全管理、森林再生、植林管理、持続可能な森林の活用等の技術を向上させる。
成果	本研修の終了時に、メコン地域各国の政策策定に関わる中央レベル行政官と地方において実務に携わる森林官が、以下の知識・技術を獲得する。 <ol style="list-style-type: none">造林技術森林再生技術持続可能な森林保存と分水嶺の統合持続的森林管理の戦略小規模な木材活用、市場管理、市営森林再生協力の管理と開発
活動	中国(雲南省)、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの森林政策立案、森林保全実務担当者に対する以下内容の研修コースの実施。 <ol style="list-style-type: none">造林技術<ol style="list-style-type: none">ア. 促進者の技能イ. Participatory Action Research (PAR)ウ. 研修管理森林再生技術

- ア. 森林改善
- イ. 保全技術
- ウ. 植林管理
- 3. 持続可能な森林保存と分水嶺の統合
 - ア. 分水嶺の統合管理
 - イ. コミュニティを基盤とした森林管理
 - ウ. 持続的森林管理の国家課題およびグローバルな課題
- 4. 持続的森林管理の戦略
- 5. 小規模な木材活用、市場管理、私営森林再生協力の管理と開発
- 6. フィールドトリップと実践

投入

- | | |
|--------|----------------------|
| 日本側投入 | ・研修経費の一部 |
| | ・在外技術研修講師:1名/年(5日程度) |
| 相手国側投入 | ・研修経費の一部 |
| | ・研修に必要なスタッフ・講師の選任 |
| | ・研修施設と機材 |
| 外部条件 | 特になし |

実施体制

- (1)現地実施体制
1. TICA(コストシェア)
 2. 王室林野局(実施機関)
 3. 力セサート大学、チェンマイ大学、コンケン大学、Regional Community Forestry Training Center for Asia Pacific (RECOFTC)(協力機関)

関連する援助活動

- | | |
|-----------------|--|
| (1)我が国の
援助活動 | 1991年～1993年 東北タイ大規模苗旗センター設立計画(無償資金協力) |
| | 1992年～2004年 東北タイ造林普及計画(フェーズI、フォローアップ、フェーズII) |
| | 1993年～2005年 関連分野の青年海外協力隊員派遣 |
| | 1998年～2000年 第三国研修(ラオス向け) |



技術協力プロジェクト

2013年01月18日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)農村生活向上における女性の役割(第三国研修)プロジェクト
(英)Enhancing Women's Role in Rural Development

対象国名 タイ

分野課題1 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題2 平和構築-社会的弱者支援
分野課題3 貧困削減-貧困削減
分野分類 農林水産-農業-農業一般
プログラム名 南南協力プログラム
援助重点課題 第三国に対する共同支援
開発課題 南南協力(主として対メコン地域・対アフリカ)

プロジェクトサイト カセサート大学国立農業普及研修センター
署名日(実施合意) 2004年04月01日

協力期間 2004年04月01日 ~ 2008年03月31日

相手国機関名 (和)カセサート大学国立農業普及研修センター
相手国機関名 (英)National Agricultural Extension and Training Center, Kasetsart University

プロジェクト概要

背景 村落地域における女性の役割は、とりわけ村落の生計、生活環境、農業生産性、製品加工・付加価値付け・マーケティングを改善する上で男性以上に重要になっている。
女性の地位向上のためには、政府及びNGO双方が連携した取り組みが必要であり、双方の関係者が村落女性の知識・能力を向上させていく必要がある。それにより、村落女性が村落開発プロセスにおいて積極的かつ効果的に推進するための力になっていくことが期待されている。
本案件は、カセサート大学が以前実施した第三国研修を通じて築いてきた人的・組織的ネットワークを活かして形成され、かつ本研修が当該分野における各國との情報共有ネットワーク構想全体の枠組みに位置づけられている。

上位目標 女性が村落開発プロセスに参画し、女性に配慮された計画が実施されるようになる

プロジェクト目標 地域の村落開発普及員がジェンダーに配慮した開発の計画、実施、モニタリング、評価ができるようになる。

成果 1. 地域の資源と技能を活用し、女性の能力を向上させることにより、農村の生計を改善させるための知識・技術を習得する。
2. 村落開発における女性組織の活動を促進させるための知識・技術を習得する。
3. 村落地域の生計改善における農村女性との活動方法を習得する。
4. 村落開発におけるジェンダーに配慮した普及活動の計画、モニタリング、評価方法・技能を習得する。
5. 普及活動に必要なメディア活用方法・技能を習得する。

活動 2004~2008年度に22カ国30名程度に対して1ヶ月程度の第3国研修を次のような流れで実施する。
【対象国】インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマー、中華人民共和国、ブータン、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカ、ケニア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、スワジランド、ウガンダ、タンザニア、マダガスカル、モザンビーク

- 1-1. コースカリキュラムの作成
 - 1-2. 教材の作成
 - 1-3. 講師・スタッフの選定・依頼
 - 1-4. 研修生への教育、指導
 - 1-5. 研修成果、内容、カリキュラムの評価
 - 1-6. 研修評価結果を踏まえたカリキュラム改定
- 2-1. 研修プログラムのモニタリング・フォローアップ
- 3-1. 研修修了生及び所属機関間での情報共有の促進
 - 3-2. 関係国におけるデータ、技術の更新

投入

- | | |
|--------|--|
| 日本側投入 | 本邦講師派遣
第三国研修講師派遣経費(フィリピン等)
第三国研修経費 |
| 相手国側投入 | タイ国内研修講師
第三国研修経費 |

実施体制

- (1)現地実施体制 カセサート大学国立農業普及研修センター

関連する援助活動

- (1)我が国の
援助活動 1995-2000年 第三国研修「農村生活向上における女性の役割」
2002-2003 個別専門家「研修計画における国際レベルの運営管理」
※当該個別専門家の現地活動の一環で「農村生活向上における女性の役割」のフォローアップセミナーを実施。(2003.3)



技術協力プロジェクト

2013年04月12日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和) 土地区画整理促進プロジェクト
(英) Land Readjustment Promotion Project

対象国名 タイ

分野課題1 都市開発・地域開発-都市開発
分野課題2 貧困削減-貧困削減
分野課題3
分野分類 公共・公益事業-公益事業-公益事業一般
プログラム名 環境・防災プログラム
援助重点課題 社会の成熟化に伴う問題への対応
開発課題 環境管理体制支援
プロジェクトサイト パンコク、その他タイ国内のパイロットプロジェクト10地区等
署名日(実施合意) 2005年11月15日
協力期間 2005年11月15日 ~ 2009年11月14日
相手国機関名 (和) 内務省公共事業・都市地方計画局区画整理部局
相手国機関名 (英) The Office of Land Readjustment, Department of Public Works and Town & Country Planning (DPT), Minist

プロジェクト概要

背景 タイでは、乱開発による都市環境の悪化、交通渋滞の発生、経済活動の非効率化等の様々な都市問題が生じていることから、我が国は1999年6月から2005年5月31日までの期間で、適切な都市計画及び都市開発手法の導入を目的とした都市開発技術向上計画(DMUD)プロジェクトを実施した。DMUDプロジェクトは、実施機関であるDPT、DPT県事務所をはじめとするタイの公的機関に土地区画整理事業による街づくりが上記のような都市問題の解決手法として非常に有効性がある事を十分に理解されるという成果を挙げた。これによりタイの土地区画整理事業において、DPT内に区画整理部局が新設され、部局の主要政策として土地区画整理事業を積極的に推進する体制が整えられ、2004年12月に土地区画整理法が施行されたことなど積極的な動きがあった。内務省が各県に対して1地区の土地区画整理事業の立ち上げを指示し、タイ全土において土地区画整理事業の候補地が選定されるようになった。都市計画、都市開発および土地区画整理に関する研修がDPT及び地方自治体の職員を対象に実施されており、土地区画整理事業に関する基礎知識については習得された。他方、実際に事業を推進していくにあたり、政・省令や技術基準の整備、県の土地区画整理マスター プランの策定が必要である。タイ政府の要請に基づき、2005年11月に「土地区画整理促進プロジェクト」が開始され、政・省令及び技術基準の整備、県の土地区画整理マスター プランの策定、パイロットプロジェクトとして事業の具体化などについて我が国の経験をもとに支援するにいたった。

上位目標 土地区画整理事業が都市開発の中で最も有効的な手法として継続的に実施され、都市環境の改善が図られる。

プロジェクト目標 土地区画整理事業がタイにおいて普及するための官民双方の制度的基盤、官民双方の人的基盤が整備される。

成果 ①土地区画整理事業を実施するのに必要な政・省令、その他の規則等が公布もしくは承認される。②DPT県事務所や地方自治体の土地区画整理マスター プランの策定能力が強化される。③DPT県事務所や地方自治体の土地区画整理事業実施計画策定能力が強化される。④DPT県事務所や地方自治体の土地区画整理事業運営能力が強化される。⑤民間事業者

における土地区画整理の理解を促進し、事業への参入をすすめる。

活動
 ①-1 政・省令、その他の基準検討策定のためのワーキンググループを組織し、そのドラフトを作成する。①-2 必要に応じて政・省令及びその他の基準の見直しを行う。②-1 標準マスターープランのドラフトを作成する。②-2 マスターープラン策定のためのマニュアルを作成する。②-3 DPT県事務所及び必要な地方自治体に対してマスターープラン策定マニュアルの研修を実施する。②-4 DPT県事務所および必要な地方自治体に対しマスターープラン策定に関する助言を行う。③-1 土地区画整理事業実施マニュアルを作成する。③-2 DPT県事務所及び必要な地方自治体に対する土地区画整理事業実施マニュアル研修を実施する。③-3 マスターープランが策定された地区に対しDPTより実施計画に関する助言を行う。③-4 DPT県事務所及び必要な地方自治体に対し換地計画に関する研修を実施する。④-1 土地区画整理事業運営指針を作成する。④-2 DPT県事務所及び必要な地方自治体に対する土地区画整理事業運営指針研修を実施する。④-3 DPTの担当するパイロットプロジェクト8地区に加えてさらに10地区*でDPT県事務所・地方自治体がDPTと共同で地権者及び住民に対して土地区画整理事業の説明会を実施する。⑤-1 民間事業者に対して必要な情報提供が実施される。⑤-2 区画整理に关心を持つ民間事業者に対して土地区画整理事業の研修を実施する。

投入

日本側投入
 1)長期専門家 4名 チーフアドバイザー/土地区画整理制度(48ヶ月間) 土地区画整理パイロットプロジェクト(48ヶ月間) 土地区画整理マスターープラン(24ヶ月) 業務調整(48ヶ月間) 2)短期専門家 4名 県マスターープラン研修(0.7ヶ月間×1名) 換地計画策定研修(1.5ヶ月間×2名) 事業運営研修(0.7ヶ月間×4名) 3)機材 パイロットプロジェクト7地区に対し、下記の機材を供与 プロジェクター、PC、ビジュアライザー 4)本邦研修 土地区画整理マスターープラン研修(0.5ヶ月間×3名) 換地計画策定研修(1ヶ月間×6名) 事業運営研修(0.5ヶ月間×14名) 5)現地活動費 セミナー、パイロットプロジェクト地区への出張

相手国側投入
 1)施設／建物 DPTの建物内に執務スペースを確保する。2)カウンターパート人材の配置 DPT土地区画整理部局長以下6名以上の配置を行う。3)ローカルコスト負担 土地区画整理事業運営費用、カウンターパート人件費、プロジェクトオフィス提供、その他セミナーの開催

外部条件
 前提条件:必要な予算、人員が確保される 土地価格が大きく変動しない 外部条件:成績達成～ 研修受講者の半数が組織にとどまる 目標達成～ DPTの土地区画整理制度実施に対するプライオリティが変わらない。 上位目標達成～ タイ国内の地価が安定する

実施体制

(1)現地実施体制 DPTに長期専門家、カウンターパートが常駐し、県DPT、地方自治体に対し助言を行う。また合同調整委員会(JCC)を半年に1回開催し、住宅公社(NHA)、タイ国際開発協力庁(TICA)、バンコク首都圏庁(BMA)等が参加予定である。

(2)国内支援体制 国土交通省

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動
 都市開発・都市計画分野で約20年間にわたり多数の協力実績がある。1987年11月～1989年2月「都市計画策定指針作成」開発調査(内務省都市地方計画局) 1988年5月～1991年3月「都市計画」個別専門家(内務省都市地方計画局) 1991年1月～1993年6月「区画整理事業適用調査」開発調査(内務省都市地方計画局) 1991年7月～1994年6月「都市計画(都市開発)」個別専門家(内務省都市地方計画局) 1993年2月～1996年2月「都市計画規制」個別専門家(内務省都市地方計画局) 1994年6月～1997年6月「都市開発・土地区画整理事業」個別専門家(内務省都市地方計画局) 1995年8月～1997年2月「バンコク都市環境改善計画調査」開発調査(バンコク首都圏庁公共事業局) 1999年6月～2005年5月「都市開発技術向上計画」技術協力プロジェクト(内務省都市地方計画局) 2000年5月～2002年5月「都市開発及び土地区画整理」個別専門家(内務省都市地方計画局) 2001年2月～2003年2月「都市開発」個別専門家(バンコク首都圏庁) 2004年9月～2006年7月「バンコク首都圏副都心プログラム実施調査」開発調査(バンコク首都圏庁)

(2)他ドナー等の援助活動
 特になし。



本部主管案件

開発調査

2012年01月05日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和)バンコク首都圏副都心プログラム実施調査 (英)The Study on Implementation of the BMA Subcenters Program(Case of Lat Krabang)
対象国名	タイ
分野課題1	都市開発・地域開発-都市開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-社会基盤一般
プログラム名	環境・防災プログラム
署名日(実施合意)	2004年04月01日
協力期間	2004年04月01日 ~ 2006年07月01日

プロジェクト概要

背景	1. タイ国[面積: 514,000km ² (日本の約1.4倍)]、人口: 6,181万人(内バンコク人口推定736万人)、1人当たりのGDP: 1,818米ドル: 2001年統計は、近年の経済発展に伴い、バンコク首都圏の人口及び経済発展に伴い、バンコク首都圏の人口及び経済活動の一極集中による住宅、交通、環境などの様々な都市問題が発生している。2. 本調査対象地域のラカバン地区は、バンコク都心部から東に30kmに位置し、バンコク外環状道路にも隣接している。加えて、現在円借款にて建設中の「バンコク第2国際空港(以下、新空港と呼ぶ)」の整備に合わせ、都市計画道路も整備中である。更に、国鉄東線及びBTS(スカイトレイン)の新空港へのアクセスも検討されており、都市計画上ポテンシャルの高い地域である。3. 1997年の経済危機による本調査実施の中止以降の同国の順調な経済回復を受け、バンコク首都圏(BMA)から再度の要請がなされ、本調査の再採択に至った経緯がある。上記背景の中、当地区の秩序ある健全な街づくりを目的として、新空港北西部の約2,000haを対象として、副都心の戦略的開発計画を策定し、その中から土地区画整理事業のパイロットエリアを選定し、プレフィージビリティ調査を実施する。
上位目標	1. バンコクの市街地の一極集中を分散できる秩序ある副都心の整備 2. 無秩序な乱開発の防止 3. 都市交通ネットワークの整備
プロジェクト目標	1. ラカバン地区副都心の戦略的開発計画 2. ラカバン地区パイロットエリアの土地区画整理基本計画調査 3. 上記調査手法の技術移転
成果	(1)副都心の戦略的開発計画 バンコク第2国際空港(2005年9月開港予定)の北西部約2000haについての戦略的開発計画(マスター・プランレベル)の策定 (2)土地区画整理事業のパイロット地域におけるプレフィージビリティスタディ パイロット地域における土地区画整理事業の基本計画の策定
活動	1)情報収集・現状分析 a)社会経済、環境、自然条件 b)土地利用現況 c)公共施設、設備 d)建築物 e)土地価格 f)環境関係法 g)都市計画関係法(都市計画法、土地区画整理事業法、土地取得制度等) h)都市開発を実施するまでの問題 2)日本における副都心計画地域において土地区画整理事業実施例の紹介 3)BMA調査、NESDB調査及びコンプリヘンシブ・プランのサポートのレビューを下記項目について行い、ラカバン地区サブセンターの戦略的開発計画を策定する。a)運輸交通計画(道路、鉄道) b)土地利用計画 c)緑地ネットワーク計画 d)下水、排水計画 e)施設、設備等計画 f)初期環境社会配慮調査(IEEレベル) g)土地区画整理事業計画 h)事業費積算 i)経済分析 j)資金計画 k)事業計画 4)土地区画整理手法を用いたパイロット地区におけるプレフィージビリティ調査(S=1/4,000レベル) a)地籍調査 b)運輸交

通(道路、鉄道)基本計画 c)公共施設計画 d)環境社会配慮調査(Pre-EIAレベル) e)平均減歩率の算定 f)換地基本計画 g)先買い基本計画 h)ノーアクションプランを含む代替案の比較検討 i)事業費積算 j)経済分析 k)資金計画 l)事業計画 5)調査結果及び提言 上記調査にかかる技術移転

投入

- 日本側投入 1)総括／都市計画 2)副総括／土地区画整理 3)環境社会配慮 4)パブリックコンサルテーション2 5)パブリックコンサルテーション1 6)交通計画1(軌道系) 7)交通計画2(道路系) 8)交通需要予測 9)治水下水計画 10)公共施設計画 11)換地計画 12)区画整理事業計画 13)GISデータ作成／土地利用計画 14)施工計画／積算 15)事業・資金計画／開発経済 16)業務調整 * 86.00M／M(業務調整除く)
- 相手国側投入 1)C／Pの配置、調査団のオフィススペースの提供 2)ステアリングコミッティとタスクフォースの開催 3)ステークホルダーミーティングの開催

実施体制

- (1)現地実施体制 1)コンサルタント調査団 2)「土地区画整理促進」技プロ専門家及び個別専門家による支援
- (2)国内支援体制 国内支援委員会

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動 1. 第2バンコク国際空港の建設資金に係る円借款事業を供与。2. 技プロ「土地区画整理促進」プロジェクトを内務省公共事業・都市地方計画局(DPT)対象に実施中。



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2012年01月05日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名 (和)都市開発技術向上計画プロジェクト
(英)Development of the Method of Urban Development

対象国名 タイ

分野課題1 都市開発・地域開発-都市開発

分野課題2

分野課題3

分野分類 公共・公益事業-社会基盤-都市計画・土地造成

プログラム名 タイ その他プログラム

プロジェクトサイト バンコク市

署名日(実施合意) 1999年02月08日

協力期間 1999年06月01日 ~ 2005年05月01日

相手国機関名 (和)都市地方計画局 (DTCP:The Department of Town and Country Planning)

相手国機関名 (英)Department of Town and Country Planning (DTCP)

日本側協力機関名 国土交通省

プロジェクト概要

背景

タイでは急速な経済成長に伴い、バンコク首都圏を中心に都市化が進んでいる。しかしながら、無秩序な都市開発がさまざまな都市問題を招いており、計画的な都市開発や区画整理など再開発の実施が必要である。特にバンコクにおける都市環境、交通渋滞等は総合的な都市計画の欠如が原因であると言われている。これらの問題の解決には、都市計画の観点から適切に計画が立案され、適切な手法に則って都市開発が行われることが不可欠であるが、中央政府、地方政府ではこれらの担い手となる技術者は著しく少なく、技術者の育成の必要性が高まっている。こうした背景のもと、内務省は、都市開発の手法としての区画整理技術を導入するとともに、都市開発における地方分権化を進め地方自治体の支援にあたるため、都市計画局の地方事務所を75県に設置し、都市開発技術者及び都市計画担当行政官を育成する「都市開発訓練センター」を設立する等の施策をとっている。タイ側は上記センターにおいて都市計画にかかる研修コースを実施する等独自の対応を行っているものの、都市開発の分野に関しては技術能力の不足から、都市開発の事業が円滑に進められない状況にある。このためタイ政府は、タイの事情に即した都市開発(主に区画整理)の手法を開発し、都市開発にかかる体系的な研修コースを設け、かかる手法を普及することを目的として我が国に対するプロジェクト方式技術協力を要請してきた。わが国は1996年6月より協力を開始し、おおむね計画どおりに技術移転が進められてきた。2003年1月には終了時評価を行い、その提言に基づき、計画から遅れた一部の研修コースの実施と新たに開発された手法の区画整理事業への適用に焦点をあてて協力を延長することとした。

上位目標 DTCPを含めBMA(バンコク首都圏庁)、NHA(国家住宅公社)等の中央・地方の行政官等の都市開発にかかる人材が育成される。

プロジェクト目標 タイの社会経済条件に適合する都市開発の技術、およびDTCPの訓練の能力が向上する。

成果

(当初) (1)タイ国における都市開発に関する現状及び課題が調査・分析され、都市開発を推進するための手法が開発される。 (2)都市開発に関する人材を育成するための研修教材(「都市計画」及び「都市開発」コース)が作成される。 (3)都市開発に関する人材を育成するための研修コース(「都市計画」及び「都市開発」コース)が開発され、インストラクターが養成される。 (4)「都市計画」及び「都市開発」の基礎研修コースが開始される。(延長によ

り追加された成果) (1)「都市計画」および「都市開発」のレギュラートレーニングコースが確立する。(2)トレーニングコース(「都市計画」および「都市開発」)のインストラクターが訓練される。(3)区画整理パイロットプロジェクトが促進される。※(4)区画整理事業を支える諸システムが整備される。※パイロットプロジェクトはタイ側のイニシアチブのもとで実施される。日本人専門家は、パイロットプロジェクトの実施に必要な技術的支援を行う。

活動	<p>(当初) ①「都市開発」手法の開発 ・タイ国における都市開発の現状・課題・組織・財政・法令及び技術的な枠組みが調査・分析される。・上記を踏まえたタイ国における都市開発を推進するための方策が検討される。②研修教材の作成 ・「都市計画」及び「都市開発」コースに関わる研修教材(基礎・中級)が作成される。③研修コースの開発及びインストラクターの養成 ・既存の都市計画研修コースの内容が改善される。・都市開発の新研修コースのカリキュラムが開発され、インストラクター候補生が養成される。・「都市計画」及び「都市開発」コースが実験的に実施される。・実験的研修コースのモニタリング・評価が行われ、レギュラーコースの内容に反映される。④研修コース(基礎)の開始 ・「都市計画」及び「都市開発」基礎研修コースが開発され、実施の準備が整う。(延長により追加された活動) (1)-1「都市計画」および「都市開発」のレギュラートレーニングコースの実施準備を行う。(1)-2「都市計画」および「都市開発」のレギュラートレーニングコースを実施する。(1)-3レギュラートレーニングコースのモニタリング・評価を行い、結果をレギュラーコースの内容の改善に反映する。</p> <p>(1)-4パイロットプロジェクトの実施から得られた知見をレギュラートレーニングコースの研修教材の改善に反映する。(2)-1「都市計画」および「都市開発」のレギュラートレーニングコースのインストラクターを訓練する。(3)-1パイロットプロジェクトの候補地選定にかかる助言を行う。(3)-2パイロットプロジェクトの事業計画と換地にかかる助言を行う。(3)-3パイロットプロジェクトの事業調整にかかる助言を行う。(3)-4パイロットプロジェクト実施にかかるスタッフを訓練する。(4)-1区画整理事業実施に必要な技術基準及びマニュアルを開発する。(4)-2パイロットプロジェクトの実施から得られた知見を、区画整理事業実施に必要なガイドラインの開発や事業運営(財政システム等)体制の開発に反映する。(4)-3区画整理事業実施を支える官民の連携体制を促進する。</p>
投入	
日本側投入	長期専門家(チーフアドバイザー/都市計画、業務調整員、区画整理(換地計画)、区画整理(事業計画)) 短期専門家(施設配置計画、事業プログラム作成、換地設計ソフト基本設計など 8名程度/年) 研修員受入(都市開発技術、都市整備、都市計画、測量技術、都市交通 7名程度/年) 機材供与(トレーニング機材、視聴覚機材 他)
相手国側投入	要員:10名

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動	(1)専門家派遣 都市開発分野を中心にDTCP、NHA、BMAに個別専門家を派遣(1987年~) (2)研修員受入 タイ国別特設「区画整理」(1995年~1997年) (3)研究協力 「チュラロンコン大学都市計画学科大学院博士課程」(1993年~1996年) (4)開発調査 ・「区画整理事業適用調査」F/S(92~93) ・「都市開発と一体化した首都圏鉄道輸送力増強計画調査」M/P、F/S(1993年~1995年) ・「バンコク都市環境改善計画調査」M/P(1995年~1996年)
(2)他ドナー等の 援助活動	(参考)GTZにより「都市開発計画の地方展開」「都市開発・運用事業」と題する技術協力が1999年4月まで実施された。

備考

NHA(国家住宅公社) BMA(バンコク首都圏庁)



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2012年01月05日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名 (和)低所得者層向け住宅開発促進のための能力開発プロジェクト
(英)THE PROJECT ON CAPACITY DEVELOPMENT FOR PROMOTING
LOW-INCOME HOUSING DEVELOPMENT

対象国名 タイ

分野課題1 都市開発・地域開発-その他都市開発・地域開発

分野課題2 貧困削減-貧困削減

分野課題3

分野分類 公共・公益事業-社会基盤-建築住宅

プログラム名 環境・防災プログラム

プロジェクトサイト タイ国全土及び日本

署名日(実施合意) 2007年02月23日

協力期間 2007年4月06日 ~ 2008年4月05日

相手国機関名 (和)国家住宅公社

相手国機関名 (英)National Housing Authority

日本側協力機関名 国土交通省

プロジェクト概要

背景

タイの第9次国家経済社会開発計画(2002年～2006年)においてコミュニティのエンパワーメントの強化が明記され「住みよい都市とコミュニティの開発(Development of livable cities and communities)」が開発戦略の一つの柱とされている。また、同開発計画においてNHAは以下の政府の重要政策を推進する役割を担っている。

①2009年までに低所得者層向けに600,000戸の住宅供給を目標とした「Baan Eua-Arthorn Project(以降、BEプロジェクト)」を実施する。

②22県を対象に県や市レベルの住宅問題・スラム街問題を解決するため住宅の開発計画を策定する。

③1999年のDecentralization to Local Administrative Organization Actに基づき開始された地方分権化の政策を受け、地方自治体が実施する住宅開発を支援する。

しかし、BEプロジェクトの目標達成のためにはNHAの過去の実績をはるかに上回る住宅戸数を毎年供給していくことが必要となり、現在のNHAの供給手段、職員のキャパシティでは極めて困難となっている。また、供給された住宅は、特に地方において、現金収入獲得手段が多様な低所得者層のニーズに合致していないため、使用されていないものも存在する。さらに、地方都市におけるBEプロジェクトが地方自治体との調整が不十分なため、上下水道が未整備のものが存在する等、住宅開発のプロセスにおける地方自治体とのコミュニケーション不足が指摘されている。また、1999年以降地方分権を進めることができたが、住宅供給分野においてはNHAが地方自治体による住宅開発を支援することとなった。これを受けてNHAは、2002年から地方自治体の住宅開発計画、スラム解決計画、住宅開発における潜在能力強化計画に着手し、プーケット市を含む全国3市においてパイロットプロジェクトを実施してきている。しかしながら、地方自治体のキャパシティが脆弱であること、NHAによる組織的な地方自治体への支援体制、能力が備わっていないこと等から、地方自治体による住宅開発は殆ど行われていない。

以上の背景から、上記課題に対するNHAスタッフの能力強化、それを支援するためのガイドライン整備等を目的とする本プロジェクトが要請された。

上位目標

低所得者層向け住宅開発に関する技術が移転され、地方自治体による低所得者層向け住宅開発が行われる。

プロジェクト目標	低所得者層向け住宅開発のテキスト開発、研修の実施、地方自治体の支援体制の整備を行うことにより、NHAの低所得者層向け住宅開発能力及び地方自治体による住宅開発を促進するための支援能力が強化される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. NHAの住宅開発の地方分権化に向けた課題と今後の方針性及び取り組みを示す。 2. NHAスタッフ向けの研修実施及び研修用教材作成を担当するトレーナー向けの本邦研修を計画・実施する。 3. 様々なニーズに対応できる低所得者層向け住宅開発プロジェクトの計画、実施、監理に関するNHAの能力向上を目的とする研修を実施する。 4. NHAの低所得者層向け住宅開発に係る情報リソースセンターとしての機能を高める。 5. NHAの地方自治体支援体制を整備する。
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上位計画・政策、NHAによる住宅開発オペレーションをレビューする。 2. 地方自治体による低所得者層向け住宅開発を推進する上での課題を特定する。 3. 地方分権化の中での低所得者層向け住宅開発に係る政策の策定を支援する。 4. NHAが果たすべき役割及び実施すべき事項について特定する。 5. NHAスタッフ向けの研修実施及び研修用教材作成を担当するトレーナー向けの本邦研修を計画し実施する。 ・トレーナーの選定 ・本邦研修プログラムの策定 ・本邦研修の実施 ・低所得者層向け住宅開発に係る日本の知見の取りまとめ 6. タイ国内でのNHAスタッフ向けの研修を計画し実施する。 ・タイにおける低所得者層向け住宅開発のグッドプラクティスの取りまとめ ・様々なニーズに対応可能な標準的なワークフロー、調査・計画手法、技術、考慮すべき事項の取りまとめ ・研修教材及び研修計画の作成 ・50人以上のNHAスタッフに対する研修の実施 7. 現在NHAで地方自治体向けに公開されている情報をレビューする。 8. NHAの低所得者層向け住宅開発に係る情報リソースセンターとしての機能を高める。 ・地方自治体が低所得者層向け住宅開発を自ら実施していく上で必要となる情報及びデータならびに本プロジェクトで作成されるテキストのインターネット上の公開 9. 地方自治体の能力強化を支援する ・地方自治体の能力強化プログラムの策定及びセミナーの準備
投入	<p>日本側投入</p> <p>長期専門家1名 短期専門家4名 研修調整員1名 本邦研修約10名 タイでの研修約50名 現地活動費</p> <p>相手国側投入</p> <p>執務室の確保 カウンターパート人材の配置 ローカルコスト負担</p> <p>外部条件</p> <p>・住宅分野の地方分権化がタイ政府により継続される。 ・地方自治体が住宅の地方分権化への取り組みを政策課題として捉える。 ・NHAが引き続き地方自治体の能力強化を優先課題として扱う。</p>
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <p>ステアリングコミッティ</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	特になし
(2)他ドナー等の 援助活動	特になし



個別案件(国別研修)

2011年01月27日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名	(和)酸性雨の管理戦略と削減手法(第三国研修) (英)Third Country Training on Control Strategy and Mitigation Measures on Acid Deposition
対象国名	タイ
分野課題1	環境管理-大気汚染・酸性雨
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	南南協力プログラム
プロジェクトサイト	バンコク
署名日(実施合意)	2007年11月07日
協力期間	2007年11月12日 ~ 2009年03月31日
相手国機関名	(和)汚染管理局大気質・騒音室、環境研究研修センター、環境質・推進局
相手国機関名	(英)Air Quality & Noise Manage. Bureau, Pollution Control Dep. & ERTC, Dep. of Env. Quality & Promotion

プロジェクト概要

背景	東アジア各国においては、急速な経済発展に伴い、大気汚染等の環境問題が深刻化している。特に酸性雨については、地域的な問題として国際協力が求められており、1998年に各國政府の合意によって「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」が設立された。EANETの目的は東アジアの酸性雨問題に関して参加各国が共通の認識を持つこと、さらに地方レベルから国レベルにおける政策決定に必要な投入を行うこと、参加各国間での酸性雨に係る協力に貢献することである。 JICAは当該地域において環境保護関連のプロジェクトを数多く実施しており、1992-1997年に実施された環境研究研修センター(ERTC)プロジェクトもその一つである。同プロジェクトの終了後、その成果を普及発展させるための第三国研修プログラムの要請がタイ政府から日本政府に提出され、2003~2006年度に酸性雨モニタリングにかかる研修コースが実施された。その終了を踏まえ、テーマを酸性雨管理戦略と削減手法にしぼった新しい研修コース(2007~2008年度)の要請が日本政府に対し提出され、採択された。
上位目標	東アジア地域における酸性雨の管理戦略と削減手法に対する理解を深める。
プロジェクト目標	研修参加者が酸性雨問題にかかる理解と知識を高め、適正な削減手法と管理戦略を作り出すための能力と技能を身につける。
成果	(1)酸性雨測定のデータ評価技術が向上する。 (2)酸性雨モデリング(評価と解釈)が向上する。 (3)適正な削減手法と酸性雨管理戦略について理解が深まる。
活動	研修コースの中で以下のような講義や見学を行う。 ・各国の状況の報告 ・大気汚染概況 ・大気化学 ・大気質の管理

- ・大気汚染コントロール技術
- ・環境経済
- ・工場見学(セメント工場)
- ・発電所の大気質管理
- ・環境を基本とした社会経済開発
- ・日本の酸性雨管理
- ・タイで成功している酸性雨削減手法
- ・大気質モニタリングセンター見学
- ・大気質改善技術
- ・管理戦略の政策決定
- ・都市、農村、産業界、地域レベルの管理戦略と削減手法
- ・意見交換

投入

- | | |
|--------|---|
| 日本側投入 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施にかかる経費(約78%) ・日本人研修講師3名 ・コース設計にかかる調査(※実施済) |
| 相手国側投入 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施にかかる経費(約22%) ・研修講師 ・コース運営 |

実施体制

- | | |
|-----------|---|
| (1)現地実施体制 | <p>第三国研修
 TICAが周辺国への協力の一環として実施
 自然資源環境省汚染管理局、環境質向上局、環境研究研修センターが実施機関として
 コースをマネジメント</p> |
| (2)国内支援体制 | EANETの事務局を担うADORC(酸性雨研究センター)が支援 |

関連する援助活動

- | | |
|-------------------|---|
| (1)我が国の
援助活動 | 1992～1997年度 環境研究研修センター(ERTC)プロジェクト
1997～2006年度 酸性雨モニタリングネットワーク研修コース(兵庫国際センター)
2001～2002年度 タイ酸性雨対策戦略調査
2003～2006年度 第三国研修「酸性雨対策」(タイ)
2007～2008年度 本件第三国研修コース
オーストラリア、スウェーデン等も個別に二国間協力を実施。 |
| (2)他ドナー等の
援助活動 | |



技術協力プロジェクト

2010年04月05日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名 (和)環境基準・排出基準設定支援(揮発性有機化合物; VOCs)プロジェクト

対象国名 タイ

分野課題1 環境管理-大気汚染・酸性雨

分野課題2

分野課題3

プログラム名 環境・防災プログラム

プロジェクトサイト タイ国全土

署名日(実施合意) 2005年11月30日

協力期間 2006年3月05日 ~ 2008年03月04日

相手国機関名 (和)天然資源環境省(MONRE)公害防止局(PCD)及び環境質向上局(DEQP)

日本側協力機関名 環境省水・大気環境局大気環境課

プロジェクト概要

背景

タイ国は、工業化や都市化、モータリゼーションの進行を背景に特に都市部において深刻な大気汚染問題を抱えている。かかる状況のもと、タイ国天然資源環境省においては、一酸化炭素、二酸化窒素、二酸化硫黄、総浮遊粒子、PM-10、オゾン、鉛等の一般的な大気汚染物質について環境基準値を設け、バンコク首都圏を中心に全国52箇所の自動観測ステーションにおいてモニタリングを行い大気汚染対策に取り組んでいる。しかしながら、浮遊粒子(PM-10)やオキシダント(オゾン)の原因物質の一つとして知られている大気中揮発性有機化合物(VOCs; Volatile Organic Compounds)については、環境基準および排出基準が設定されておらず、体系的なモニタリングは行われていない。VOCsは、吸入による頭痛やめまい、腎傷害などの有害性や発ガン性等の可能性、VOCsが原因と考えられる悪臭を伴う事故が発生していること等により、近年、タイ国においても対策の重要性が認識されているところである。また天然資源環境省(MONRE)公害防止局(PCD)によると、環境汚染に関わる住民からの苦情の40%が悪臭に関するものであり、その中の大部分は溶剤等のVOCsが原因物質であると考えていることから、対策の早期実施が必要となっている。こうした背景から、2004年1月の国家環境委員会において、VOCsモニタリングの開始および環境基準・排出基準の策定が必要であると認識され、PCDもこの対応に迫られている。

本プロジェクトは、大気中VOCs汚染の現状の解明を行うとともに、環境基準、排出基準値案の設定を通じ、MONREの大気中VOCs汚染対策を講じるための能力を強化することを目的として実施するものである。

なお、2005年6月から3年間の予定で実施されている技術協力プロジェクト「環境研究能力向上」(カウンターパート機関:MONRE環境質向上局環境研究研修センター(ERTC))においては、大気中VOCs汚染状況の把握および大気中VOCsをモニタリングするための測定法の検討といった、今後、タイ国が環境・排出基準を検討していく上で必要不可欠な成果に重点を置いた協力を実施中である。

上位目標 VOCs大気汚染に対する具体的対策がとられる。

プロジェクト目標 天然資源環境省においてVOCs大気汚染対策を講じるためのキャパシティ(環境基準、排出基準の設定を含む)が強化される。

成果 1 VOCs大気汚染の現状が解明される。

2 大気中VOCs環境・排出基準案が設定され汚染対策委員会に提出される。

活動 成果1の活動

- (1-1) ERTCとの大気中VOCs共同調査計画の作成
 - (1-2) 既存のVOCs発生源インベントリーおよびモニタリングデータのレビュー
 - (1-3) VOCs発生源インベントリーの作成
 - (1-4) バックグラウンドモニタリングの実施
 - (1-5) VOCs汚染状況調査
 - (1-6) シミュレーションモデル作成準備(必要データの収集を含む)
 - (1-7) 優先的に取り組む必要があるVOCsのリストアップ
 - (1-8) 固定発生源モニタリングの実施
 - (1-9) VOCs汚染実態報告書案の作成(ERTCと共同作成)
 - (1-10) 調査成果を広報するためのセミナーの実施
- 成果2の活動
- (2-1) 優先的に取り組む必要があるVOCsの詳細モニタリングの実施(一般大気、固定・移動発生源)
 - (2-2) 優先的に取り組む必要があるVOCsの発生源インベントリーの作成
 - (2-3) 優先的に取り組む必要があるVOCsに関するシミュレーションの実施
 - (2-4) 環境・排出基準を策定すべき優先VOCsの決定
 - (2-5) 健康リスクおよび対策技術にかかる情報収集
 - (2-6) 環境・排出基準値案の設定

投入

- | | |
|--------|--|
| 日本側投入 | 協力期間:2年間
協力総額:約1.8
億円
内訳 専門家派遣(約38M/M)
機材供与等 |
| 相手国側投入 | カウンターパートの配置 施設、設備の提供等 |

実施体制

- | | |
|-----------|--|
| (1)現地実施体制 | 天然資源環境省公害防止局(PCD)
天然資源環境省環境質向上局環境研究・研修センター(ERTC)
(※大気中VOCs汚染実態解明のための関連活動において、協力相手先に含める。) |
| (2)国内支援体制 | 環境省、環境省環境調査研修所、自治体 |

関連する援助活動

- | | |
|-------------------|--|
| (1)我が国の
援助活動 | 1 技術協力プロジェクト「環境研究能力向上」(2005年6月～2008年5月) 概要: 大気中VOC汚染対策を講じるための天然資源環境省のキャパシティを強化することを目的とし、大気中VOCsの汚染状況の把握および大気中VOCsをモニタリングするための測定法の検討に重点を置いた協力を実施中である。カウンターパート機関は、天然資源環境省環境質向上局傘下にある環境研究研修センター(ERTC)。なお、大気中 VOCs汚染状況の把握等については、「環境基準・排出基準設定支援プロジェクト」の活動とも合致することから、「環境基準・排出基準設定支援プロジェクト」の活動の一部としてERTCとPCDとで共同で行う。
2 貿易投資円滑化支援事業「大気管理システムの構築支援」(JETRO、2005年) 概要: タイ工業連盟紙・パルプ産業部会をカウンターパート機関とし、ばい煙を発生する産業として紙パルプ産業、またVOCを発生する産業として車修理産業をモデルケースとして取り上げ、タイ工業省工場局の協力の下で大気管理システムの基盤となる大気データベース構築を図る計画に対する支援を行う予定。 |
| (2)他ドナー等の
援助活動 | 世界銀行国別環境開発パートナーシップ(CDP-E)-タイにおける環境分野への取り組み(2004年?2007年) 概要: 世銀は、CDP-Eを提案することで、環境分野の中長期的改革アジェンダに対応するための戦略的・協調的なアプローチをタイ国政府に提供し、同国の環境質の向上を支援することを目的としている。
主要な分野としては、(1)大気質(2)水質(3)廃棄物管理(4)地球規模の環境問題等があり、このうち大気に関しては、バンコクにおける粉塵・浮遊粒子軽減への支援を行う。 |



技術協力プロジェクト

2010年04月10日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名 (和)環境研究能力向上プロジェクト

対象国名 タイ

分野課題1 環境管理-大気汚染・酸性雨

分野課題2 貧困削減-貧困削減

分野課題3

プログラム名 環境・防災プログラム

プロジェクトサイト パンコク

署名日(実施合意) 2004年10月16日

協力期間 2005年06月12日 ~ 2008年06月11日

相手国機関名 (和)天然資源環境省環境質向上局 環境研究研修センター

日本側協力機関名 環境省 環境調査研修所

プロジェクト概要

背景

タイ国(面積51.1平方km、人口6,231万人(2001年)、一人あたりGDP1,993ドル(2002年))は、工業化や都市化、モータリゼーションの進行を背景に深刻な大気汚染問題を抱えている。これまでのところ、一酸化炭素、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、オキシダントに関する大気環境基準を制定し、パンコク首都圏を中心に主要な県においてモニタリングを行なっている。しかし、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質の一つとして知られる揮発性有機化合物(VOC; Volatile Organic Compounds)については、環境基準が設定されておらず、また具体的な対策を立案するための調査は行われていない。VOCは、吸入による頭痛やめまい、腎傷害などの有害性や発がん性など可能性が指摘されていることから、タイ国においてもその対策の重要性が認識されているところである。このような状況から、大気中VOCの環境基準策定に資する調査研究(健康リスクアセスメント)の実施を目的にタイ国政府から日本政府に対し要請が出された。なお本案件は、要請段階では4分野(VOC健康リスクアセスメント、環境関連データのQA/QCシステムの構築、エビ養殖における汚染の評価と水質管理モデルの開発、酸性雨モニタリング技術)の協力にわたっていた。しかし、案件採択段階における検討により、タイ側の優先度が最も高いVOC健康リスクアセスメントにしおって採択されたものである。2004年10月の事前評価調査により案件の基本計画の策定、5項目評価等を実施した。

上位目標 VOC大気汚染に対する具体的対策が取られる

プロジェクト目標 天然資源環境省においてVOC大気汚染対策を講じるためのキャパシティ(環境基準、排出基準の策定を含む)が強化される

成果 1. タイにおける適切なVOC大気環境モニタリング方法が開発される 2. VOC大気汚染の現状が明らかにされる 3. VOC大気汚染とヘルスリスク分析に関するERTCの調査研究能力が強化される

活動 1-1. ガスクロマトグラフ?質量分析装置(GC/MS)、加熱脱着装置(TDU)等の機材の準備
1-2. 分析方法の予備試験の実施
1-3. 精度管理・精度保証の(QA/QC)診断フローチャート
1-4. 機材のメンテナンス
1-5. 他の分析方法との比較検討
1-6. 大気中VOCのサンプリング及びTDC-GC/MSを用いた分析標準作業手順(SOP)の作成
1-7. 1年次プログレスレポートの作成

	<p>2-1. 調査、サンプリングサイトの選定(少なくとも9箇所以上) 2-2. 24時間サンプリングに基づいたベースライン調査 2-3. VOC排出インベントリーの作成 2-4. 屋内及び屋外におけるパッシブサンプリング方法の確立及び測定の実施 2-5. TDU-GC/MSを用いたパッシブサンプルの分析上旬作業手順(SOP)の作成 2-6. データ解析(地理分布、時系列分析) 2-7. 2年次プログレスレポートの作成 3-1. VOC大気汚染モニタリング研修の実施 3-2. パッシブサンプリング手法に関する研修の実施 3-3. データ解析とモデル化に関する研修の実施 3-4. VOC排出インベントリー研修の実施 3-5. ワークショップ、セミナーの開催 3-6. VOC大気汚染の現状に関するテクニカルレポートの作成</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・短期専門家派遣 <ul style="list-style-type: none"> ?1年目指導対象分野: 大気中VOCに関する分析方法の予備試験の実施、QA/QC診断フローチャートの作成、大気中VOCに関する分析方法の比較検討、TDU-GC/MSを用いた大気中VOC分析SOPの作成、1年次プログレスレポートの作成監理 ?2年目指導対象分野: VOC排出インベントリーの作成、屋内及び屋外におけるパッシブサンプリング方法の確立及び測定の実施、TDU-GC/MSを用いたパッシブサンプル分析SOPの作成、データ解析(地理分布、時系列分析)、2年次プログレスレポートの作成監理 ?3年目指導対象分野: ワークショップ、セミナーの開催、VOC大気汚染の現状に関するテクニカルレポート作成監理 ・機材供与 <ul style="list-style-type: none"> ?大気中VOCサンプリング及び分析に必要な機材一式(1年度目予定: GC/MS, Automatic thermal desorber) ・本邦研修 <ul style="list-style-type: none"> ?対象分野: VOC排出インベントリー、屋内及び屋外におけるパッシブサンプリング方法の確立及びサンプリングの実施、データ解析及びモデリング
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> 機材メンテナンスコスト ランニングコスト ローカルコスト タイにおける研修コスト
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパートがERTCに勤務を続ける。 ・タイ側の投入(メンテナンスコスト、ランニングコスト等)が適切に投入される。 ・タイの環境行政におけるVOC対策の優先度に変更が生じない。
実施体制	
(1)現地実施体制	天然資源環境省環境質向上局 環境研究研修センターが実施を担う。
(2)国内支援体制	環境省環境調査研修所の協力を得て実施する。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	「タイ国揮発性有機化合物汚染に関する研究協力」(平成9年度、NEDO) 概要:タイ国環境研究研修センター(ERTC)をカウンターパートに、同国で環境汚染をもたらしているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを代表とする揮発性有機化合物(VOCs)に関する環境技術について、VOCsの使用状況、管理状況の実態調査、特定工業団地における汚染状況調査、地下3次元拡散モデリング、スクリーニング分析法などに關し技術移転を行った。
(2)他ドナー等の援助活動	・世界銀行他(バンコクのPM-10濃度低減プロジェクト)



技術協力プロジェクト

2012年12月19日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)酸性雨対策(第三国研修)プロジェクト
(英)The third country training on Acid Deposition problems

対象国名 タイ

分野課題1 環境管理-大気汚染・酸性雨
分野課題2
分野課題3
分野分類 計画・行政-行政-環境問題
プログラム名 南南協力プログラム
援助重点課題 第三国に対する共同支援
開発課題 南南協力(主として対メコン地域・対アフリカ)
プロジェクトサイト 天然資源環境省公害規制局、環境質向上局、環境研究研修センター(ERTC)
署名日(実施合意) 2004年01月06日

協力期間 2004年02月15日 ~ 2007年02月28日

相手国機関名 (和)天然資源環境省公害規制局、環境質向上局
相手国機関名 (英)Ministry of Natural Resources and Environment, Pollution Control Department, Department of Environment

プロジェクト概要

背景 東アジア地域では、急激な経済成長(経済活動の活発化)に伴い、酸性雨や大気汚染による被害が今後さらに深刻化、顕在化し、人の健康にまで影響を及ぼすことが懸念されている。酸性雨問題に対応するためには、モニタリング体制の強化や、原因物質の排出源目録(インベントリ)整備、削減対策等が求められとともに、その問題の特性から各国単位のみならず、広域的、地域的(国際的)な連携が求められている状況にある。

上位目標 東アジア地域において酸性雨対策に係る取り組みが進展する。

プロジェクト目標 東アジア地域において、酸性雨問題とその対策に関する共通の理解が強化される。

成果 (1)東アジアの酸性雨問題の状況について、共通理解を形成する。(2)酸性雨問題による人体への健康被害や環境への負の影響を防ぎ、緩和するための方策について理解を深める。

活動 研修は4年間(2003年より2006年まで)、4回実施。研修員は、タイより6名/年、他国(9ヶ国:カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、ヴィエトナム)より18名/年の総数24名/年を予定。研修期間は2週間/回(年)。(1)2003~4年:酸性雨モニタリング (2)2005~6年:排出源目録(インベントリ)とモデル作成

投入 日本側投入 講師派遣2名/回(年)合計1人月/年(モニタリング、排出源目録作成・モデル作成、データ評価管理など) 研修経費
相手国側投入 タイ側投入:講師派遣8名/回(年) 研修経費

実施体制

(1)現地実施体制 天然資源環境省公害規制局(研修計画・実施・評価)

(2)国内支援体制

環境質向上局、環境研究研修センター(研修計画・実施・評価)
外務省国際開発協力事務局(研修計画、予算措置)
環境省環境保全対策課、酸性雨研究センター(講師派遣)

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動

集団研修「酸性雨モニタリングと対策技術」(1997年度～2000年度)
集団研修「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク研修」(2001年度～2007年度)
開発調査「タイ酸性雨対策戦略」(2001年度～2002年度)



技術協力プロジェクト

2010年06月17日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)下水処理場運営改善プロジェクト
(英)Project for Improvement of Sewage Treatment Plants Management in Thailand

対象国名 タイ

分野課題1 環境管理-水質汚濁

分野課題2

分野課題3

分野分類 公共・公益事業-公益事業-下水道

プログラム名 環境・防災プログラム

署名日(実施合意) 2004年05月25日

協力期間 2004年5月26日 ~ 2007年11月25日

相手国機関名 (和)下水管理公団

相手国機関名 (英)WasteWater Management Authority

プロジェクト概要

背景

タイ国では、急激な経済発展と都市化の進展により様々な環境問題が生じている。内務省公事事業局および科学技術環境省は水質汚濁問題に対処するため、90年代より全国を対象に下水道施設整備を推進しており、1995年までに20箇所の下水処理場が建設・供用された。

その一方で、急速に整備される下水道を適切に運用、管理する技術者が不足していたため、その養成が急務となり、タイ国政府は我が国に対し技術協力を要請した。我が国はこの要請に応え、1995年8月1日から2000年7月31日までの5年間にわたりプロジェクト方式技術協力「下水道研修センター」を実施し、全国の下水道関係者(約1000名、電気、機械、水質分析、下水道設計分野)に対する研修を実施した。

しかしながら、上記プロジェクトにより下水道分野の技術者を養成できたものの、建設された下水処理場の設計が不適切であり、また個々の下水処理場の運営管理体制が不十分なため、現在既存下水処理場の多くが正常に機能しておらず効率が悪い状況に陥っている。このため、タイ国の下水道事業では既存の下水処理場の効率の改善が急務になっている。

かかる状況の下、タイ国政府は、下水道事業、特に処理場の運営改善を目的とした技術協力をわが国に要請した。

本プロジェクトは、タイ国における下水処理場の効率を改善することを目的に、機能を十分に発揮していないモデル下水処理場の設備を修復・改善した上で、その運転・保守管理の方法を改善し、さらにその過程で得られる知見を他の下水処理場に応用できるよう、参考資料の作成、関係者に対する研修等を実施する。

上位目標 タイにおいて下水処理場が効率的・効果的に運転・保守管理される。

プロジェクト目標 下水処理場の効率的・効果的な運転・保守管理方法が確立される。

成果

1. モデル下水処理場の機能が回復する。
2. 下水処理場の運転・保守管理の改善に有効なレファレンス・マテリアルができる。
3. モデル下水処理場が十分な能力を有する人員により運転・保守管理される。
4. レファレンス・マテリアルを普及し、下水処理場の運転・保守管理に係る情報を収集するための情報システムが確立される。

活動

- 1?1 モデル下水処理場のリハビリテーション計画を見直す。
- 1?2 モデル下水処理場のリハビリテーションを実施する。

- 1?3 モデル下水処理場のリハビリテーションの適正さを確認する。
- 1?4 リハビリテーション工事を終えたモデル下水処理場の運転と保守管理を実施する。
- 2?1 タイの下水処理場運転・保守管理の改善のために必要なレファレンス・マテリアルを特定する。
- 2?2 レファレンス・マテリアル作成のための手法を検討する。
- 2?3 レファレンス・マテリアルを作成するための調査を実施する。
- 2?4 レファレンス・マテリアルを作成する。
- 3?1 従事者に必要な知識・能力のエリアを設定する。
- 3?2 研修資料を作成する。
- 3?3 研修を実施する。
- 4?1 レファレンス・マテリアルを普及用に修正する。
- 4?2 運転・保守管理報告を収集する。(日報、週報、月報、年報)
- 4?3 完成図書を収集する。(設計図、仕様書、完成図)
- 4?4 既存の情報システムを調査する。
- 4?5 既存のシステムを改良して、所要のシステムを開発する。

投入

- 日本側投入
 - 長期専門家:チーフアドバイザー、計画/設計/施工、機械/電気、調整員
 - 短期専門家:下水処理場維持管理、等
 - 供与機材:コンピュータ・サーバー、等
 - 研修員受け入れ:年間1~2名程度
- 相手国側投入
 - カウンターパート配置
 - 施設、等(専門家のオフィススペース、モデル下水処理場設備)
 - ローカルコスト(下水処理場のリハビリテーション経費、研修経費、下水処理場の運転・保守管理経費)
- 外部条件
 - 1.前提条件 なし
 - 2.成果(アウトプット)達成のための外部条件
研修を受けた人員が下水処理場の運転・保守管理を継続する
 - 3.プロジェクト目標(アウトカム)達成のための外部条件
維持管理費に十分な予算が配分される
下水道関連機関(中央、地方政府)がプロジェクトの成果を活用する

実施体制

- (1)現地実施体制 合同調整会議(Joint Coordination Committee)
月次会議
- (2)国内支援体制 国土交通省、下水道事業団等の支援

関連する援助活動

- (1)我が国の
援助活動
下水道研修センタープロジェクト(1995~2000年)
- (2)他ドナー等の
援助活動
デンマーク援助庁(DANIDA)によるWMAの運営能力向上プロジェクト(2003~2006年)



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2004年12月22日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)タイ工業用水技術研究所(フェーズ2)
(英)The Project on the Industrial Water Technology Institute Phase 2

対象国名 タイ

分野課題1 環境管理-水質汚濁

分野課題2

分野課題3

プロジェクトサイト バンコク

署名日(実施合意) 2000年04月05日

協力期間 2000年06月01日 ~ 2005年05月31日

相手国機関名 (和)工業省工場局 (Department of Industrial Works, Ministry of Industry: DIW, MOI) 工業用水技術研究所 (Industrial Water Technology Institute: IWTI)

相手国機関名 (外)

日本側協力機関名 経済産業省経済産業政策局産業施設課

プロジェクト概要

背景 タイ国では、近年の急激な工業化に伴い、工業用水需要の急増による地盤沈下や、不十分な排水処理による水質汚濁が問題となっている。これに対し、JICAは限られた水資源を有効に活用し、環境と調和のとれた工業化を図ることを目的に、工業省工場局が民間企業や工場局内関係者に対して水使用合理化、排水処理・再利用、工業用水供給に関する技術指導を実施する機関として新設した工業用水技術研究所(IWTI)の基盤を固めるため、本プロジェクトのフェーズ1(1998年6月~2000年5月)を実施した。工場局は、IWTIスタッフの技術をさらに向上させ、実際に技術指導を行えるようになることを目的とし、我が国に対し、フェーズ2プロジェクトを要請した。

上位目標 タイ産業界が、より効率的な水使用、効果的な排水処理・再利用を行える。

プロジェクト目標 工業用水技術研究所(IWTI)がタイ産業界に対し、継続的に適切な工業用排水関連技術を指導できる。

成果 1 IWTIの組織が強化され、効率的に運営される。
2 研修・コンサルティング・情報サービス提供に必要な機材が設置され、適切に使用される。
3 IWTIによって、工業用排水技術に関する研修サービスが提供される。
4 IWTIによって、工業用排水技術に関するコンサルティングサービスが提供される。
5 IWTIによって、工業用排水技術に関する情報サービスが提供される。

活動 ・研修サービス実施(工場エンジニア・公害防止管理者・処理施設オペレーター及び工場局検査官を対象とする教材作成、研修コース・セミナー開催)
・コンサルティングサービス実施(工場調査・実験、概念設計、改善提案作成、マニュアル・ガイドブック作成)
・情報サービス実施(IWTI内部の情報共有システム確立、工業用排水に係る情報の集積・提供、ホームページ・年報による広報)

投入

日本側投入 長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整員、用排水処理、用排水処理実験、用水供給、水使用合理化)
短期専門家(用排水処理、用水供給・水使用合理化、情報管理等 年間5名程度)
研修員受入(年間2名程度)

相手国側投入 機材供与(分析・測定機器、ラボスケール・ベンチスケール実験機、実験機運搬用車両等)
要員:11名(2002年4月1日現在)
施設等整備:工業用水技術研究所

外部条件

実施体制

- (1)現地実施体制
(2)国内支援体制 国内委員会事務局:(財)造水促進センター

関連する援助活動

- (1)我が国の
援助活動 開発調査 工業用水合理的な使用計画調査(1987.10～1988.7) JETRO 公害防止管理
者制度・工場検査官制度強化プロジェクト(1998.12～) NEDO 地球温暖化防止廃水処理
技術に関する研究協力 (1998.8～2001.3)
(2)他ドナー等の
援助活動



本部主管案件

開発調査

2010年04月08日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名 (和)地方天然資源環境行政支援体制強化計画調査

対象国名 タイ

分野課題1 環境管理-その他環境管理

分野課題2 貧困削減-貧困削減

分野課題3

プログラム名 環境・防災プログラム

プロジェクトサイト パンコク及び天然環境資源省県環境事務所(PEO)(モデル県2箇所)

署名日(実施合意) 2007年04月25日

協力期間 2007年6月01日 ~ 2008年7月31日

相手国機関名 (和)天然資源環境省天然資源環境政策計画局(ONEP)

日本側協力機関名 環境省

プロジェクト概要

背景

タイにおいては近年の急速な経済発展により、天然資源と環境への負荷が増大している。1992年に制定された国家環境保全推進法の第二部においては、国家環境保全の政策と計画を遂行するため、『環境質管理計画』と称する実施計画を策定すること(同法第35条)、さらに同計画の規定する指針に従った、県段階の環境質管理計画を策定すること(同法第37条)とされている。これに基づき、タイ政府は2002年から2006年までの第一次国家環境質管理計画、2007年から2011年にかけては第二次国家環境質管理計画を策定した。

第二次国家環境質管理計画の完成を受けて、2007年以降にMONRE地方環境事務所が第一次地方環境質管理計画を順次策定していく予定である。

しかしながら、タイ国では、地方環境質管理計画を策定した経験がなく、かつ地方の天然資源環境管理行政の体制が脆弱である。地方環境質管理計画の策定及びその施行には困難が予想される。

かかる背景から、タイ政府から、第一次地方環境質管理計画の策定(モデル県数箇所)及びタイの地方天然資源環境行政体制整備への提言を目的に本開発調査が要請された。この要請を受けて、2007年11月に事前調査を行い、本開発調査の内容を以下①～④とすることをタイ政府と合意した。更に2008年2月にモデル県となるアユタヤ及びサムットソンクラーム県の情報収集を行うため、第二次事前調査を派遣した。

- ①タイ国におけるモデル県数箇所の第一次地方環境質管理計画を策定
- ②策定過程において、MONREの地域事務所及び地方自治体の環境質管理計画策定にかかる知識・能力を向上
- ③地方環境質管理計画策定マニュアルを策定
- ④地方における天然資源環境行政強化にかかる提言が策定

上位目標

天然資源環境問題が適切な公共政策によって管理され、中央と地方行政及び地域住民との連携によって天然資源環境問題が改善・解決される。(なお、タイにおいては今後省庁改編が行われる予定であり、その中で天然資源環境省環境政策計画局は天然資源分野の取り扱いを検討している模様であり、本件の協力スコープに環境分野と併せて天然資源分野を含めるか否かについてはかかる再編の動向に留意する必要がある。)

プロジェクト目標

- (1)第一次地方環境質管理計画が策定される
- (2)MONREの地域事務所及び地方自治体の環境質管理計画策定にかかる知識・能力が向上する。

	(3)地方における天然資源環境管理行政強化にかかる提言が策定される。
成果	(1)第一次地方環境質管理計画の策定 (2)MONREの地域事務所及び地方自治体の環境質管理計画策定にかかる知識・能力の向上 (3)地方における天然資源環境管理行政強化にかかる提言の策定。
投入	
日本側投入	コンサルタント(分野／人数) 1)総括、2)副総括/組織・制度／社会経済調査 3)Soil resource and soil usage 4)Forest resource 5)Water resource 6)Mineral resource 7)Energy resource 8)Sea and coast resources 9)Biological diversity 研修員、調査に必要な機材の購入 (調査用車輌の提供) (事務所スペース等の提供) (カウンターパート職員の配置) (現地踏査等に同行するカウンターパート職員に係る諸経費)
相手国側投入	政策的要因:開発政策の変更による提案事業の優先度の低下 行政的要因:行政権限の地方移転からの方針転換、行政改革による行政機関の設置、廃止、統合及び所掌事務の変更 経済的要因:経済状況の悪化等による財政緊縮及び資金不足 社会的要因:対象地域人口の急激な変化等
外部条件	
実施体制	
(1)現地実施体制	実施機関はMONRE及び地域事務所であるが、調査対象地域は地方であるため、地方政府天然資源環境部門も協力機関となる。また、分野がSoil resource and soil usage、Forest resource、Water resource、Mineral resource、Energy resource、Sea and coast resource、Biological diversityと広範囲に及ぶため、地方自治体の農政部、森林部門、水利部門、鉱業部門、エネルギー部門、海洋部門等も含む必要がある。 従って調査団及びMONRE(及び地方事務所)の決定のスムースな実施をサポートするため、本件調査のカウンターパートはMONRE(及び地方事務所)のみならず、地方自治体の農政部、森林部門、水利部門、鉱業部門、エネルギー部門、海洋部門等から選出するよう要望する。
(2)国内支援体制	日本側の体制は、総合環境管理計画の策定はJICAにとり、初めての経験であることから国内委員会を設置する。また実際の実施は民活技プロとする。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	JICA長期派遣専門家派遣: 「天然資源環境管理政策アドバイザー」 佐藤仁専門家 配属機関:MONRE天然資源環境計画・政策事務局。 2004.10.1~2005.10.1
(2)他ドナー等の援助活動	ADBのTAプログラム「メコン準地域における総合的環境管理」における「環境パフォーマンス評価」の研究活動について、今後当調査との連携の可能性が出てくる可能性がある。



技術協力プロジェクト

2012年12月19日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)タイ国持続的な道路開発(第三国研修)プロジェクト
(英)Sustainable Road Development

対象国名 タイ

分野課題1 その他-その他
分野課題2
分野課題3
分野分類 公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名 南南協力プログラム
援助重点課題 第三国に対する共同支援
開発課題 南南協力(主として対メコン地域・対アフリカ)
署名日(実施合意) 2004年09月01日
協力期間 2004年09月01日 ~ 2006年12月01日

プロジェクト概要

背景 インドシナ半島ではカンボジアをはじめとする混乱が収束し、地域内の復興と開発が喫緊の課題となっている。特に国境をまたぐ国際幹線道路の整備は、地域全体の経済開発促進の鍵となっている。こうした中、道路整備において先行経験を有するタイ道路局が第三国研修を実施し、道路整備の経験・知見などの技術的側面を各国に移転するとともに、地域内の参加国と歩調を合わせた道路整備を可能とするためのネットワーク形成の意義が高まっている。

上位目標 アジア地域各国の道路交通開発機関関係者間において、連携・連帯を醸成すること。

プロジェクト目標 東南アジア、南アジア各国からの参加者の道路開発に関する知識・技能が増進すること。

成果 1.参加者の以下の分野における知識・理解の獲得 1.1 道路維持管理、運営システム、道路計画 1.2 道路・橋梁の設計、建設、維持管理技術 1.3 道路開発に伴い生起する環境影響並びにその最小化方法 1.4 交通管理・交通安全 2.参加者の道路開発分野におけるキャリアの伸長

活動 1.第3国研修 1.1 研修カリキュラムの作成 1.2 教材・設備の準備 1.3 研修講師の配置 1.4 研修・訓練の実施 1.5 受講者の成績、研修内容、カリキュラムの評価 1.6 研修カリキュラムの改善 2.参加者間の交流 2.1 研修参加者・参加機関間の交流の活性化

投入

日本側投入 1.研修講師の派遣 2.渡航費の一部負担(開始年度61.8%から漸減)
相手国側投入 1.研修実施スタッフ、研修講師の配置 2.研修必要機材全ての準備 3.渡航費の一部負担(開始年度38.2%から漸増)
外部条件 関係各国政府の道路開発に対する優先度が変更されないこと



技術協力プロジェクト

2013年06月11日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)汚職防止支援プロジェクト
(英) The Project on the Strengthening of Anti-Corruption Capacity

対象国名 タイ

分野課題1 その他-その他
分野課題2
分野課題3
分野分類 計画・行政-行政-行政一般
プログラム名 その他
援助重点課題 その他
開発課題 その他
プロジェクトサイト Office of the National Counter Corruption
署名日(実施合意) 2004年04月09日
協力期間 2004年06月01日 ~ 2007年05月31日
相手国機関名 (和)国家汚職防止委員会事務局
相手国機関名 (英)Office of the National Counter Corruption

プロジェクト概要

背景 (1)汚職は、開発を阻害する深刻な要因であったにもかかわらず、タイにおいては、公的機関として汚職を取り締まり、調査・追及等を行う機関がほとんど機能しなかつたため、あらゆるレベルにおいて汚職が蔓延していた。(2)1997年に民主的なプロセスを経て制定された憲法に基づき、国家独立機関として国家汚職防止委員会(NCCC; National Counter Corruption Commission)及びその実務を担う国家汚職防止委員会事務局(ONCC; Office of National Counter Corruption Commission)が設立され、汚職防止に関する法の整備、公務員の汚職の取締、政治家・政府高官の資産調査及び汚職防止の啓発等を実施してきた。これまで、タクシング現首相の資産虚偽申告事件や政府高官の汚職摘発など、一定の成果は挙げられており、國民からも汚職防止に係る期待は大きい。しかしながら組織の設立 後間もなく、上層部は関係他省庁から出向の役職員が、実務レベルは新規採用職員が多く、独立機関であるため他省庁との人事交流もないため、組織体系・能力が脆弱である。汚職防止制度を遵守させるための具体的方策や、取締のためのノウハウも十分に有しておらず、同機関の人材育成が急務となっている。(3)このような背景のもと、タイ政府からONCCの人材育成を目的とした技術協力プロジェクト「汚職防止支援」の要請があり、関係機関で協議の結果、16年度新規案件として採択された。

上位目標 汚職防止基本法、タイ王国憲法に基づいたNCCCの業務遂行能力が向上する。

プロジェクト目標 「汚職検査」「資産検査」「汚職防止」におけるONCCの能力及び効率性が向上し強化される。

成果 (1) ONCCスタッフが法的フレームワークに関する幅広い知識を得る (2) ONCCスタッフが特に「汚職検査」「汚職防止」「資産と債務の検査」における適切なマネジメント技術を習得する。(3) ONCCスタッフが効率的な検査に関する知識及び技術を習得する。

活動 (1) 国別研修を行い、「汚職検査」「資産検査」「汚職防止」分野における技術及び体制に関する幅広い知識をタイの研修員に提供する。(2) 現地国内研修・研修・クションをタイで行い、国別研修受講者が日本で得た知識をタイ国内で普及するとともに、ONCCの体制を見直す。(3) 現地国内研修の際日本人専門家を派遣し、講義を行うとともに当該分野におけるアドバイスを

投入	行う。
日本側投入	(1)国別研修の実施（毎年1回5週間の研修を実施、研修員受入数は年間最大20名）(2)タイで実施する現地国内研修へ短期専門家の派遣（年間4名まで派遣）
相手国側投入	(1)現地国内研修の実施（毎年1回約7日間の研修を実施、研修員受入数は最大60名）(2)カウンターパートの配置。(3)ローカルコスト負担
外部条件	プロジェクト実施にあたっては、ONCCのみならず資金洗浄捜査局(AMLO)や特別捜査部局(SID)との連携が重要となる。設立されたばかりのONCCの職員は、新規採用者以外は関係省庁からの出向者で占められている上に、警察出身者が殆どいないことから、汚職捜査・取締りの経験・技術は十分でない。ONCCが今後「汚職捜査・取締り機関」の組織として成熟することが、プロジェクト成功の鍵を握ることとなる。本プロジェクトは、現地国内研修、国別研修を通じて、ONCCの人材育成を目指すが、同時に組織の成熟にも貢献することとなる。
実施体制	
(1)現地実施体制	現地国内研修実施機関のONCC内に、プロジェクトダイレクター、プロジェクトマネージャー、プロジェクトコーディネーターを配置する。また、プロジェクト実施期間中のモニタリングの実施、各研修実施内容に対する評価、実施運営上の問題点等を双方が話し合うこと等を目的として、JCCを設置している。
(2)国内支援体制	法務省法務総合研究所国際連合研修協力部(アジア極東犯罪防止研修所)が、国内の主な支援機関となる。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	グッドガバナンスという視点から見れば、タイにおいては「薬物対策広域プロジェクト」(協力期間2002年6月から2005年6月まで)を、薬物統制委員会をカウンターパート機関にして実施中。
(2)他ドナー等の援助活動	国連のUNODCは「汚職防止」に関して具体的な活動をしてはいないが、JICAの活動に関心を寄せている。



技術協力プロジェクト

2012年03月02日現在

在外事務所 : タイ事務所

案件概要表

案件名 (和)タイ国スワナブム空港環境管理・施設維持能力向上プロジェクト
(英)The Project on Capacity Building for Environmental Management and Airside Paved-area Maintenance of Suvarnabhumi Airport in Thailand)

対象国名 タイ

分野課題1 その他-その他
分野課題2
分野課題3
分野分類 公共・公益事業-運輸交通-航空・空港
プログラム名 産業生産性向上プログラム
プロジェクトサイト バンコク、ノンタブリ、サムットプラカン
署名日(実施合意) 2004年03月29日
協力期間 2004年03月29日 ~ 2006年03月31日
相手国機関名 (和)タイ空港株式会社
相手国機関名 (英)Airport of Thailand Public Company Limited
日本側協力機関名 国土交通省

プロジェクト概要

背景 バンコク国際空港は、東南アジアにおける国際航空ネットワーク上の拠点空港として利用が増大しているが、今後の需要増に対して空港の施設容量が十分ではない。このため、タイ政府は新空港(スワナブム空港)建設計画を国家経済社会開発計画の一事業と位置づけ、1995年より工事を開始し、2005年9月の開港を目指してきたところである。1996年からは国際協力銀行(JBIC)より円借款資金が供与されているほか、JICAとしても新バンコク国際空港会社(New Bangkok International Airport Company Limited, NBIA)に対し、1997年8月から2003年3月までの5年間にわたって、空港建設事業の監理助言の長期専門家を2代派遣し、空港建設に係るハード面中心の技術移転を行っている。これらの技術移転の成果を踏まえ、2003年6月からは空港施設管理に係る専門家を派遣し、空港開港に向けてのソフト面での技術移転にかかる要請に対応してきた。スワナブム空港のような大規模国際空港を開港させるためには、空港施設管理計画、環境管理計画、また空港の移転計画の作成等さまざまな準備が必要となる。これらの準備のための技術移転を行いスムーズな空港開港に寄与するため、2003年タイ政府は日本政府に対し、NBIAを実施機関とする技術協力プロジェクトを要請した。2004年3月にはR/Dを締結し、2006年3月末までの2年間で技術協力プロジェクトを実施しているところである。NBIAは2004年12月にタイ空港株式会社(Airport of Thailand Public Company Limited, AOT)と合併し、現在はAOTがスワナブム空港の建設工事をすすめているが、工事の遅れにより、2005年7月末にタクシングラウンドより開港時期を遅らせる旨表明されており、2006年6月の開港に向けて準備が進められている。これらの事情、及び2005年10月に実施した終了時評価の結果、プロジェクトを2006年9月末まで延長することになった。

上位目標 スワナブム空港が安全かつ効率的に運営される。

プロジェクト目標 スワナブム空港に係る職員及び組織の、空港運用に伴い発生する環境負荷の管理、低減、代償措置といった管理能力及び滑走路等の空港舗装に係る施設維持管理能力が向上する。

成果 1)環境管理計画(EMP)及びEMPの重要な構成要素である空港環境管理に関する作業方法書

(OM)が作成される。2)環境教育用教材が作成される。3)環境管理委員会が設立される。4)環境影響評価四半期報告書(QEIR)のドラフトが作成される。5)舗装区域の管理計画(MM)及びMMの重要な構成要素である空港施設維持管理に関する標準作業方法書(SOP)が作成される。6)コーディネーションシートシステムが確立される。7)空港舗装維持管理システム(APMS)が作成される。8)スワナブム空港の環境管理、滑走路等舗装区域の管理に係る人材が育成される。

活動	(環境管理) 環境管理計画(EMP)及び作業方法書(OM)の作成、記載事項に基いた開港前のトライアルの実施、必要に応じEMP、OMの見直し等。(施設維持管理) 舗装区域の管理計画(MM)及び標準作業方法書(SOP)の作成、記載事項に基いた開港前のトライアルの実施、空港舗装維持管理システム(APMS)の作成、評価等。
投入	
日本側投入	長期専門家1名 短期専門家34名(環境管理18名、施設維持管理16名) 本邦研修8名(環境管理4名、施設維持管理4名)
相手国側投入	カウンターパートの配置 ローカルコスト負担 専門家執務場所・車両の提供 専門家携行機材などに対する免税措置
外部条件	2006年6月の開港へ向け、工事が順調に進捗する。

実施体制

(1)現地実施体制	プロジェクトは、プロジェクトの管理を行うAdministration Unit、環境関係を担当するUnit 1及び施設管理を担当するUnit 2で構成されるプロジェクトオフィスを設置している。また、検討に当たっては、必要に応じ国家環境計画室(ONEP)及び航空局(DCA)と調整を取りつつ進めることとしている。これらの実施体制に併せJCC:Joint Coordination Committeeを設置し、プロジェクトの進捗管理を行うこととしている。
(2)国内支援体制	プロジェクトの実施に当たっては、航空局並びに成田、関西及び中部空港の知見、経験等が重要である。今回長期専門家の派遣に当たっては、航空局並びに成田、関西及び中部空港が全面的に協力する体制を構築しており、業務実施に当たって必要となる情報の提供や、短期専門家の派遣及びタイカウンターパートの研修受け入れを行うこととしている。

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動	スワナブム空港は、1996年より本プロジェクトの実施機関であったNBIA(NBIAとAOTは2004年12月に合併し、現在の実施機関はAOTとなっている)で建設工事が開始されており、その工事に対し、JBICからの円借款資金が供与されている。
(2)他ドナー等の援助活動	本事業については、他ドナーからの支援ではなく、日本が唯一の支援国である。



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2011年04月12日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)自治体間協力プロジェクト
(英)The Local Management Cooperation Program

対象国名 タイ

分野課題1 その他-その他

分野課題2

分野課題3

分野分類 計画・行政-行政-行政一般

プログラム名 タイ その他プログラム

プロジェクトサイト パンコク 他ワークショップサイト

署名日(実施合意) 2003年09月18日

協力期間 2003年09月01日 ~ 2004年09月01日

相手国機関名 (和)内務省自治体振興局

相手国機関名 (英)Department of Local Administration (DLA), Ministry of Interior

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景

上位目標

プロジェクト目標

成果

活動

投入

日本側投入

相手国側投入

外部条件

実施体制

(1)現地実施体制

(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

(2)他ドナー等の
援助活動



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2010年07月01日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名 (和)外傷センタープロジェクト
(英)Project for Development of Trauma Center Complex

対象国名 タイ

分野課題1 その他-その他

分野課題2

分野課題3

分野分類 保健・医療-保健・医療-保健・医療

プログラム名 タイ その他プログラム

プロジェクトサイト タイ国コンケン県

署名日(実施合意) 2000年04月12日

協力期間 2000年07月01日 ~ 2005年06月30日

相手国機関名 (和) 保健省コンケン病院

プロジェクト概要

背景

タイ国では、都市化にともない交通事故による死傷者数が急激に増加しており、現在では主要な死亡原因となっている。また若年層の死亡者数が急激に激増するとともに、交通事故による障害者数も増加の一途を辿っており、大きな社会問題となっている。我が国は、1991年から1996年までタイ国コンケン県において、公衆衛生プロジェクトを実施した。これは、バンコク以外の地域に対し実施されてきた従来からの保健医療サービス・システムの問題点を分析し、対策の検討を行い、さらに計画立案と解決策の実施という一連の活動を通して、地方都市の現実に即した保健医療システムを作ることを目指すものであった。同プロジェクトの成果のひとつとして外傷予防のためのモデル的なシステムが開発され、高い評価を得たが、この分野での更なる強化を図るため、タイ国政府は、国立コンケン病院での「外傷センタープロジェクト」の実施を承認し、2001年には施設が完工。同センターは(1)24時間の救急外傷対応(2)プレホスピタル・ケアサービス(3)情報管理及び利用(4)救急スタッフトレーニング(5)外傷研究の各部署をもつ予定であり、同センターにおいて外傷予防に焦点を定めたプロジェクトを実施すべく我が国にプロジェクト方式技術協力を要請してきた。

上位目標 1. 交通事故による外傷ケア及び予防のモデルが他県に広まる
2. タイの交通事故外傷による死亡率が低下する。

プロジェクト目標 コンケン県における交通事故外傷による死亡率が低下する

成果

- A. 病院内外傷患者ケア改善
- B. プレホスピタルケア改善
- C. 交通事故予防・軽症化
- D. 研修・研究センター設置
- E. 他県へのモデル化

活動

- 1. 病院ケア
 - ・外傷ケア改善のための組織計画策定
 - ・外傷処置ガイドラインの改訂
 - ・トリアージシステム計画策定
 - ・外傷ケアについての病院スタッフ訓練
- 2. プレホスピタルケア
 - ・住民に対する通報及び応急処置訓練・広報
 - ・救急指令センターの設置
 - ・救急サブ・ステーションの設計・設置
 - ・EMT、EMTB、ボランティア、財団の救急隊員に対する訓練
 - ・EMSとレスキューの機能についてのガイドライン作成
 - ・EMS活動にかかる評価調査
 - ・郡部におけるプレ

ホスピタルケア改善計画の策定・実施
3.交通事故予防・軽傷化
・広報プログラム実施 ・県安全委員会との協議 ・運転者、住民リーダー、学校への安全教育実施 ・交通安全キャンペーン開催 ・コンケン病院内に交通安全室設置 ・交通事故に関する調査研究実施
4.研修・研究センター
・センター組織計画策定 ・研修及び研究活動実施管理 ・研修・研究活動評価調査実施
5.モデル化
・県政府、県病院及び保健省との協議 ・コンケン病院の経験をまとめた報告書作成・配布
・モデル化の状況及び効果のモニタリング・評価

投入

日本側投入 専門家派遣：長期専門家（チーフアドバイザー、業務調整員）、短期専門家（救急医療、救急看護、救急搬送、救急救命技術、交通事故予防等）研修員受入：（救急医療、救急看護、救急搬送、救急救命技術等）機材供与：（救急医療機材、救急救命士訓練用機材、救急通報システム関連機材、救急車等）活動経費：救急救命士、看護師、医師の研修等支援、交通安全モデル村等設置支援、全国セミナー開催支援等
相手国側投入 要員：コンケン病院外傷センターに医療スタッフ、救急救命士、アドミニストレーションスタッフが配置されている 施設等整備：コンケン病院外傷センターが2001年2月に完成した その他機材購入、ローカルコストを負担

実施体制

(1)現地実施体制 プロジェクト実施委員会が設定されている
(2)国内支援体制 国内支援委員会：総務省消防庁、警察庁、大阪市消防局、大阪市立大学、聖マリア病院

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動 特になし

備考 2003年に外傷センターがWHOのコラボレーションセンターとしての認定を受けた